

令和6年度 大学機関別認証評価
自己点検評価書
[日本高等教育評価機構]

令和6(2024)年6月

千里金蘭大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	3
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	6
基準 1. 使命・目的等	6
基準 2. 学生	13
基準 3. 教育課程	35
基準 4. 教員・職員	56
基準 5. 経営・管理と財務	69
基準 6. 内部質保証	80
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	86
基準 A. 地域貢献・地域連携	86
V. 特記事項	93
VI. 法令等の遵守状況一覧	94
VII. エビデンス集一覧	109
エビデンス集（データ編）一覧	109
エビデンス集（資料編）一覧	109

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 建学の精神・大学の基本理念

千里金蘭大学（以下「本学」という。）は、学校法人金蘭会学園（以下「本学園」という。）が昭和 38（1963）年に設置した金蘭会短期大学を母体として、平成 15（2003）年に開設した女子大学である。本学園は、明治 38（1905）年に大阪府立堂島高等女学校の同窓会である「金蘭会」が、社会奉仕活動を通じて生まれた、「学び、そして、社会のために尽くさねば」という気概から設立した「金蘭会女学校」をその淵源としている。

本学の建学の精神の由来は、本学園に冠せられた「金蘭」の名にこそある。「金蘭」とは、「易経繫辞伝（えききょうけいじでん）」（古代中国の書物で、陰陽の原理に基づき、天文・地理・人事・物象を説いた五経のひとつであり、繫辞伝とは易経に付された解説書「十翼」の編名をさす）の「二人同心其利断金 同心之言其臭如蘭」（二人心を同じうすれば、その利（と）きこと金を断つ。同心の言（ことば）は、その臭（かおり）蘭のごとし）から採られた言葉である。この言葉が意味するところは、「志を同じくするものが一致協力すれば、何事でも成し遂げることができ、同じ心をもっている者、すなわち同志の言葉は、蘭の芳しいかおりがする」というものである。すなわち、この二人の間には何にも優る「信頼」があり、そこから生まれる「力強さ」と「高い志」に加え、金蘭会女学校創設当時の若い女性が目指した「自立」を示すものと解釈している。

以上を集約し、現在、本学においては、建学の精神を「学び、人の役に立つ」として簡潔に掲げるとともに、「自ら学び、自ら考え、自ら育つ」を基本理念に掲げて教育実践を展開している。

2. 使命及び目的

建学の精神に則り、千里金蘭大学学則（以下「学則」という。）第 1 条において、本学の使命・目的を「豊かな教養と深い専門知識を有し、高い志のもと、社会に貢献し信頼される人材を養成すること」と定めている。この使命・目的には、金蘭会女学校設立当時の気概はもちろんのこと、21 世紀という時代においても、変わることなく倫理観を醸成し、信頼される女性を育てるという責務が込められている。

また、本学においては、平成 30（2018）年度に、本学で学び、社会に貢献し信頼される女性として自立する姿を表現するべく、タグライン「私の成長、きっとだれかのために。」を策定することで、建学の精神をよりわかりやすく、具現化を図っている。このタグラインは、学生の成長が、自身の夢を叶える方途にとどまらず、ともに学ぶ仲間と志を分かち合い、将来、個性と能力を發揮できる専門的職業人として、人を支えることを表したものである。

本学の使命・目的の実現に向けては、本学の基本理念である「自ら学び、自ら考え、自ら育つ」を踏まえたうえで、本学の教育目標を「自ら考え自ら学ぶ姿勢を身につけることで、他者への共感・他者との協調・他者への奉仕を実践し、持続可能な社会の構築に貢献できる、すなわち自らを育て自立することのできる女性の育成」と定めている。

大学院については、高等教育を取り巻く環境の変化などを踏まえ、共学としており、千里金蘭大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第1条において、本大学院の使命・

目的を「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を極めるとともに、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、社会・文化の進展に寄与すること」と定めている。

3. 大学の個性・特色

本学は、開学から21年を経たものの、まだ歴史の浅い大学であるが、本学園としては、119年にわたり、女子教育に徹してきたことや、本学設置の母体となった金蘭会短期大学が半世紀の歴史を有したことから、地域に根づいた女子教育活動を展開してきたとすることができる。

本学では、教育課程を通じて、現代に生きる女性に適した資格やスキルの習得を軸としながら、自ら学び、考え、育つという姿勢のもとに、信頼のおける女性を養成することで、社会に貢献することを目標としている。すなわち、「栄養」「教育」「看護」という、女性の特性を生かしやすい資格に密着した学部・学科を設置し、豊かな教養と倫理観を備えた女性を育てるべく、語学や世界の文化、哲学、日本の伝統文化などの幅広い教養教育を実践することで、教養教育及び各学部・学科の専門教育の融合・一体化を図るとともに、社会人適応力を向上させ、信頼のおける女性の社会進出に貢献することであり、本学の個性・特色を表していると言える。

なお、18歳人口の減少や高学歴志向の高まりなど、高等教育を取り巻く環境が変化し、その方向性も多様化していることから、時代の変化と社会の要請に柔軟に対応しつつ、多様な発展に向けた特色ある教育研究に取り組むために、既設の看護学部看護学科を基礎として、令和4(2022)年4月に大学院看護学研究科(共学)を設置するとともに、既設の生活科学部食物栄養学科及び児童教育学科を基盤として、令和5(2023)年4月に栄養学部栄養学科及び教育学部教育学科を設置し、栄養学分野及び教育学分野の充実を図っている。

また、さらなる個性・特色として、入学者受入れや社会への人材供給について、本学では地域社会に対し、以下のとおり寄与している。

まず、本学の在学者数に占める近畿地方(2府5県)出身者(過去5年間)は過去5年間、89%から93%と非常に高い割合で推移しており、そのうち大阪府内出身者の割合が81%から89%を占めている。このことは、時代の要請や社会の変化を捉えながら、地域社会が求める女性人材を養成する大学として、あるいは、地域社会に貢献できる有能な女性人材を輩出する大学として、評価が得られているものと判断している。

次に、就職について、各学部・学科において、就職希望者に対する就職率は過去5年間、97%以上を維持しており、就職者の約90%が近畿地方において就職、そのうち大阪府内で就職した者は84%から88%と、高い割合を占めている。このことについても、地域で育ち、地域社会に貢献する意欲のある女性人材を育成し、就職先企業等から一定の評価を得ているものと自負しており、金蘭会女学校設立当時の「学び、そして、社会のために尽くさねば」という気概が今も継承されているものと捉えている。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

明治38（1905）年	大阪府立堂島高等女学校（現・大阪府立大手前高等学校）の同窓会「金蘭会」が金蘭会女学校設立
明治41（1908）年	文部大臣認可の私立金蘭会高等女学校設立
大正 6（1917）年	財団法人私立金蘭会高等女学校認可
大正 9（1920）年	金蘭会高等女学校に名称変更
大正14（1925）年	創立20周年を機に、新たな同窓会「芳友会」を設立 （金蘭会高等女学校は堂島高等女学校から独立）
昭和22（1947）年	学制改革により金蘭会中学校に改組
昭和23（1948）年	金蘭会高等学校設立
昭和24（1949）年	財団法人金蘭会学園に名称変更
昭和26（1951）年	私立学校法により学校法人金蘭会学園に改組
昭和38（1963）年	金蘭会短期大学設立、家政科設置
昭和40（1965）年	吹田市藤白台の現キャンパスに新学舎建設 金蘭会短期大学を金蘭短期大学に名称変更、国文科、英文科設置 金蘭千里高等学校・中学校設立
昭和42（1967）年	金蘭短期大学家政科を家政専攻、食物栄養専攻に分離
昭和46（1971）年	金蘭短期大学家政科家政専攻を家政専攻、家庭経営専攻に分離
平成8（1996）年	金蘭短期大学家政科を生活科学科に、家政専攻を生活学専攻に、 家庭経営専攻を生活経営専攻にそれぞれ名称変更、食物栄養専攻 を栄養科学専攻と食物科学専攻に分離
平成14（2002）年	金蘭短期大学現代社会情報学科設置
平成15（2003）年	千里金蘭大学設立、生活科学部食物栄養学科設置 金蘭短期大学生活科学科栄養科学専攻、食物科学専攻の募集停止
平成16（2004）年	千里金蘭大学人間社会学部人間社会学科・情報社会学科設置 金蘭短期大学を千里金蘭大学短期大学部に名称変更 短期大学部国文科、英文科、生活科学科生活経営専攻を募集停止
平成17（2005）年	千里金蘭大学短期大学部生活科学科生活学専攻の募集停止、 生活文化学科設置 金蘭千里高等学校・中学校が金蘭会学園より分離、新学校法人 金蘭千里学園設立
平成18（2006）年	千里金蘭大学短期大学部現代社会情報学科の募集停止 千里金蘭大学に生涯学習センター設置
平成19（2007）年	千里金蘭大学生活科学部児童学科設置
平成20（2008）年	千里金蘭大学人間社会学部人間社会学科・情報社会学科募集 停止、同大学現代社会学部現代社会学科設置、同大学看護学部 看護学科設置

千里金蘭大学

平成21（2009）年	千里金蘭大学現代社会学部現代社会学科募集停止 千里金蘭大学短期大学部生活文化学科募集停止
平成22（2010）年	千里金蘭大学に地域共創センター設置
平成24（2012）年	千里金蘭大学人間社会学部廃止 千里金蘭大学短期大学部廃止 千里金蘭大学に教養教育センター、教職支援センター設置
平成25（2013）年	千里金蘭大学現代社会学部現代社会学科廃止
平成27（2015）年	地域共創センターに生涯学習センター及び国際交流センターの組織を統合
平成28（2016）年	千里金蘭大学生活科学部児童学科を生活科学部児童教育学科に名称変更
平成30（2018）年	金蘭会保育園を金蘭会高等学校・中学校敷地内に設置 小学校対象の英語教育を目的とした土曜学校及びサマースクール「千里金蘭大学スペシャルプログラム」設置
令和3（2021）年	地域共創センターを再編し、研究推進・社会連携センターを設置
令和4（2022）年	千里金蘭大学大学院看護学研究科（修士課程）設置 千里金蘭大学の教養教育センター、情報処理教育センター、キャリアセンター及び教職支援センターの組織を統合し、学修・キャリア総合支援センターを設置
令和5（2023）年	千里金蘭大学栄養学部栄養学科設置 千里金蘭大学教育学部教育学科設置 指定研修機関として看護師特定行為研修を開講するとともに、看護学部看護学科、大学院看護学研究科に看護実践・研修センターを設置

2. 本学の現況

- ・ 大学名 千里金蘭大学

- ・ 所在地 大阪府吹田市藤白台 5-25-1

- ・ 学部構成 栄養学部 栄養学科
 教育学部 教育学科
 看護学部 看護学科

- ・ 大学院構成 看護学研究科 看護学専攻（修士課程）

千里金蘭大学

・学生数（令和6（2024）年5月1日現在）

学部	学科	入学定員	収容定員	在籍学生数				
				1年	2年	3年	4年	計
生活科学部	食物栄養学科		160		6	46	74	126
	児童教育学科		140		2	35	55	92
栄養学部	栄養学科	80	160	50	64			114
教育学部	教育学科	70	140	36	40			76
看護学部	看護学科	90	360	88	106	94	101	389
合計		240	960	174	218	175	230	797

※生活科学部食物栄養学科及び児童教育学科は令和5（2023）年度から学生募集停止

研究科・専攻	入学定員	収容定員	在籍学生数		
			1年	2年	計
大学院 看護学研究科 看護学専攻（修士課程）	6	12	7	4	11

・教員数（令和6（2024）年5月1日現在）

学部	学科	専任教員					
		教授	准教授	講師	助教	計	助手
栄養学部	栄養学科	5	7	4	1	17	4
教育学部	教育学科	9	5	3	2	19	0
看護学部	看護学科	11	6	6	13	36	0
合計		25	18	13	16	72	4

※生活科学部食物栄養学科の教員は、栄養学部栄養学科に含む

※生活科学部児童教育学科の教員は、教育学部教育学科に含む

研究科・専攻	研究指導教員及び研究指導補助教員			
	研究指導教員	うち教授数	研究指導補助教員	計

※カッコ内の数字は、学部の教員が兼ねている教員数

・職員数（令和6（2024）年5月1日現在）

専任職員	嘱託職員	非常勤職員	派遣職員	合計
27	2	16	3	48

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしている。」

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

使命・目的及び教育目的を学則などに具体的に明文化しているか。

使命・目的及び教育目的をわかりやすく簡潔に文章化しているか。

本学では、学校法人金蘭会学園の「金蘭」を建学の精神の由来として掲げている。「金蘭」の 2 文字は、「易経繫辞伝」の一節にある「二人同心其利断金 同心之言其臭如蘭」（二人心を同じうすれば、その利（と）きこと金を断つ。同心の言（ことば）は、その臭（かおり）蘭のごとし）から採られたものであるが、この言葉が意味するところは、「志を同じくするものが一致協力すれば、何事でも成し遂げることができ、同じ心をもっている者、すなわち同志の言葉は、蘭の芳しいかおりがする」というものであり、この二人の間には何にも優る「信頼」があり、そこから生まれる「力強さ」や「高い志」、金蘭会女学校創設当時の若い女性たちの「学び、そして、社会のために尽くさねば」という気概と「自立」への決意が示されている。

以上を集約し、現在、本学では、建学の精神を「学び、人の役に立つ」として簡潔化し、「自ら学び、自ら考え、自ら育つ」を基本理念として掲げるとともに、学則第 1 条においては、本学の使命・目的を「建学の精神に則り、豊かな教養と深い専門知識を有し、高い志のもと、社会に貢献し信頼される人材を養成すること」と定めている。

また、本学の使命・目的を踏まえ、学則第 3 条において、各学部・学科の人材養成の目的（以下「教育目的」という。）を以下のように掲げている。

■栄養学部栄養学科

栄養学に関する知識と技能の修得を基盤として、それを現場で活用することができる実践能力に加えて、栄養を科学的・実証的に考究し、その成果を健康の増進や維持に活かすことのできる人材を育成する。

■教育学部教育学科

子どもの教育に関する知識と技能の修得を基盤として、それを現場で活用することができる実践能力に加えて、教育を科学的・実証的に考究し、その成果を子どもの健全な育成に活かすことのできる人材を育成する。

■看護学部看護学科

豊かな人間性と倫理観及び専門的知識と技能を基盤とした看護実践ができる看護職者の育成を目的とする。すなわち、看護に必要な科学的知識や技能を授け、人格を涵養し、看護の実践や応用を通して疾病の予防、治療、健康の保持・増進に貢献できる人材を育成する。

大学院の使命・目的については、大学院学則第1条において、「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を極めるとともに、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、社会・文化の進展に寄与すること」と定めている。

また、本大学院の使命・目的を踏まえ、大学院学則第4条第2項において、看護学研究科の教育目的を「学部段階の教育で養成された看護学分野の基礎的かつ基本的な資質能力の習得を前提として、専門性の一層の向上を図るための深い知的学識の涵養と基礎的な研究能力を培う教育を通じて、高度の専門性が求められる看護活動を担うために必要とされる理論的かつ実践的な能力及び看護実践において創造的な役割を果たすための応用的な能力を有する看護職者を養成すること」と定めている。

以上のとおり、本学及び本大学院が掲げる使命・目的、各学部・学科及び研究科の教育目的は、具体的に明文化しており、簡潔に文章化している。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 1-1-1】「千里金蘭大学学則」

【資料 1-1-2】「千里金蘭大学大学院学則」

1-1-③ 個性・特色の明示

使命・目的及び教育目的に大学の個性・特色を反映し、明示しているか。

学則第1条において、本学の使命・目的を「建学の精神に則り、豊かな教養と深い専門知識を有し、高い志のもと、社会に貢献し信頼される人材を養成すること」と定めている。この使命・目的には、明治38（1905）年に当時の大阪府立堂島高等女学校の同窓会である「金蘭会」が、社会奉仕活動を通じて生まれた、「学び、そして、社会のために尽くさねば」という気概から金蘭会女学校を設立して以来、21世紀という時代においても、変わることなく倫理観を醸成し、信頼される女性を育てるという責務が込められている。

本学では、建学の精神のもと、「自ら学び、自ら考え、自ら育つ」を基本理念に掲げ、教育課程を通じて、現代に生きる女性に適した資格やスキルの習得を軸としながら、信頼のおける女性を養成することで、社会に貢献することを目標としている。この目標に向け、「栄養」「教育」「看護」という、女性の特性を生かしやすい資格に密着した学部・学科を設置し、豊かな教養と倫理観を備えた女性を育てるべく、語学や世界の文化、哲学、日本の伝統文化などの幅広い教養教育を実践することで、教養教育及び各学部・学科の専門教育の融合・一体化を図るとともに、信頼のおける女性の社会進出に貢献しており、これが今日における本学の個性・特色となっている。

また、大学院については、「高度な専門的知識・能力を持つ高度専門職業人の養成」を担うべき人材養成機能とするとともに、高等教育を取り巻く環境の変化などを踏まえ、共学

としており、大学院学則第1条において、使命・目的を「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を極めるとともに、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、社会・文化の進展に寄与すること」と定めている。

以上のとおり、本学及び本大学院が掲げる使命・目的には、本学の個性・特色を反映し、明示している。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 1-1-3】「千里金蘭大学 2025 GUIDE BOOK」

【資料 1-1-4】「千里金蘭大学学生ハンドブック 2024（令和6年度）」

【資料 1-1-5】「千里金蘭大学大学院ハンドブック 2024（令和6年度）」

1-1-④ 変化への対応

社会情勢などに対応し、必要に応じて使命・目的及び教育目的の見直しなどを行っているか。

本学では、社会からの要請や、高等教育の動向を踏まえながら、本学の使命・目的等の適切性を保ちつつ、教育の充実と発展を図っている。

平成27（2015）年度には、教育学部教育学科の前身である生活科学部児童学科の入学定員を80人から70人に減員し、看護学部看護学科の入学定員を80人から90人に増員した。児童学科では、現代の保育あるいは教育の諸問題に対応すべく、専門科目をより充実させながらも、入学志願者数や入学定員充足率の推移を考慮して減員とし、看護学科においては、看護師養成等に対する社会の需要が大きいことから、増員を図った。

平成28（2016）年度には、生活科学部児童学科における教育内容と教育体制をより正確に反映するため、「児童教育学科」へと学科の名称を変更した。

また、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者選抜の方針（アドミッション・ポリシー）（以下「三つのポリシー」という。）について、平成29（2017）年4月からの学校教育法施行規則の一部改正及び施行にともない、より具体性と分かりやすさに配慮しつつ、それぞれの方針の一貫性を保つため、平成28（2016）年度中に三つのポリシーの見直し・策定を行った。この三つのポリシーの見直しに先立っては、上位概念である大学の使命・目的及び各学部・学科の教育目的をより適確なものとするため、見直しを行い、新たな三つのポリシーとの連動を図った。

平成30（2018）年度には、本学で学び、社会に貢献し信頼される女性として自立する姿を表現すべく、タグライン「私の成長、きっとだれかのために。」を策定し、建学の精神を踏まえた使命・目的について、よりわかりやすく、具現化を図った。このタグラインは、学生の成長が、自身の夢を叶える方途にとどまらず、ともに学ぶ仲間と志を分かち合い、将来、個性と能力を発揮できる専門的職業人として、人を支えることを表したものである。

さらに、18歳人口の減少や高学歴志向の高まりなど、高等教育を取り巻く環境が変化し、その方向性も多様化していることから、時代の変化と社会からの要請に柔軟に対応しつつ、多様な発展に向けた特色ある教育研究に取り組むために、既設の看護学部看護学科を基礎として、令和4（2022）年度には大学院看護学研究科（共学）を設置した。

また、既設の生活科学部食物栄養学科及び児童教育学科を基盤として、令和 5（2023）年度には栄養学部栄養学科及び教育学部教育学科を設置し、栄養学分野及び教育学分野の充実を図っている。

なお、教育学部教育学科においては、入学定員が確保できていない状況と、18歳人口の減少の進行などに鑑み、令和 7（2025）年度から収容定員を見直し、入学定員を 20 人減員することにより、教育の質の充実を図ることとしている。

以上のとおり、本学では社会情勢やさまざまな変化に対応し、使命・目的等の適宜見直しを行っている。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 1-1-6】「千里金蘭大学大学院設置認可申請書（抜粋）」

【資料 1-1-7】「千里金蘭大学栄養学部栄養学科設置届出書（抜粋）」

【資料 1-1-8】「千里金蘭大学教育学部教育学科設置届出書（抜粋）」

【資料 1-1-9】「千里金蘭大学 2025 GUIDE BOOK」

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学及び本大学院の使命・目的、各学部・学科及び研究科の教育目的は、学則及び大学院学則に明記し、タグラインを含め、「学生ハンドブック」やホームページで明示している。

今後も、使命・目的等の意味や内容の具体性と明確性を維持しつつ、三つのポリシーを含めて、その適切性の担保に努めていく。

また、社会情勢や社会的要請の変化に対応しつつ、常に教育内容の改善・向上を図るために、必要に応じて使命・目的等の見直しを行っていく。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

「基準項目 1-2 を満たしている。」

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

使命・目的及び教育目的の策定並びに見直しに役員、教職員が関与・参画しているか。

本学及び本大学院の使命・目的、各学部・学科及び研究科の教育目的は、学則及び大学院学則に明記しており、その策定や見直しにあたっては、各学部・学科、研究科において審議し、全学的審議機関である「大学協議会」において審議した後に、理事会の承認を経て決定する仕組みとなっている。

令和4（2022）年度に大学院看護学研究科を設置するにあたっては、大学院の使命・目

的及び研究科の教育目的について、「大学協議会」での審議後に、理事会を通じて役員の理解と支持を得ており、また、既設の生活科学部食物栄養学科及び児童教育学科を基盤として、令和5（2023）年度に栄養学部栄養学科及び教育学部教育学科を設置するにあたって、新学部・学科の教育目的について、教授会及び「大学協議会」での審議を経たうえで、理事会において役員の理解と支持を得ている。

また、平成25（2013）年以降発刊している「学報」への学長の寄稿を通じて、建学の精神や、教育の基本についての考え方などを含めて、教職員への理解を深めている。

平成29（2017）年度には、1-1-④で述べたタグライン「私の成長、きっとだれかのために。」の策定にあたり、学長主導のもと、複数の教職員からなる将来構想の検討組織が作業を推進し、各学科会等を通じて意見を聴取したうえで決定したものであり、教職員に対しては、その内容と重要性について理解と支持の増進を促すことになった。

さらに、「理事会」においては、建学の精神と理念に関して、各年度の事業報告及び事業計画の策定とあわせて周知しており、役員の理解と支持を得ている。

以上のことから、本学及び本大学院の使命・目的、各学部・学科及び研究科の教育目的の策定並びに見直しに役員・教職員が参画し、理解と支持を得ていると評価している。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 1-2-1】「令和2（2020）年11月25日 理事会議事録（抄）」

【資料 1-2-2】「令和4（2022）年3月23日 理事会議事録（抄）」

【資料 1-2-3】「令和5（2023）年1月12日 大学協議会議事録」

【資料 1-2-4】「令和5（2023）年1月25日 理事会議事録」

【資料 1-2-5】「平成29（2017）年度 第12回 企画・調整委員会議事録」

1-2-② 学内外への周知

使命・目的及び教育目的をどのように学内外に周知しているか。

本学及び本大学院の使命・目的、各学部・学科及び研究科の教育目的は、建学の精神とともに、大学案内、ホームページを通じて学内外に示しており、建学の精神の由来であり本学園に冠せられた「金蘭」の出典及び本学の使命・目的については、学内の主要な場所においても掲示を行うことで、周知を図っている。

また、学生には、「学生ハンドブック」「大学院ハンドブック」を通じて、建学の精神と理念、本学及び本大学院の使命・目的に基づく各学部・学科及び研究科の教育目的、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーの周知徹底を図っている。

保証人に対しては、「学報」における学長の寄稿を通じて、建学の精神、本学の使命・目的に基づく教育方針を伝えている。

さらに、入学式における学長「式辞」においても、建学の精神に基づいた本学の使命・目的、教育方針が述べられ、学生、保証人のみならず、学内外に周知を図っている。

以上のとおり、本学及び本大学院の使命・目的、各学部・学科及び研究科の教育目的を学内外に周知している。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 1-2-6】「千里金蘭大学 2025 GUIDE BOOK」

【資料 1-2-7】「千里金蘭大学ホームページ>建学の精神・沿革」

【資料 1-2-8】「学内掲示（金蘭の由来、本学の使命・目的）」

【資料 1-2-9】「千里金蘭大学学生ハンドブック 2024（令和 6 年度）」

【資料 1-2-10】「千里金蘭大学大学院学生ハンドブック 2024（令和 6 年度）」

【資料 1-2-11】「千里金蘭大学 学報 第 25 号」

1-2-③ 中長期的な計画への反映

使命・目的及び教育目的を中長期的な計画に反映しているか。

本学においては、1-1-④において記述したとおり、平成 30（2018）年度から、タグライン「私の成長、きっとだれかのために。」を策定し、このタグラインを実現する大学として、「中期目標・中期計画【2018 年度～2020 年度】」策定のもと、平成 30（2018）年度以降、具体的な目標に基づいた年度計画を設定し、使命・目的を踏まえた長期ビジョンの実現に向けて全学的に取り組んできた。

運用 3 年目となる令和 2（2020）年度には、令和 2（2020）年 4 月からの私立学校法の一部改正の趣旨を踏まえつつ、第 2 期認証評価における指摘事項等を参考に整理し、見直しを図るなど、5 か年の「学園中期計画（2020 年 4 月～2025 年 3 月）」として再編し、現在は、基本方針として「入試改革・学生募集」「教育の充実方策」「学生支援」「研究推進・社会連携」の 4 項目を設定し、各項目における具体的な目標に基づいた年度計画を掲げて、継続的な推進に努めている。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 1-2-12】「中期目標・中期計画【2018 年度～2020 年度】」

【資料 1-2-13】「学園中期計画（2020 年 4 月～2025 年 3 月）」

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

使命・目的及び教育目的を三つのポリシーに反映しているか。

本学における三つのポリシーについては、従来、建学の精神を踏まえた使命・目的及び教育目的を反映しているが、1-1-④において記述したとおり、本学の使命・目的及び各学部・学科の教育目的を含め、平成 28（2016）年度中に各ポリシーの見直し・策定を行い、それぞれの連動を図った。令和 4（2022）年度の教養教育科目の改編においては、カリキュラム・ポリシーの一部見直しを実施するなど、適宜確認と見直しを行っている。

また、令和 4（2022）年度の大学院看護学研究科設置時には、大学院の使命・目的及び研究科の教育目的を踏まえて三つのポリシーを定めるとともに、既設の生活科学部食物栄養学科及び児童教育学科を基盤とする令和 5（2023）年度の栄養学部栄養学科及び教育学部教育学科設置時においても、使命・目的及び新学部・学科の教育目的を踏まえて三つのポリシーを定めており、新学部・学科の各ポリシーについては、独自性を尊重しつつ、看護学部看護学科を含めて既設の学部・学科で用いてきた、学生が身に付けるべき資質・能力の設定や、表現等の調和に留意した。

以上のことから、本学及び本大学院の使命・目的、各学部・学科及び研究科の教育目的

を三つのポリシーに反映している。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 1-2-14】「千里金蘭大学『カリキュラム・ポリシー』新旧比較対照表」

【資料 1-2-15】「使命・目的、教育目的、三つのポリシー」

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

使命・目的及び教育目的を達成するために必要な学部・学科等の教育研究組織を整備しているか。

本学では、建学の精神に基づいた本学の使命・目的及び教育目的を達成するために、教育研究組織として、栄養学部栄養学科、教育学部教育学科及び看護学部看護学科の3学部3学科、大学院看護学研究科看護学専攻の1研究科1専攻を設置している。

また、教育研究に関する支援組織として、「付属図書館」「学修・キャリア総合支援センター」「研究推進・社会連携センター」を設置しており、各教育研究組織との連携協力により、教育目的の達成に向けた支援体制の充実に努めている。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 1-2-16】「千里金蘭大学学則」

【資料 1-2-17】「千里金蘭大学大学院学則」

(3) 1-2の改善・向上方策（将来計画）

建学の精神を踏まえた本学及び本大学院の使命・目的、各学部・学科及び研究科の教育目的については、役員、教職員の理解と支持を得て策定しているが、タグライン「私の成長、きっとだれかのために。」を通じて、学内外へのより効果的な情報発信を行い、理解と支持のさらなる推進を図っていく。

また、令和7（2025）年度からの次期「学園中期計画」の策定に向けては、使命・目的、教育目的をより反映したものとなるよう、三つのポリシーの見直しを行い、必要に応じた改定を進めていく。

【基準1の自己評価】

建学の精神を踏まえた本学及び本大学院の使命・目的、各学部・学科及び研究科の教育目的は、学則及び大学院学則に定め、具体的かつ明確に示し、簡潔に文章化している。使命・目的等には、本学の個性・特色を反映しており、タグライン「私の成長、きっとだれかのために。」を通じて、建学の精神を踏まえた使命・目的について、よりわかりやすく、具現化を図っている。

また、使命・目的等は、社会的要請の変化に対応しつつ、教育内容の改善・向上を図るために、役員、教職員の理解と支持を得たうえで見直しを行っており、「学園中期計画（2020年4月～2025年3月）」や三つのポリシーに反映したうえで、これらに基づいた教育研究活動の展開、見直しを図ることとしている。

以上のことから、**基準1. 使命・目的等**の基準を満たしていると評価する。

基準 2. 学生

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

「基準項目 2-1 を満たしている。」

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

教育目的を踏まえ、アドミッション・ポリシーを定め、周知しているか。

本学の使命・目的及び各学部・学科の教育目的を踏まえ、アドミッション・ポリシーとして、学部・学科ごとに以下のように入学者選抜の方針を定め、求める学生像を明らかにしている。

アドミッション・ポリシーについては、ホームページ、入試ガイド、学生募集要項に明示しており、オープンキャンパス、学外進学相談会、高等学校内ガイダンス、高等学校訪問、個別のキャンパス見学会など、さまざまな機会を利用して、受験生やその保証人、高等学校教員に周知を図っている。

■栄養学部栄養学科

栄養学に関する知識と技能の修得を基盤として、それを現場で活用することができる実践能力に加えて、栄養を科学的・実証的に考究し、その成果を健康の増進や維持に活かすことのできる人材の育成を教育目的に掲げている。

そのような教育目的のもと、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に定める人材を育成するために、次に掲げる知識・技能や能力、目的意識・意欲等を備えた学生を求める。

- (1) 食、栄養及び人々の健康に強い興味を持つ人
- (2) 人々の健康づくりに向け、他者と目的を共有し協働できる人
- (3) 食を通じた健康の増進と社会への貢献に意欲的に取り組む人
- (4) 高等学校までの履修内容のうち、読解力や表現力の基盤として「国語」を、論理的・科学的思考力の基盤として「化学」、「生物」の基礎知識を身につけている人

■教育学部教育学科

子どもの教育に関する知識と技能の修得を基盤として、それを現場で活用することができる実践能力に加えて、教育を科学的・実証的に考究し、その成果を子どもの健全な育成に活かすことのできる人材の育成を教育目的に掲げている。

そのような教育目的のもと、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に定める人材を育成するために、次に掲げる知識・技能や能力、目的意識・意欲等を備えた学生を求める。

- (1) 子ども、保育、教育に積極的な興味・関心を持つ人
- (2) 子どもや人と関わることの喜びや楽しさを他の人と共有することができる人

- (3) 教育や福祉に関する諸問題に対し、自分の考えを持ち、筋道を立てて説明することができる人
- (4) 高等学校までの履修内容のうち、読解力や表現力の基盤として「国語」の基礎知識を身につけている人
- (5) 地域活動やボランティア活動等に協力して取り組める人

■看護学部看護学科

豊かな人間性と倫理観及び専門的知識と技能を基盤とした看護実践ができる看護職者の育成を目的とする。すなわち、看護に必要な科学的知識や技能を授け、人格を涵養し、看護の実践や応用を通して疾病の予防、治療、健康の保持・増進に貢献できる人材の育成を教育目的に掲げている。

そのような教育目的のもと、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に定める人材を育成するために、次に掲げる知識・技能や能力、目的意識・意欲等を備えた学生を求める。

- (1) 高等学校の教育課程を幅広く修得している人
- (2) 看護職について積極的な興味や関心があり、生命への尊厳と他者への思いやりをもっている人
- (3) 人と関わることの喜びや楽しさを感じ、他者の気持ちを理解することができる人
- (4) 高等学校までの履修内容のうち、読解力や表現力の基盤として「国語」、「英語」の基礎知識を、論理的・科学的思考力の基盤として「数学」、「化学」、「生物」の基礎知識を身につけている人
- (5) 看護職として社会に貢献したいという目的意識をもっている人

また、大学院についても、使命・目的及び研究科の教育目的を踏まえ、看護学研究科のアドミッション・ポリシーとして、以下のように入学者受入れの方針を定めている。

アドミッション・ポリシーについては、ホームページや募集要項等に掲載し、広く学内外に周知を図っている。

■大学院 看護学研究科

教育目的のもと、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に定める人材を育成するために、次に掲げるような学生を求めます。

- (1) 看護学分野に対する強い興味と関心並びに学修意欲を有している人
- (2) 看護学分野の基礎的な知識及び基本的な能力と態度を有している人
- (3) 物事を多面的かつ論理的に考察し、適切に判断することができる人
- (4) 自分の考えを的確に表現し、相手に確実に伝達することができる人

【エビデンス集（資料編）】

【資料 2-1-1】「千里金蘭大学ホームページ>教育方針」

【資料 2-1-2】「千里金蘭大学 2025 入試ガイド」

【資料 2-1-3】「千里金蘭大学ホームページ>大学院看護学研究科」

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

アドミッション・ポリシーに沿って、入学者選抜などを公正かつ妥当な方法により、適切な体制のもとに運用し、その検証を行っているか。

本学の入学者選抜においては、アドミッション・ポリシーに基づき、学習指導要領における学力の3要素を踏まえ、筆記試験、面接、小論文、調査書等により多面的・総合的に評価・選考している。

選抜区分は、「総合型選抜」「学校推薦型選抜」「一般選抜」「特別入試」に大別しており、受験生の適性に応じた入学者選抜制度により受験できるよう選択肢を広げることで、多様な学生の受入れに努めている。

また、入学者選抜の方法等については、「アドミッションセンター」が毎年見直しを行ったうえで、原案を作成後、「千里金蘭大学 アドミッション委員会規程」に基づき、「アドミッション委員会」を通じて立案し、各学部の教授会に諮り、学長が決定している。

入学者選抜の実施体制については、学長を統括実施責任者とする入試本部設置のもと、「千里金蘭大学 入学者選考規程」に基づき、学長が任命した本学教員が作問及び採点を担当し、教職員が協力して監督等を行い、適切に実施している。

合格者の判定については、作問担当教員による採点結果をもとに「アドミッションセンター」が判定原案を作成し、各学部の教授会の議を経て、学長が決定している。

また、大学院の入学者選抜においては、「千里金蘭大学 入学者選考規程」に基づき、選抜区分として「一般選抜」「社会人選抜」を設け、アドミッション・ポリシーに沿った入学者選抜を実施しており、合格者の判定については、「研究科委員会」の議を経て、学長が決定している。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 2-1-4】「千里金蘭大学 2025 入試ガイド」

【資料 2-1-5】「2025 年度入学者選抜の実施方法について」

【資料 2-1-6】「千里金蘭大学 アドミッション委員会規程」

【資料 2-1-7】「千里金蘭大学 入学者選考規程」

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

教育を行う環境の確保のため、入学定員及び収容定員に沿って在籍学生を適切に確保しているか。

大学全体の過去 5 年間の入学定員充足率及び収容定員充足率は、下表のとおりであり、入学定員充足率は 0.73 倍から 1.00 倍で推移するとともに、収容定員充足率は 0.83 倍から 0.95 倍で推移し、令和 3（2021）年度以降は漸減傾向にあるものの、教育環境を確保する観点からは、概ね適切に入学定員及び収容定員に沿った学生数を維持している。

項目	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度	令和 6 (2024) 年度
入学者数	212	241	189	216	174
入学定員	240	240	240	240	240
入学定員充足率	0.88	1.00	0.79	0.90	0.73
在籍学生数	887	911	859	841	797
収容定員	960	960	960	960	960
収容定員充足率	0.92	0.95	0.89	0.88	0.83

学科別の過去 5 年間の入学定員充足率及び収容定員充足率については、**エビデンス集（データ編）【共通基礎】**のとおりである。

栄養学部栄養学科においては、令和 3（2021）年度に、前身である生活科学部食物栄養学科において入学定員充足率が 1.09 倍となったのを除き、入学定員及び収容定員の充足状況はやや漸減の傾向にある。

教育学部教育学科においては、前身である生活科学部児童教育学科を平成 19（2007）年度に開設して以来、入学定員及び収容定員の未充足が続いており、令和 6（2024）年度の入学定員充足率は 0.51 倍、収容定員充足率は 0.54 倍と、低迷している。このような状況に鑑み、1-1-④で述べたとおり、令和 7（2025）年度から、収容定員を見直し、入学定員を 70 人から 50 人に減員し、適正化を図るとともに、教育課程、教育方法及び履修指導方法の一層の充実を図ることで、定員充足に努める。

看護学部看護学科においては、平成 20（2008）年度の開設以来、令和 6（2024）年度の入学定員充足率が 0.98 倍となったことを除き、入学定員及び収容定員を充足している。なお、令和 2（2020）年度から令和 5（2023）年度の入学定員充足率は、1.07 倍から 1.18 倍と、超過しているものの、超過分の実数は少数であり、演習や実習などにおいては履修者の分割による少人数クラスの設定、実習補助者又は演習補助者の採用や、SA（Student Assistant）の活用などにより、学修指導の工夫を行っているため、入学定員の超過にともなう教育の質の低下はない。

大学院については、令和 4（2022）年度に看護学研究科を開設し、初年度は入学者がなかったものの、入学定員 6 人に対し、令和 5（2023）年度は 4 人、令和 6（2024）年度は 7 人が入学した。現在の収容定員充足率は 0.92 倍であり、概ね適切な学生受入れ数を確保している。

以上のとおり、教育を行う環境の確保を考慮し、社会ニーズを踏まえながら定員の適正化及び入学者確保の工夫を図っている。

【エビデンス集（データ編）】

【共通基礎】「認証評価共通基礎データ様式 2」

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学及び本大学院の使命・目的並びに各学部・学科、研究科の教育目的を踏まえ、アド

ミッション・ポリシーの一層の周知を図る。

また、新たな取組みとして、「シカクプラス」と呼称し、各学部・学科における職業関連の資格・免許の取得にとどまらない、学生自らの希望と選択を可能とする幅広い教育内容と、多彩な体験や資格取得を提供し、「自ら学び、自ら考え、自ら育つ」環境をさらに充実させ、この取組みを積極的に広報していくことで、アドミッション・ポリシーに沿った入学生の確保を目指す。具体的には、オープンキャンパスや高等学校訪問、進学ガイダンス等の直接的機会、また、ホームページやソーシャルメディア（ブログ、SNS等）の広報媒体を利用した情報発信を通じて、幅広い受験層に広報活動を展開していく。

なお、18歳人口減少が進行し、私学を取り巻く状況が一段と厳しさを増す中、入学生の確保は喫緊の課題である。

入学生の受入れにあつては、入学者選抜方法とアドミッション・ポリシーとの整合性の確認や改善を行い、多様な入試制度を用いて入学者確保に努める。また、併設校である金蘭会高等学校において、栄養学部栄養学科及び教育学部教育学科への内部校長推薦枠を新たに設けるなど、高大連携をさらに強化し、内部進学者の増加に向けての取組みを実施していく。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2の自己判定

「基準項目 2-2 を満たしている。」

(2) 2-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

教職協働による学生への学修支援に関する方針・計画・実施体制を適切に整備・運営しているか。

学修支援に関する全学的な方針を企画・立案する組織として、「教務委員会」「学修・キャリア総合支援センター委員会」「教職課程・保育士養成課程委員会」を設置している。

各委員会においては、規程に基づき、教員と事務職員の双方が構成員として参画しており、教職員が情報共有したうえで、問題点や課題を明確にし、教職協働で学修支援方を検討する体制を整えている。

事務部署を通じた具体的な学修支援としては、「教学センター」では、入学時や新年度開始時の各学部・学科のオリエンテーションにおいて、教員と連携をとりつつ、履修指導に関する資料の作成とともに、履修指導の一部を担っているほか、法令に沿った教職課程設置の要件の確認等を行っている。

「学修・キャリア総合支援センター」では、学生の入学準備段階から卒業までの総合的な学修・キャリア形成・就職支援を目的としており、「教学センター」と役割を棲み分けたうえで、「学修・キャリア総合支援課」の事務職員が、パソコン等の情報機器の日常的な利用支援や、「教職支援室」の活用支援、企業等が実施するインターンシップへの参加に関するオリエンテーションを行っている。また、「学修・キャリア総合支援センター」には、指

導員を配置し、学生に対し、基礎学力の補填などの個別指導を行っている。

教員による学修支援としては、各学部・学科において、クラス担任（アカデミック・アドバイザー）制度を導入するとともに、栄養学部栄養学科及び看護学部看護学科においては、各学年を縦割りで数名のグループに分け、それぞれに教員を配置する「縦割りクラス」をあわせて編成しており、必要に応じて、「教務委員」「学修・キャリア総合支援センター委員」「教職課程・保育士養成課程委員」と連携し、情報を共有しながら、学生個々に対する入学から卒業までの学修支援体制を確保している。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 2-2-1】「千里金蘭大学 教務委員会規程」

【資料 2-2-2】「千里金蘭大学 学修・キャリア総合支援センター規程」

【資料 2-2-3】「千里金蘭大学 教職課程・保育士養成課程委員会規程」

【資料 2-2-4】「令和 6（2024）年度 オリエンテーション資料」

【資料 2-2-5】「令和 6（2024）年度 クラス担任（アカデミック・アドバイザー）一覧」

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

教員の教育活動を支援するために、TA などを適切に活用しているか。

教員の教育指導体制の充実を図るため、「千里金蘭大学 ティーチング・アシスタントに関する規程」に基づき、大学院生を TA（Teaching Assistant）として活用している。本制度は、教員の教育活動を支援すると同時に、大学院生にとっては教員の補助者として教育補助業務や学生指導を行うことにより、教育指導者となるための学修機会となっている。

また、「千里金蘭大学 スチューデント・アシスタントに関する規程」に基づき、2 年次以上の学生を SA として活用している。本制度を通じて、学生は、実験、実習又は演習等の授業に係る教育補助業務、又は「学修・キャリア総合支援センター」における学修支援等に関する補助業務に従事することで、学生相互の成長を図るとともに、大学教育の充実を図っている。

助手等については、栄養学部栄養学科において、実験・実習補助及び学修支援のため、4 人の助手を配置し適切に活用している。看護学部看護学科においては、臨地実習等における実習補助者又は演習補助者の活用や、学内演習時に患者役として学生に接する SP（Simulated Patient：模擬患者）を導入することで、教員はファシリテーターとして、学生の思考や行動、感情の変化を観察することに集中でき、より適確な支援を可能としている。なお、SP の詳細については、A-1-③に記述のとおりである。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 2-2-6】「千里金蘭大学 ティーチング・アシスタントに関する規程」

【資料 2-2-7】「令和 6（2024）年度 TA 一覧」

【資料 2-2-8】「千里金蘭大学 スチューデント・アシスタントに関する規程」

【資料 2-2-9】「令和 6（2024）年度 SA 一覧」

オフィスアワー制度を全学的に実施しているか。

オフィスアワー制度を全学的に実施しており、すべての専任教員は週 2 回、1 限から 5 限の範囲内で各 90 分を設定している。学生に対しては、「学生ハンドブック」「大学院ハンドブック」において制度を明示するとともに、各種オリエンテーション時の説明や、ポータルサイトを通じて周知をしている。

非常勤講師は、オフィスアワーを設定していないが、授業前後でのアポイントや、「教学センター」を通じた相談などに応じており、指導・助言を行う体制を整えている。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 2-2-10】「千里金蘭大学学生ハンドブック 2024（令和 6 年度）」

【資料 2-2-11】「千里金蘭大学大学院学生ハンドブック 2024（令和 6 年度）」

【資料 2-2-12】「令和 6（2024）年度前期 オフィスアワー一覧」

障がいのある学生への配慮を行っているか。

障がいのある学生への支援の基本方針を定めた「障がい学生支援ガイド」を作成し、合理的配慮の考え方に基づいて、支援が必要な学生への対応を行っている。

学生に対しては、「学生ハンドブック」やホームページを通じて、合理的配慮の実施について周知しており、希望する場合は、クラス担任（アカデミック・アドバイザー）、あるいは「教学センター」「健康管理室」「カウンセリング・ルーム」に申し出ることとしている。

また、学生からの申し出があった際には、「教学センター」を中心に、本人（場合によっては家族）と面談を行い、学生の所属する学科や「健康管理室」「カウンセリング・ルーム」「学修・キャリア総合支援センター」、授業担当教員等と情報の共有、調整を行ったうえで、障がいの状態や特性に応じた支援内容や体制を決定している。

その他、健康管理については、毎年 1 回の学内健康診断の受診を義務づけており、継続的に学生の健康状態を確認するとともに、在学中に配慮が必要となった学生についても早期に把握できる体制を整えている。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 2-2-13】「障がい学生支援ガイド」

【資料 2-2-14】「千里金蘭大学ホームページ>障がい学生支援」

中途退学、休学及び留年などへの対応策を行っているか。

中途退学、休学及び留年を未然に防ぐことを目的に、各学部・学科において、各学期の成績（GPA）を活用し、一定基準に満たない成績不振者との面談を実施している。「教学センター」から各学科の「教務委員」に対して、面談対象者を共有するとともに、対象となる学生には、成績送付時に各自でクラス担任（アカデミック・アドバイザー）と面談の予約を取るよう通知している。クラス担任（アカデミック・アドバイザー）は面談を通して、成績不振となっている原因や、生活リズム等を確認し、阻害要因をつきとめ、学生とともに改善方法を考え、指導を行うとともに、「学生指導報告書」を作成のうえ、学部長・学科

長に提出している。そのうえで、クラス担任（アカデミック・アドバイザー）は、継続的に学生の学修状況について確認を行い、授業科目担当教員や、「学修・キャリア総合支援センター」と連携し、必要に応じて正課外での補講や学修指導を行っている。

また、中途退学、休学、進路変更を検討している学生からの相談に対しては、クラス担任（アカデミック・アドバイザー）が中心となり、学生本人や、必要な場合は保証人を交えての個別面談を行っている。このような学生に関する情報は、「学科会議」において共有し、学科全体で実態把握や改善の検討などの対応を行っている。

ただし、これらの対応策に関わらず、本学全体の退学者数及び留年者数が増加傾向にあることから、今後の課題として、学修支援の改善と充実に努める。

なお、栄養学部栄養学科の前身である生活科学部食物栄養学科において、令和4（2022）年度に、1年次途中での退学者数が大きく増加したことから、栄養学部栄養学科では、開設初年度である令和5（2023）年度に、未然の防止策として、入学前スクリーニングや新規教材及びグループワークの導入、1年次前期中間地点での学生生活アンケートなどを通じて、学修意欲の維持とその確認に努めた。令和5（2023）年度の退学者数は減少に転じ、一定の効果が確認できたことで、今後も同様の取組みを継続していく予定である。

【エビデンス集（データ編）】

【表 2-3】「学部、学科別退学者数及び留年者数の推移（過去3年間）」

【エビデンス集（資料編）】

【資料 2-2-15】「令和5（2023）年度 GPA を活用した成績不振者へのケア対策 実施要領」

【資料 2-2-16】「成績不振者との面談時の基本的確認事項について」

【資料 2-2-17】「令和4（2022）年度 IR データ報告書」

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

学生への学修支援については、教職員一丸となって支援を行っているが、令和4（2022）年度に開設した「学修・キャリア総合支援センター」では、教職協働のもと、学生の入学前から卒業までの体系的な学修支援の構築に向けて、「教学センター」と連携し、より学生に寄り添った学修支援を目指していく。

TA の活用については、令和6（2024）年度から運用を開始したところである。適切な活用により、教員の教育活動支援強化及び学修支援の充実に努めていく。

中途退学等の対応策については、細やかな対応を行っているが、中途退学、休学、留年の事由や、学生をめぐる問題は、複雑化、多様化してきており、入学生の資質や特性を把握しながら、大学全体としての学修支援の改善を推進していく。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3 の自己判定

「基準項目 2-3 を満たしている。」

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

インターンシップなどを含め、キャリア教育のための支援体制を整備しているか。

キャリア教育の取組みの充実を図るため、「学修・キャリア総合支援センター委員会」、その下部組織として「キャリア支援部会」「教職支援部会」を設置するとともに、事務組織として「学修・キャリア総合支援センター」を置き、各学部・学科の協働のもと、教育課程内外を通じた支援体制を整備している。

教育課程内においては、本学の教育目標である「自らを育て、自立することのできる女性の育成」の実現に向け、教養教育科目において「持続可能社会論」「スタディスキルズ」を必修科目として配置している。加えて、社会に貢献できる実践的な職業人育成を目指すキャリア形成支援として、「日本語読解・表現」「法律と経済」「ソーシャルマナー」「キャリアデザイン」「インターンシップ」を配置しており、基礎学力の向上と、自身のキャリアを主体的に形成していく意識の涵養を図っている。

「インターンシップ」については、原則として、本学が加盟している「大学コンソーシアム大阪」が提供する就業体験型プログラムを活用し、一般企業や自治体等での就業体験を行っている。なお、各学部・学科の特性に沿ったインターンシップとして、栄養学部栄養学科の専門教育科目において「食物栄養インターンシップ」を、教育学部教育学科の専門教育科目において「子どもインターンシップ」「海外インターンシップ」を配置し、自身の専門分野及び将来キャリアと関連した就業体験を行う授業科目としている。

教育課程外におけるキャリア形成支援として、「学修・キャリア総合支援センター」では、1、2年次の学生を対象に、「就職支援プログラム（入門編）」「公務員試験ガイダンス」などを実施し、キャリアデザインや現在の就職動向についての関心を高め、早期からキャリアプランを形成できるよう支援を行っている。また、キャリア形成の一環として、1年次から参加可能な「文章作成基礎講座」を実施し、文章作成に対する苦手意識の克服を図っている。3年次前期に実施する「就職ガイダンス」からは、実践的な就職支援となり、「就職支援プログラム（準備編）」を通じて、正課外でのインターンシップ参加に向けての面接や、就職活動に必要な自己分析、業界研究等の支援を行っている。3年次後期には、「就職支援プログラム（実践編）」を実施し、面接指導やグループ・ディスカッションなどの対策支援を行っている。

教職支援については、小学校教員、栄養教諭、養護教諭及び公務員（公立幼稚園及び保育園、施設等）採用試験の受験に対する支援を目的として、「学修・キャリア総合支援センター」を通じた最新の採用試験情報の提供や、「教職支援室」を活用し、試験に合わせた個別対策や面接・模擬授業対策など、教職等を目指す学生が1年次から段階的に受講できるようにプログラムを提供しており、公立小学校の教員・校長経験者や、教育委員会において採用に携わった経験を持つ実務家教員が中心となって支援にあたっている。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 2-3-1】「千里金蘭大学 学修・キャリア総合支援センター規程」

【資料 2-3-2】「シラバス（「持続可能社会論」「スタディスキルズ」「日本語読解・表現」「法律と経済」「ソーシャルマナー」「キャリアデザイン」「インターンシッ

プ」「食物栄養インターンシップ」「子どもインターンシップ」「海外インターンシップ)」

【資料 2-3-3】「2023 年度 インターンシップ参加状況一覧」

【資料 2-3-4】「2023 年度 就職支援行事一覧」

【資料 2-3-5】「千里金蘭大学 2025 GUIDE BOOK」

就職・進学に対する相談・助言体制を整備し、適切に運営しているか。

就職・進学に対する相談・助言体制として、各学部・学科のクラス担任（アカデミック・アドバイザー）、ゼミ担当教員、「学修・キャリア総合支援センター」が連携しながら、それぞれにおいて支援を行っている。

「学修・キャリア総合支援センター」には、専任事務職員 4 人を配置しており、学生からの就職活動全般に関する相談や質問、応募書類に対する助言、応募先に関する情報提供、面接指導を行うなど、個々の状況に寄り添った支援を行っている。また、4 年次の学生には、定期的に就職活動の状況を確認し、活動が順調に進んでいない学生に対して、個別面談を実施するなどのフォローをしている。各学生の就職活動の状況については、「キャリア支援部会」と共有し、各学部・学科のクラス担任（アカデミック・アドバイザー）、ゼミ担当教員とも連携して、指導に活かしている。

このように、教育課程内外におけるキャリア教育の充実と、就職等に対するきめ細かい相談・助言体制の確立により、過去 3 年間の就職率は、99.5%から 100%で推移し、非常に高い水準を保っている。

【エビデンス集（データ編）】

【表 2-5】「就職の状況（過去 3 年間）」

【エビデンス集（資料編）】

【資料 2-3-6】「千里金蘭大学学生ハンドブック 2024（令和 6 年度）」

【資料 2-3-7】「2023 年度卒業生 就職先一覧」

【資料 2-3-8】「令和 4（2022）年度 IR データ報告書」

(3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

教育課程内外における学生のキャリア形成支援に向けた取り組みや、学生の就職等に対するきめ細かい個別支援等により、高い就職率が維持できている。また、高い就職率の維持については、**1. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等**の**3. 大学の個性・特色**において述べたように、社会に貢献する意欲のある女性人材を育成し、企業等から一定の評価を得られている成果の表れであると捉えている。

今後も、社会の要請に応じて、支援内容の見直しを適宜行うとともに、学生一人ひとりのニーズに応じた、きめ細やかな支援を行っていく。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

「基準項目 2-4 を満たしている。」

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 学生生活の安定のための支援

学生サービス、厚生補導のための組織を設置しているか。

学生の心身に関する健康相談、心的支援、生活相談、学生の課外活動への支援をはじめとする学生サービスを適切に行っているか。

学生サービス、厚生補導のための委員会組織として「学生委員会」を設置するとともに、事務組織として「教学センター」を設置している。

「学生委員会」は、「千里金蘭大学 学生委員会規程」に基づき、学生生活の充実を図るため、課外活動、経済的支援、学生相談等の学生生活全般に関する事項について審議を行っている。構成員は、学長又は学長が指名する委員長 1 人、各学部・学科から選出された教員各 1 人、看護学研究科から選出された教員 1 人、教学センター課長又はそれに準ずるもの、その他委員長が必要と認めた教職員であり、教職協働で学生生活等に関する課題を共有し、対応策を検討、審議する場として機能している。

「教学センター」は、授業、履修、成績等を担当する教務事務と、学生の厚生補導を担当する学生支援事務を一元的に取り扱っており、専任事務職員 4 人を配置している。

この 2 つの組織を軸に、定期健康診断や健康相談、救急処置などの支援を行う「健康管理室」、心理面に係る専門的な支援を行う「カウンセリング・ルーム」、クラス担任（アカデミック・アドバイザー）が連携し、組織的な学生支援を行っている。「健康管理室」には看護師資格を有する職員を配置し、「カウンセリング・ルーム」では週 2 日、臨床心理士資格を有するカウンセラーが、心身に関する相談への対応を行っている。

このほかに、学生の福利厚生向上を目的として、「教学センター」と連携を図りながら、食堂・書籍購買等の事業を「千里金蘭大学生生活協同組合」が担い、また、「千里金蘭大学後援会」を通じて、本学及び保証人による連携のもと、学生生活の支援及び助成活動を展開している。

学生の課外活動への支援については、「教学センター」が中心となり、「学友会」や「大学祭実行委員会」への指導・助言を行い、円滑な運営を支援している。

「学友会」は、各クラスから選出された「学友会委員」が「七夕まつり」「クリスマス会」などのイベントを実施しており、「教学センター」が企画・立案の段階から支援を行っている。例年 10 月から 11 月に大学祭として開催している「百花繚蘭祭」は、学生が自主的に組織する「大学祭実行委員会」が中心となって運営しており、「教学センター」が円滑な開催に向けた準備を実行委員会と連携して行っている。

また、文科系・体育系のクラブ・サークル等の活動内容や要望を把握するため、「クラブ連絡会」と「クラブリーダーズ会議」に「教学センター」の事務職員が出席し、各種活動の支援を行っている。

【エビデンス集（データ編）】

【表 2-8】「学生の課外活動への支援状況（前年度実績）」

【表 2-9】「学生相談室、保健室等の状況」

【エビデンス集（資料編）】

【資料 2-4-1】「千里金蘭大学 学生委員会規程」

【資料 2-4-2】「千里金蘭大学学生ハンドブック 2024（令和 6 年度）」

【資料 2-4-3】「千里金蘭大学大学院ハンドブック 2024（令和 6 年度）」

【資料 2-4-4】「2023 年度 カウンセリング・ルーム 活動報告書」

【資料 2-4-5】「千里金蘭大学 後援会 事業案内」

【資料 2-4-6】「令和 5（2023）年度 クラブリーダーズ会議議事録」

【資料 2-4-7】「令和 5（2023）年度 第 1 回・第 2 回クラブ連絡会議議事録」

【資料 2-4-8】「令和 6（2024）年度 クラブ・サークル紹介冊子」

奨学金など学生に対する経済的な支援を適切に行っているか。

学生に対する経済的な支援については、本学独自の奨学金及び授業料減免等の制度を充実させており、「教学センター」が相談、手続き窓口となって、支援を行っている。

具体的には、入学者選抜において成績優秀な学生に対し、初年次の経済的支援と奨励を図ることを目的として給付する「チャレンジ AO・指定校型スカラシップ」「栄養学部栄養学科 特待生奨学金」「教育学部教育学科 特待生奨学金」「入学試験成績優秀者奨学金」

「内部進学特別奨学金」「指定校編入学生奨学金」、また、「学校推薦型選抜スポーツ型」により入学した学生を対象に、学業とスポーツ活動の両立を目的として給付する「スポーツ推薦奨学金」、そして、下宿生活をする遠隔地出身の学生の経済的支援を目的とした「遠隔地学生奨学金」、さらに、在学中の学業成績が優秀な学生の一層の奨励を図ることを目的とした「成績優秀者奨学金」、加えて、家計の急変により授業料等の納付が困難となった学生を対象とする「授業料減免」を設定し、学生の経済的支援を適切に行っている。

このほか、学内の業務に補助的に従事させることにより、学生の職業意欲・職業観を育むとともに、経済的支援を図ることを目的とした「学内ワークスタディ制度」を設定している。

また、外部の奨学金等の対応として、「教学センター」を通じて、日本学生支援機構奨学金の申請支援のほか、地方自治体や民間の育英団体の奨学金の紹介、本学が対象校として認定されている、国による「高等教育の修学支援新制度」の手続き支援などを行っている。

その他、経済的な事由で学修継続が困難な学生には、随時「教学センター」で面談を行い、日本学生支援機構奨学金及び国の教育ローンをはじめ、各種教育ローンについても適宜紹介している。また、やむを得ない事由により、授業料等の支払いが困難になった場合には、所定の手続きによる延納・分納の対応を行っている。

【エビデンス集（データ編）】

【表 2-7】「大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）」

【エビデンス集（資料編）】

【資料 2-4-9】「独自奨学金一覧 [令和 6（2024）年度以前入学生対象]」

- 【資料 2-4-10】「千里金蘭大学 総合型選抜チャレンジ AO・学校推薦型選抜指定校型スカラシップ（奨学金）に関する規程」
- 【資料 2-4-11】「千里金蘭大学 栄養学部栄養学科 特待生奨学金規程」
- 【資料 2-4-12】「千里金蘭大学 教育学部教育学科 特待生奨学金規程」
- 【資料 2-4-13】「千里金蘭大学 成績優秀者奨学金規程」
- 【資料 2-4-14】「千里金蘭大学 内部進学特別奨学金規程」
- 【資料 2-4-15】「千里金蘭大学 指定校編入学生奨学金規程」
- 【資料 2-4-16】「千里金蘭大学 学校推薦型選抜 スポーツ型 スポーツ推薦奨学金規程」
- 【資料 2-4-17】「千里金蘭大学 遠隔地学生奨学金規程」
- 【資料 2-4-18】「千里金蘭大学 授業料減免規程」
- 【資料 2-4-19】「千里金蘭大学 ワークスタディ規程」
- 【資料 2-4-20】「千里金蘭大学学生ハンドブック 2024（令和 6 年度）」
- 【資料 2-4-21】「千里金蘭大学大学院ハンドブック 2024（令和 6 年度）」

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

学生生活の安定のために、「学生委員会」「教学センター」「健康管理室」「カウンセリング・ルーム」、クラス担任（アカデミック・アドバイザー）が連携し、適切な学生支援を行っている。より充実した支援に向けては、学生のニーズに合致した適切な支援や改善を行っていく。

経済的な支援については、定期的に制度の見直しを図りつつ、学生のニーズに応じた奨学金制度を提供するとともに、「高等教育の修学支援新制度」では補完できない学生に対しての支援の充実を図っていく。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

「基準項目 2-5 を満たしている。」

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

教育目的の達成のため、校地、運動場、校舎、図書館、体育施設、情報処理施設、付属施設などの施設・設備を適切に整備し、かつ有効に活用しているか。

本学は、大阪府吹田市の北部、緑豊かな「千里北公園」に隣接し、阪急千里線北千里駅から徒歩約 10 分の教育環境として好適な立地にある。校地面積は、約 50,483 m²を有しており、大学設置基準上必要な校地面積を満たしている。運動施設としては、グラウンド、体育館 (2,183 m²)、テニスコート、ゴルフ練習場を備えている。校舎は、講義室、演習室、実験・実習室、研究室、食堂、図書館、講堂、事務室等の施設・設備として使用している

建物 8 棟で構成されており、延べ面積は 38,801.74 m²を確保し、大学設置基準上必要な校舎面積を満たしている。

情報サービス施設として、学内に後述のコンピュータ教室の整備、主要教室への AV 機器の設置、キャンパス内各所への無線 LAN (Wi-Fi) の設置など、情報機器を使用した学修が行える環境を整えている。

その他の施設としては、約 1,400 人収容の本格的な音楽ホールである「佐藤記念講堂」があり、入学式、学位授与式のほか、教育学部教育学科での授業や学生の発表の場として活用している。また、地域貢献の一環として、地域の高校が主催する吹奏楽発表会へ貸し出すなど、多様な目的で活用している。

施設全般の運営・管理等については、「総務課」が統括管理しており、外部委託による技術者の常駐派遣のもとで、日常の設備点検・管理保守を行っている。また、法定定期点検（建物定期点検、消防設備点検、貯水槽点検、電力定期検査、エレベータ保守点検、浄化槽点検）や電話設備点検については、外部専門業者に委託し、適切な維持・管理に努めている。清掃や警備等についても、専門業者に委託し、適切な管理を行っている。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として、令和 2 (2020) 年度以降、令和 5 (2023) 年 5 月の当該感染症の感染症法上の位置づけが 5 類に移行するまでの間、教室等の座席数減によるソーシャルディスタンスの確保や、消毒液や飛散防止パネルの設置等を行った。

施設・設備の安全性の確保については、建築基準法の新耐震基準に適合した「佐藤記念講堂」を除く 7 棟のうち、平成 24 (2012) 年度に 1 号館、2 号館、3 号館及び 6 号館の 4 棟の耐震改修工事を実施し、平成 29 (2017) 年度に 4 号館、5 号館及び 7 号館の 3 棟の耐震改修工事を実施したことで、学内全棟の耐震化を完了している。

【エビデンス集（データ編）】

【共通基礎】「認証評価共通基礎データ 施設・設備等」

【エビデンス集（資料編）】

【資料 2-5-1】「千里金蘭大学 2025 GUIDE BOOK」

【資料 2-5-2】「千里金蘭大学学生ハンドブック 2024 (令和 6 年度)」

【資料 2-5-3】「千里金蘭大学ホームページ>耐震化率」

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

教育目的の達成のために、快適な学修環境を整備し、かつ有効に活用しているか。

本学の校地内には、樹木や緑地が多くあり、良好な環境のもとで、充実した学生生活を送れるよう、整備を行っている。構内にはサクラ、ツツジ等の多くの樹木を植樹していることもあり、専門業者による剪定等を定期的に行っている。

3 号館の 2 階には、学生食堂及び購買部があり、学生食堂には約 400 席を設けている。また、1 階・2 階には、多目的の学生ラウンジとして、テーブルと椅子を配置しており、各階にもラウンジを設置し、学生の談話や自習の場として機能している。

講義室及び演習室については、収容人員 10 人の演習室から、200 人収容できる大教室

まで、3号館を中心に、2号館及び5号館にも整備している。各教室には、授業方法の多様化にともない、主要教室にパソコン・プロジェクター・スクリーン・DVDプレーヤー・書画カメラ、一部の教室に電子黒板等の機器を設置し、教育効果を高めている。

実験・実習室については、各学部・学科の教育課程に則し、それぞれに設置されている職業資格関連の課程における指定基準に従って整備している。

栄養学部栄養学科では、病院や学校給食等で使用される業務用の加熱調理機や急速冷却機を設置し、大量調理を体験する「給食経営管理実習室」、人体の構造と機能について体験的に理解することができる「生理学実験室」、微生物の培養などを行う実験室など、管理栄養士に不可欠な科学的知識や分析力を養う設備を整えている。

教育学部教育学科においては、地域の親子のための子育て支援の場及び学生の実践的な学びの場として多様な機能を発揮する「プレイルーム」、音楽表現や造形表現を通して、子どもの感性を育むための表現力を磨く「舞台表現演習室」や「造形室」、箱庭療法が体験できる「心理学観察ルーム」や、「ピアノレッスン室」など、特徴的な演習室を設置している。

看護学部看護学科においては、病院での看護、小児、助産や在宅での看護を想定した実習室、呼吸機能検査などの生理機能検査や、心臓・腹部超音波検査などを通して体験的に解剖学を学ぶことができる「生理学実習室」など、医療現場さながらの臨場感を体感できる設備を備えている。

大学院においては、個人研究スペースとして大学院生専用の共同研究室を備えており、講義室及び演習室等については学部と共用している。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 2-5-4】「千里金蘭大学 2025 GUIDE BOOK」

【資料 2-5-5】「千里金蘭大学学生ハンドブック 2024（令和6年度）」

適切な規模の図書館を有しており、かつ、十分な学術情報資料を確保しているか。開館時間を含め図書館を十分に利用できる環境を整備しているか。

「付属図書館」は、1号館の地上2階から4階を関係施設とし、2,462㎡の面積に、閲覧座席数381席を備えている。蔵書数は約21万冊で、設置学部・学科に関連した蔵書を充実させるため、専門分野の図書を中心に収集を行っている。教員推薦図書、国家試験対策図書、資格就職関連図書、子ども支援関連図書については、別置き、利用しやすいよう配置している。令和5（2023）年度からは、学部・学科の専門分野に関する漫画の積極的な収集を行い、漫画コーナーを設置している。

また、文献検索データベース・電子図書・映像資料については「付属図書館」のホームページから利用することが可能である。

「付属図書館」の利用方法については、「文献検索ガイダンス」を毎年度春期に実施し、使用方法などの説明を行っている。

そのほか、蔵書検索（OPAC）専用端末を館内に4台設置しており、自ら蔵書検索ができるほか、学外からも「付属図書館」のホームページにアクセスして蔵書検索を行うことが可能となっている。

開館時間は、平日が9時から19時10分、土曜日は10時から16時であり、授業外学

修の場として、図書館を利用できるよう配慮している。

また、「附属図書館」では、アクティブ・ラーニングを促進するため、「ラーニングコモンズ」を整備し、学生が、図書館資料を利用した課題の作成や、発表資料の作成等に活用しており、積極的な学びの支援に寄与している。

本学の研究成果を収集し、インターネットを通じて広く公開するため、平成 28 (2016) 年度から機関リポジトリの公開を開始している。

【エビデンス集（データ編）】

【共通基礎】「認証評価共通基礎データ 施設・設備等」

【表 2-11】「図書館の開館状況」

【エビデンス集（資料編）】

【資料 2-5-6】「千里金蘭大学学生ハンドブック 2024（令和 6 年度）」

【資料 2-5-7】「千里金蘭大学大学院ハンドブック 2024（令和 6 年度）」

【資料 2-5-8】「千里金蘭大学ホームページ>千里金蘭大学附属図書館」

教育目的の達成のため、コンピュータなどの ICT 環境を適切に整備しているか。

パソコン演習室 5 室、自習室 2 室に、学生が利用可能なパソコンを 242 台設置している。これらは学内のネットワークに接続し、授業毎の「教材フォルダ」にアクセスできるほか、インターネットにも接続されており、授業で使用されている時間以外は、学生が自習などで自由に使用することができる。

各教室には、教員用パソコン、プロジェクター、書画カメラ等を設置しており、画像、音声、動画などを使用しながら、視覚的・感覚的に学修への理解を深めることに役立てている。

「附属図書館」内の「ラーニングコモンズ」では、電子黒板ソフト、無線 LAN (Wi-Fi)、iPad、ノートパソコンを利用することができ、授業での発表準備や、グループワーク等に活用されている。

授業等の支援ツールとしては、「Office365」「Google Classroom」「Google Meet」等を提供するとともに、貸出し用の Chromebook（クロームブック）を整備している。

また、令和 3 (2021) 年度には、2 号館、3 号館、5 号館の主要教室、共用スペース等に無線 LAN (Wi-Fi) を設置し、学内無線 LAN 接続環境の整備に努めている。

学内 IT 施設の管理・運営は、「学修・キャリア総合支援センター」が行っており、事務職員及び「学内ワークスタディ」に従事する学生スタッフが、学生、教職員の機器等の利用に対する支援を行っている。

関連施設の運用方針等については、「千里金蘭大学 情報委員会規程」に基づき、「情報委員会」を通じて教育・学修環境に関する学内の意見を集約し、コンピュータ等の情報関連機器及び施設の整備を図っている。

大学院においては、大学院生専用の共同研究室に共用のパソコン 6 台を備えている。

【エビデンス集（データ編）】

【表 2-12】「情報センター等の状況」

【エビデンス集（資料編）】

【資料 2-5-9】「千里金蘭大学学生ハンドブック 2024（令和 6 年度）」

【資料 2-5-10】「千里金蘭大学 情報委員会規程」

【資料 2-5-11】「2024 年度新入生ネットガイダンス（大学・大学院）」

【資料 2-5-12】「Office 製品のインストール方法（個人デバイス用）（Microsoft365）」

【資料 2-5-13】「Google Classroom の使い方」

【資料 2-5-14】「Google Meet マニュアル（参加者用）」

2-5-③ パリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

施設・設備の利便性（パリアフリーなど）に配慮しているか。

施設・設備の利便性については、1号館、2号館、3号館にエレベータを設置しており、それぞれパリアフリーに配慮したものとなっている。

また、各棟の入口などの段差部分については、スロープを設置するなどの対応を行うとともに、特に学生、教職員の出入りが多い2号館及び3号館の入口には、自動扉を設置し、パリアフリーに対応している。

さらに、2号館1階、3号館1階・3階・5階・7階、5号館1階に、パリアフリーに配慮した多目的トイレを設置している。

そのほか、3号館1階のピロティ部分には、優先駐車場を設けており、パリアフリーに配慮している。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 2-5-15】「千里金蘭大学学生ハンドブック 2024（令和 6 年度）」

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

授業を行う学生数（クラスサイズなど）は教育効果を十分上げられるような人数となっているか。

授業を行う学生数については、教育効果を十分に考慮して、授業形態に応じてあらかじめ受講人数を設定し、授業規模の適切な管理を行っている。

教養教育科目における「情報機器の操作Ⅰ・Ⅱ」では、25人程度にクラスを分けて授業を行い、適切な人数での指導を行うことで、学生の基礎的な情報機器操作能力や、プレゼンテーション能力の育成に効果を上げている。また、「英語コミュニケーションA・B」では、学修効果を考慮して、入学時の「英語プレイズメントテスト」により最大25人程度の習熟度別クラス分けを実施している。

また、各学部・学科の専門教育科目のうち、それぞれに設置されている職業資格関連の課程において、指定基準に従って受講者数に制限が設けられている科目等は、複数クラスに分割する、複数教員を配置するなどの対応により、きめ細かな指導が行えるよう配慮している。

大学院については、1学年の学生数が少数であり、少人数での講義や演習が中心である

ことから、教育効果を十分に上げられる規模となっている。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 2-5-16】「令和 5（2023）年度 受講者数一覧」

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

校地及び校舎面積は、大学設置基準を満たしており、施設・設備、教育研究環境については、実用面においても十分な環境を整備している。その一方では、施設・設備の老朽化に直面していることから、計画的に環境整備を行うことで、快適な教育研究環境の保持に努める。

「付属図書館」については、十分な学術情報資料を揃えている。なお、電子書籍や電子ジャーナル等の増加にともない、利便性に配慮しつつ、効果的な資料提供を行っていく。

ICT 環境については、授業内で ICT を活用する機会が増えていることを踏まえ、令和 7（2025）年度からの学生のノートパソコン必携化を検討しており、学内無線 LAN 接続環境のさらなる整備や、ネットワーク機器の更新など、計画的な整備を進めていく。

授業を行う学生数については、教育効果を十分に上げていくために、引き続き授業科目の特性に応じて学生数の適正化を図っていく。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

「基準項目 2-6 を満たしている。」

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学生への学修支援に関する学生の意見などをくみ上げるシステムを適切に整備し、学修支援の体制改善に反映しているか。

学修支援に関する学生の意見・要望をくみ上げる仕組みとして、「学修習慣実態調査」「学修行動調査」「授業アンケート」を実施するとともに、「学長直行便（学長意見箱）」の常時設置による意見・要望の把握に努めている。

「学修習慣実態調査」は、1年次から3年次の全学生を対象に実施しており、この調査を通じて、学修支援に関する満足度を把握している。

また、「学修行動調査」は、学生の卒業時に実施しており、設問及び自由記述を通じて学修支援等に関する満足度を可視化し、学修成果との関連性を分析している。これらについては、「学修習慣実態調査」とあわせて「内部質保証・IR推進委員会」を通じて確認のうえ、学科全体、大学全体の学修支援体制や方法の改善に活用している。

「授業アンケート」は、学生の学修内容の向上及び授業運営の改善を図ることを目的に、

「FD・SD委員会」のもと、「FD部会」が具体的推進の役割を担い、各学期末に実施している。このアンケートの設問においては、授業運営等に関する教員の評価だけでなく、学生の学修への取組み状況及び理解度を確保するべく質問項目を設定しており、一部記述の設問を盛り込むことで、学生の意見・要望を適切にくみ取るよう実施している。アンケート結果については、担当授業科目別に各教員に配布しており、教員はその結果を踏まえ、授業改善に活用している。さらに、大学全体、学科別、科目区分別に集計し、各学部長に共有し、問題点の把握と改善に役立てている。

「学長直行便（学長意見箱）」は、教室や食堂として学生が頻りに利用する3号館の2階に設置しており、投函された意見は、学長が内容を確認のうえ、意見の内容によっては適当な部署に協力を仰ぎ、改善を実行する仕組みを取り入れている。

また、各学部・学科の教員や、「教学センター」を中心とする事務部署において、日常的に学生の意見・要望などを把握し、必要に応じて連携しながら、問題に応じて、各種委員会や教授会等で協議し、学修支援の体制改善に努めている。

大学院においては、「看護学研究科FD委員会」のもと、各学期末に「授業評価アンケート」を実施し、大学院生の意見・要望をくみ取るとともに、教員はその結果を踏まえ、授業改善に活用している。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 2-6-1】「令和4年度（1年～3年対象）学修習慣実態調査 集計結果」

【資料 2-6-2】「令和5年3月卒業生対象 学修行動調査（卒業生版） 集計結果」

【資料 2-6-3】「令和5（2023）年度 授業アンケート結果」

【資料 2-6-4】「令和5（2023）年度前期 授業改善報告（様式）」

【資料 2-6-5】「学長直行便を通じた学生の意見・相談等」

【資料 2-6-6】「令和5（2023）年度 第2回・第3回 内部質保証・IR推進委員会議事録」

【資料 2-6-7】「大学院 令和5（2023）年度 授業評価アンケート（様式）」

【資料 2-6-8】「大学院 令和5（2023）年度 授業改善報告（様式）」

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学生生活に対する学生の意見などをくみ上げるシステムを適切に整備し、学生生活の改善に反映しているか。

学生生活全般に関する学生の意見・要望をくみ上げる仕組みとして、「学修習慣実態調査」「学修行動調査」を実施するとともに、「学長直行便（学長意見箱）」の常時設置による意見・要望の把握に努めている。

「学修習慣実態調査」は、1年次から3年次の全学生を対象に実施しており、この調査を通じて、健康相談、心的支援及び経済的支援に関する満足度を確保している。

「学修行動調査」は、学生の卒業時に実施しており、自由記述欄を通じて学生生活全般に関する満足度を把握し、「学修習慣実態調査」とあわせて「内部質保証・IR推進委員会」を通じて確認のうえ、各学部・学科及び関係事務部署にフィードバックし、学生生活支援の改善に活用している。

「学長直行便（学長意見箱）」については、**2-6-①**で述べたとおりである。

また、学生生活全般の相談については、「教学センター」が窓口となり、個別面談等により学生の学修状況、学生生活の状況を把握するとともに、健康相談・支援を行う「健康管理室」、心的支援を行う「カウンセリング・ルーム」と連携して情報共有し、問題に応じて、各種委員会や教授会等で協議し、学修支援の体制改善に努めている。

このほかに、「千里金蘭大学後援会」においても、本学及び保証人による連携のもと、学生の意見・要望を有効にくみ上げるよう努めており、課外活動の支援及び助成活動を展開している。

学生生活に関する改善事例として、証紙券売機の導入のほか、通学の利便向上の観点から、吹田市シェアサイクル実証実験への協力を兼ねた令和4（2022）年度からのシェアサイクルポートの本学正門前への設置、さらには、スクールバスの運行の要望を踏まえ、民間のバス会社の連携・協力のもと、令和5（2023）年度から本学の学生限定のバス回数券を発行、販売し、購入に対しては、本学及び「千里金蘭大学後援会」による一部補助を行っている。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 2-6-9】「令和4年度（1年～3年対象）学修習慣実態調査 集計結果」

【資料 2-6-10】「令和5年3月卒業生対象 学修行動調査（卒業生版） 集計結果」

【資料 2-6-11】「学長直行便を通じた学生の意見・相談等」

【資料 2-6-12】「千里金蘭大学 後援会 事業案内」

【資料 2-6-13】「千里金蘭大学学生ハンドブック 2024（令和6年度）」

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

施設・設備に対する学生の意見などをくみ上げるシステムを適切に整備し、施設・設備の改善に反映しているか。

学修環境に関する学生の意見・要望をくみ上げる仕組みとして、「学修習慣実態調査」「学修行動調査」を実施するとともに、「学長直行便（学長意見箱）」の常時設置による意見・要望の把握に努めている。

「学修習慣実態調査」は、1年次から3年次の全学生を対象に実施しており、この調査を通じて、実習室、演習室、IT施設、図書館設備、自習スペース等に関する満足度を確認している。

「学修行動調査」は、学生の卒業時に実施しており、自由記述欄を通じて学修環境全般に関する満足度を把握し、「学修習慣実態調査」とあわせて「内部質保証・IR推進委員会」を通じて確認のうえ、全学的な対応を検討し、学修環境の改善に反映している。

「学長直行便（学長意見箱）」については、**2-6-①**で述べたとおりである。

「学修行動調査」「学長直行便（学長意見箱）」等を通じた学修環境の改善事例として、トイレの改修、無線LAN（Wi-Fi）の設置、自転車通学者用の雨天時のレインコート干し場の設置などがある。

このほか、「千里金蘭大学後援会」においても、本学及び保証人との連携のもと、学修環境に関する学生の意見・要望を反映するよう努めており、3号館の1階の学生ラウンジ

ペースの改修、2階の学生食堂の什器更新などの対応を行っている。

大学院においては、「学修環境アンケート」を実施し、学修環境全般に関する大学院生の満足度を確認するとともに、「研究科委員会」において対応を検討し、学修環境の改善に努めている。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 2-6-14】「令和 4 年度（1 年～3 年対象）学修習慣実態調査 集計結果」

【資料 2-6-15】「令和 5 年 3 月卒業生対象 学修行動調査（卒業生版） 集計結果」

【資料 2-6-16】「学長直行便を通じた学生の意見・相談等」

【資料 2-6-17】「千里金蘭大学 学報 第 21 号、第 25 号」

【資料 2-6-18】「大学院 令和 5（2023）年度 学修環境アンケート結果」

（3）2-6 の改善・向上方策（将来計画）

学生の意見・要望をくみ上げる仕組みとして、「学修習慣実態調査」「学修行動調査」「授業アンケート」を実施するとともに、「学長直行便（学長意見箱）」を通じて行い、必要に応じて改善に反映している。これらに加えて、各学部・学科の教員や、「教学センター」を中心とする事務部署等において、日常的に学生の意見・要望などを把握し、対応を行っている。

これまでの取組みを継続しながら、引き続き、学生の意見・要望への対応に努めていく。

【基準 2 の自己評価】

学生の受入れについては、本学及び本大学院の使命・目的並びに各学部・学科、研究科の教育目的を踏まえてアドミッション・ポリシーを策定・周知し、入学者選抜においては学力の 3 要素を多面的・総合的に評価している。教育を行う環境の確保を考慮し、令和 7（2025）年度から、教育学部教育学科の収容定員及び入学定員の適正化を図り、定員充足に努める。

学修支援については、教職協働による学修支援方策を検討する体制を整備し、TA、SAなどを適切に活用するとともに、オフィスアワー制度の全学的な実施、障がいのある学生への配慮、中途退学、休学等への対策に取り組んでいる。

キャリア支援については、教職協働のもと、教職課程内外における学生のキャリア形成支援の取組みや、学生一人ひとりに寄り添ったきめ細やかな就職等の支援により、高い就職率を維持している。

学生サービスについては、「教学センター」を設置し、各学部・学科のクラス担任（アカデミック・アドバイザー）、「健康管理室」「カウンセリング・ルーム」が連携を図りながら、健康相談、心的支援、生活相談、課外活動などの組織的な支援を行っている。経済的支援については、学生のニーズに応じた奨学金制度を提供するため、定期的に制度の見直しを図っている。

学修環境の整備については、快適な教育研究環境に配慮し、安全性の確保に向けた対策を行っている。「付属図書館」や IT 施設について、有効に活用しており、授業を行う学生数についても、教育効果に配慮し、適切に管理している。

学生の意見・要望への対応については、学修支援、学生生活全般及び学修環境に関する学生の意見などをくみ上げる仕組みとして、「学修習慣実態調査」「学修行動調査」「学修環境アンケート」「授業アンケート」などの実施や、「学長直行便（学長意見箱）」を活用し、改善に反映しており、日常的な対応として、各学部・学科、研究科の教員や、「教学センター」を中心とする事務部署等において、学生の意見をくみ上げ、対応している。

以上のことから、**基準 2. 学生**の基準を満たしていると評価する。

基準 3. 教育課程

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている。」

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

教育目的を踏まえ、ディプロマ・ポリシーを定め、周知しているか。

本学の使命・目的及び各学部・学科の教育目的を踏まえ、ディプロマ・ポリシーとして、学部・学科ごとに以下のように卒業認定・学位授与の方針を定めている。

ディプロマ・ポリシーについては、学生に対しては年度始めのオリエンテーションにおいて、「学生ハンドブック」を通じて提示するとともに、ホームページを通じて学内外に公表し、周知を図っている。

■栄養学部栄養学科

栄養学に関する知識と技能の修得を基盤として、それを現場で活用することができる実践能力に加えて、栄養を科学的・実証的に考究し、その成果を健康の増進や維持に活かすことのできる人材を育成するために、所定の課程を修め、124 単位の単位修得と必修等の条件を充たしたうえで、次のような目標を達成した者に学位（栄養学）を授与する。

【知識・技能】

<教養・専門性・総合力>

豊かな教養と情報リテラシーや外国語の運用能力及び自らを育て自立を図るために必要な能力を修得し、栄養学の基本となる人間の健康や疾病と社会・環境及び食べ物との関係について理解し、総合的に活用できる力を身につけている。

【思考力】

<問題解決・発見力>

多様化する社会や人々の栄養に関する課題に対し、自らの価値観及び倫理観に基づき考えを比較吟味して統合し次の問を見つける力を身につけている。

<論理的・批判的思考力>

栄養に関する課題解決の過程で情報を分析し、論理的に解釈して、その情報の価値を評価したり判断を下したりする力を身につけている。

<客観的思考力>

栄養管理の実践において、科学的・客観的視野に立って評価する能力を身につけている。

<生涯学習力>

栄養管理を通じた人々の健康への貢献のために、常に新しい知識・技術を学び続ける力を身につけている。

【実践力】

＜自律的活動力＞

栄養管理や栄養指導の推進に寄与するため、栄養の諸活動に対し主体的に行動する力を身につけている。

＜人間関係形成力＞

個人や集団の栄養に関する課題に対し、多職種連携など他者と効果的なコミュニケーションをとる力を身につけている。

＜社会参画力＞

栄養管理や栄養指導の推進に寄与するため、他者と協力・協働して社会に参画し、倫理や市民的責任を自覚して行動する力を身につけている。

■教育学部教育学科

子どもの教育に関する知識と技能の修得を基盤として、それを現場で活用することができる実践能力に加えて、教育を科学的・実証的に考究し、その成果を子どもの健全な育成に活かすことのできる人材を育成するために、所定の課程を修め、124単位の単位修得と必修等の条件を充たしたうえで、次のような目標を達成した者に学位（教育学）を授与する。

【知識・技能】

＜教養・専門性・総合力＞

豊かな教養と情報リテラシーや外国語の運用能力及び自らを育て自立を図るために必要な能力を修得するとともに、教育の原理と基本概念や教育事象に関する知識及び教育現場で必要となる専門的な知識と技能を修得し、総合的に活用できる力を身につけている。

【思考力】

＜問題解決・発見力＞

教育・保育に関する課題に対し、自らの価値観及び倫理観に基づき考えを比較吟味して統合し次の問を見つける力を身につけている。

＜論理的・批判的思考力＞

教育・保育に関する課題解決の過程で情報を分析し、論理的に解釈して、その情報の価値を評価したり判断を下したりする力を身につけている。

＜客観的思考力＞

教育・保育実践の場において、客観的に判断・省察し、それに基づき計画を見直し修正する力を身につけている。

＜生涯学習力＞

子どもの健全な育成に向けて、現代社会に広く興味を有し、保育者・教育者として生涯を通じて学び続ける力を身につけている。

【実践力】

＜自律的活動力＞

教育・保育実践における諸活動に対し、自己を律し、自立して活動する力を身につけている。

<人間関係形成力>

①子どもや保護者に対して愛情深く寛容で温かい援助・指導を行える力を身につけている。

②他者と協調・協働してコミュニケーションをとる力を身につけている。

<社会参画力>

学校教育や地域教育の推進に寄与するため、積極的に社会参画を行い、市民社会の一員としての責任を自覚し、行動する力を身につけている。

■看護学部看護学科

豊かな人間性と倫理観及び専門的知識と技能を基盤とした看護実践ができる看護職者を育成するために、所定の課程を修め、124単位の単位修得と必修等の条件を充たしたうえで、次のような目標を達成した者に学位（看護学）を授与する。

【知識・技能】

<教養・専門性・総合力>

自らを育て自立した女性として、幅広く深い教養を修めるとともに、命の尊厳を基盤とした豊かな人間性、倫理観、責任感を身につけている。

【思考力】

<問題解決・発見力>

人々を取り巻く環境の変化や健康問題を発見し解決する能力を身につけている。

<論理的・批判的思考力>

健康課題に対し、批判的・分析的・論理的思考能力を身につけている。

<客観的思考力>

あらゆる状況において、科学的・客観的視野に立って的確な判断ができる能力を身につけている。

<生涯学習力>

健康課題に対し、常に新しい技術や知識を探求する姿勢と柔軟な創造性を身につけている。

【実践力】

<自律的活動力>

効果的な看護実践に向け、主体的に取り組む力を身につけている。

<人間関係形成力>

人間を一つの人格として全体的に捉え、豊かな対人関係能力を身につけている。

<社会参画力>

市民社会の一員として、異文化への理解と社会に貢献する姿勢が身につけている。

また、大学院についても、使命・目的及び研究科の教育目的を踏まえ、看護学研究科のディプロマ・ポリシーとして、以下のように学位授与の方針を定めている。

ディプロマ・ポリシーについては、学生に対しては年度始めのオリエンテーションや修士論文の指導時において、「大学院ハンドブック」を通じて提示するとともに、ホームページ

ジを通じて学内外に公表している。

■大学院 看護学研究科

看護学研究科修士課程では、教育目的を踏まえ、学位を授与するに当たり、修了までに身に付けるべき資質や能力を含めた学位授与の方針を次のとおり定める。

- 1 保健・医療・福祉を取り巻く環境の変化、国や地域による健康づくりへの取り組みの理解及び看護実践の基盤となる幅広い知識や能力を修得している。
- 2 看護実践に対応する論理的な知識や知見の深い理解とともに、根拠ある看護実践を展開するために必要となる高度な専門知識や能力を修得している。
- 3 看護の対象の特性を加味したうえで、看護提供の複雑性を認識しながら対象者のニーズに応えるための看護実践に関する知識と能力を修得している。
- 4 看護実践の場で生じる諸課題を科学的に探究し、その成果を看護実践の質の改善や向上に活かすための研究手法に関する知識や能力を修得している。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 3-1-1】「千里金蘭大学学生ハンドブック 2024（令和 6 年度）」

【資料 3-1-2】「千里金蘭大学大学院ハンドブック 2024（令和 6 年度）」

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等を適切に定め、周知の上、厳正に適用しているか。

【大学】

1) 単位認定基準

単位の認定基準については、学則第 28 条において、履修した授業科目の評価方法に応じて、合格を認めた者には、所定の単位を与えることを定めており、単位の認定の可否は、成績評価の結果に基づいて判定している。

成績評価の基準については、学則第 29 条に基づき、秀（100～90 点）、優（89～80 点）、良（79～70 点）、可（69～60 点）及び不可（59～0 点）の 5 段階評価とし、秀・優・良・可を合格、不可を不合格としている。

これらのことについては、「学生ハンドブック」を通じて明示のうえ、学生に周知を図っている。

また、各授業科目の評価方法に関しては、シラバスの「成績評価の方法と基準」欄において、成績評価を行う具体的な項目とその比率を明示し、「到達目標」欄には、各学部・学科のディプロマ・ポリシーとの関連性を明示している。

なお、他の大学等における授業科目の履修により修得した単位の認定、大学以外の教育施設等における学修の単位認定、入学前の既修得単位等の認定については、学則第 30 条、第 31 条及び第 32 条に基づいて、60 単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなしている。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 3-1-3】「千里金蘭大学学則」

【資料 3-1-4】「千里金蘭大学学生ハンドブック 2024（令和 6 年度）」

【資料 F-12】「シラバス」

2) 進級基準

進級の基準については、各学年における適切な履修と、カリキュラムの内容を着実に身に付けることを目的として、各学部・学科において、進級条件のほか、臨地実習科目等の履修にあたっての履修要件を定めている。

進級条件及び履修要件については、「学生ハンドブック」を通じて明示しており、年度始めのオリエンテーションにおいて、学生に周知を図っている。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 3-1-5】「千里金蘭大学 栄養学部栄養学科 履修内規」

【資料 3-1-6】「千里金蘭大学 教育学部教育学科 履修内規」

【資料 3-1-7】「千里金蘭大学 看護学部看護学科 授業科目の履修条件に関する内規」

【資料 3-1-8】「千里金蘭大学学生ハンドブック 2024（令和 6 年度）」

3) 卒業認定基準

卒業認定基準については、学則第 34 条に基づき、本学に 4 年以上在学し、各学部・学科において 124 単位以上を修得することを卒業要件として定めている。

また、学位授与の要件については、学則第 35 条において、本学を卒業した者に学士の学位を授与することを定めている。

これらのことは、「学生ハンドブック」に明示し、学生に周知を図っている。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 3-1-9】「千里金蘭大学学則」

【資料 3-1-10】「千里金蘭大学学生ハンドブック 2024（令和 6 年度）」

【大学院】

1) 単位認定基準

単位の認定については、大学院学則第 27 条において、授業科目を履修し、所定の試験に合格した者には、所定の単位を与えることを定めており、単位の認定の可否は、成績評価の結果に基づいて判定している。

成績評価の基準については、大学院学則第 28 条に基づき、秀（100～90 点）、優（89～80 点）、良（79～70 点）、可（69～60 点）及び不可（59～0 点）の 5 段階評価とし、秀・優・良・可を合格、不可を不合格としている。

これらのことについては、「大学院ハンドブック」を通じて明示しており、年度始めのオリエンテーション等において、学生に周知を図っている。

また、各授業科目の評価方法に関しては、シラバスの「成績評価の方法と基準」欄において、成績評価を行う具体的な項目とその比率を明示し、「到達目標」欄には、研究科のデ

ィプロマ・ポリシーとの関連性を明示している。

なお、他の大学院における授業科目の履修により修得した単位の認定及び入学前の既修得単位等の認定については、大学院学則第 29 条及び第 30 条に基づいて、合わせて 10 単位を超えない範囲で本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなしている。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 3-1-11】「千里金蘭大学大学院学則」

【資料 3-1-12】「千里金蘭大学大学院ハンドブック 2024（令和 6 年度）」

【資料 F-12】「シラバス」

2) 修了認定基準

課程修了の認定基準は、大学院学則第 31 条に基づき、本大学院に 2 年以上在学し、30 単位以上を修得し、必要な研究指導を受けたうえ、学位論文の審査及び最終試験に合格することを修了要件として定めている。

また、学位授与の要件については、大学院学則第 32 条及び「千里金蘭大学大学院 学位規程」第 3 条において、本大学院を修了した者に修士の学位を授与することを定めている。

これらのことは、「大学院ハンドブック」に明示するとともに、指導教員等を通じて学生に周知を図っている。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 3-1-13】「千里金蘭大学大学院学則」

【資料 3-1-14】「千里金蘭大学大学院 学位規程」

【資料 3-1-15】「千里金蘭大学大学院ハンドブック 2024（令和 6 年度）」

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等を適切に定め、周知の上、厳正に適用しているか。

【大学】

1) 単位認定基準

大学設置基準及び学則第 27 条に基づき、各授業科目における教育効果、授業時間外に必要な学修などを考慮したうえで、合格が認められた者に対し単位の認定を行っている。

成績評価に関しては、シラバスの「到達目標」欄に明示されている各学部・学科のディプロマ・ポリシーとの関連性を踏まえ、「成績評価の方法と基準」欄において、成績評価を行う具体的な項目とその比率等を明示し、これに沿って厳正に行っている。学生からの成績評価に関する疑義については、成績発表後に、所定の手続きを経たうえで、授業科目担当教員が回答し、成績評価の妥当性を確認している。

また、学業成績を総合的に把握する指標として、「千里金蘭大学 履修規程」に基づき、GPA（成績評価平均値）による総合成績評価制度を導入している。GPA については、各学科が定める基準に満たない学生に対し、クラス担任（アカデミック・アドバイザー）による修学指導や、本学独自の奨学金の対象者選考等に活用している。GPA の活用方法について

ては、「学生ハンドブック」を通じて、学生に明示している。

他の大学等における授業科目の履修により修得した単位の認定、大学以外の教育施設等における学修の単位認定、入学前の既修得単位等の認定については、シラバス等の情報を基に、学修内容や学修時間を把握したうえで、各学部教授会の議を経て、学長が決定している。

【資料 3-1-16】「千里金蘭大学学則」

【資料 F-12】「シラバス」

【資料 3-1-17】「千里金蘭大学 履修規程」

【資料 3-1-18】「千里金蘭大学学生ハンドブック 2024（令和 6 年度）」

2) 進級基準

「千里金蘭大学 栄養学部栄養学科 履修内規」「千里金蘭大学 教育学部教育学科 履修内規」「千里金蘭大学 看護学部看護学科 授業科目の履修条件に関する内規」に基づき、進級条件のほか、臨地実習科目等の履修にあたっての履修要件を定めており、厳正に運用している。また、学生の単位修得状況等に応じて、クラス担任（アカデミック・アドバイザー）を中心として、学生と個別面談を行うなどの修学指導を実施している。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 3-1-19】「千里金蘭大学 栄養学部栄養学科 履修内規」

【資料 3-1-20】「千里金蘭大学 教育学部教育学科 履修内規」

【資料 3-1-21】「千里金蘭大学 看護学部看護学科 授業科目の履修条件に関する内規」

【資料 3-1-22】「千里金蘭大学学生ハンドブック 2024（令和 6 年度）」

3) 卒業認定基準

卒業の認定は、学則第 34 条に基づき、各学部教授会において、ディプロマ・ポリシーを踏まえて厳正に審議しており、教授会における卒業判定を基に、最終的に学長がこれを決定し、学士の学位を授与している。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 3-1-23】「千里金蘭大学学則」

【大学院】

1) 単位認定基準

大学院設置基準及び大学院学則第 26 条に基づき、各授業科目における教育効果、授業時間外に必要な学修などを考慮したうえで、合格が認められた者に対し単位の認定を行っている。

成績評価に関しては、シラバスの「到達目標」欄に明示されている研究科のディプロマ・ポリシーとの関連性を踏まえ、「成績評価の方法と基準」欄において、成績評価を行う具体的な項目とその比率等を明示し、これに沿って厳正に行っている。

また、他の大学院における授業科目の履修により修得した単位の認定及び入学前の既修得単位等の認定については、看護学研究科を令和4（2022）年度に設置後、適用事例がないが、シラバス等の情報を基に、学修内容や学修時間を把握したうえで、「研究科委員会」の議を経て、学長が決定することとしている。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 3-1-24】「千里金蘭大学大学院学則」

【資料 3-1-25】「千里金蘭大学大学院ハンドブック 2024（令和6年度）」

2) 修了認定基準

修了認定基準は、大学院学則第31条に定めており、学位論文の審査及び学位の授与については、「千里金蘭大学大学院 学位規程」を定め、厳格性を担保している。なお、看護学研究科を令和4（2022）年度に設置後、令和6（2024）年度に最初の修了生を輩出する予定であり、「千里金蘭大学大学院 看護学研究科看護学専攻（修士課程）学位論文審査基準」に基づき、学位論文審査委員による学位論文の審査及び最終試験として実施される口頭試問を行うこととしている。また、「千里金蘭大学大学院 学位規程」第10条により、学位論文の審査及び最終試験の結果に基づき、「研究科委員会」が最終試験の可否判定を行ったうえ、同規程第12条により、学長が修了を認定し、修士の学位を授与することとしている。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 3-1-26】「千里金蘭大学大学院学則」

【資料 3-1-27】「千里金蘭大学大学院 学位規程」

【資料 3-1-28】「千里金蘭大学大学院 看護学研究科看護学専攻（修士課程）学位論文審査基準」

(3) 3-1の改善・向上方策（将来計画）

本学及び本大学院の使命・目的並びに各学部・学科、研究科の教育目的を踏まえ、ディプロマ・ポリシーを定め、各授業科目との関連性を示しているが、学生への一層の周知と理解を図っていく。

単位認定、進級、卒業、修了認定の基準については、学生に周知し、単位制度の実質を保つ工夫を講じていると評価している。また、GPAを指標として、クラス担任（アカデミック・アドバイザー）が学生への修学指導等に活用している。

なお、大学設置基準の令和4（2022）年10月改正・施行による単位制度、単位授与及び卒業要件の改正の趣旨を踏まえつつ、学生の実態に応じて、基準及び運用の見直しの要否を検討していく。

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2の自己判定

「基準項目 3-2 を満たしている。」

(2) 3-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

教育目的を踏まえ、カリキュラム・ポリシーを定め、周知しているか。

本学の使命・目的及び各学部・学科の教育目的を踏まえ、カリキュラム・ポリシーとして、学部・学科ごとに以下のように教育課程編成・実施の方針を定めている。

カリキュラム・ポリシーについては、学生に対しては年度始めのオリエンテーションにおいて、「学生ハンドブック」を通じて提示するとともに、ホームページを通じて学内外に公表し、周知を図っている。

■栄養学部栄養学科

学位授与の方針と教育課程編成・実施の方針との一体性と整合性に留意しつつ、卒業までに学生が身に付けるべき資質や能力を修得するための教育課程編成・実施の方針を次のとおり定める。

1. 教育課程編成の方針

- (1) 職業人として必要な職業意識や職業観と職業選択力や生涯学習力並びに人間の文化や社会と自然及び健康に関する知識を身に付けるための科目を配置する。
- (2) 日本語による読解力や表現力と外国語による基礎的なコミュニケーション能力及び情報処理や情報活用のための機器操作力を高めるための科目を配置する。
- (3) 社会や環境と健康との関係、人体の構造と機能及び主要な疾患とその治療、食品の各種成分と人体や健康への影響について理解するための科目を配置する。
- (4) 栄養の基本的な概念やその意義と役割について理解するとともに、エネルギーや栄養素の代謝とその生理的な意義について理解するための科目を配置する。
- (5) 食事摂取基準策定の考え方や科学的な根拠の理解と栄養状態や心身機能の特徴に基づいた栄養ケア・マネジメントについて理解するための科目を配置する。
- (6) 栄養教育の目的に応じた理論と技法や対象者の社会・生活環境や健康・栄養状態の特徴を考慮した栄養教育の展開について理解するための科目を配置する。
- (7) 傷病者や要支援者・要介護者の疾患・病態や栄養状態及び心身機能の特徴に応じた適正な栄養ケア・マネジメントについて理解するための科目を配置する。
- (8) 栄養問題の動向及び集団や地域における人々の健康や栄養状態及び社会や生活環境の特徴に基づいた公衆栄養活動について理解するための科目を配置する。
- (9) 給食の意義と給食施設における食事の提供に関わる栄養や食事管理の理解及び給食の運営方法とそのマネジメントについて理解するための科目を配置する。
- (10) 多職種連携による栄養ケア・マネジメント等の実践並びに栄養課題の解決を図るうえで必要とされる知識や思考と判断力を修得するための科目を配置する。

2. 教育課程実施の方針

- (1) 学説や物事などの意味や内容の理解を目的とする教育内容は、講義形式による授業形態を採ることとし、知識や技能を実践に応用する能力の修得を目的とする教育内容は、演習形式及び実践形式による授業形態を採る。
- (2) 学生の能動的な学修への参加を促すことから、教室内でのグループ・ディスカッション、ディベート、グループ・ワーク等をはじめとする教授方法を取り入れることによる能動的学修を導入する。
- (3) 学生の自由な発想力と創造性や感性を養い、実践的な企画力や運営力及び問題発見・解決能力を高めることから、身近な問題や事例を素材とするグループ協同作業で学ぶ問題解決型の学習方式を導入する。
- (4) 教育課程を構成する授業科目の目標、内容、教育方法、評価方法を記した授業計画を示すとともに、教育課程編成・実施の方針を具体化し、可視化して共有するための履修系統図（カリキュラム・マップ）を示す。
- (5) 単位制度の実質化を図る観点から、特定の学期における偏りのある履修登録を避けるとともに、学生が学修目標に沿った適切な授業科目の履修が可能となるように、養成する具体的な人材像に対応した典型的な履修モデルを提示する。
- (6) 卒業時における質を確保する観点から、予め学生に対して各授業科目における学修目標やその目標を達成するための授業の方法、計画等を明示したうえで、成績評価基準や卒業認定基準を示し、これに基づく厳格な評価を行う。

■教育学部教育学科

教育学科では、学位授与の方針と教育課程編成・実施の方針との一体性と整合性に留意しつつ、卒業までに学生が身に付けるべき資質や能力を修得するための教育課程編成・実施の方針を次のとおり定める。

1. 教育課程編成の方針

- (1) 職業人として必要な職業意識や職業観と職業選択力や生涯学習力並びに人間の文化や社会と自然及び健康に関する知識を身に付けるための科目を配置する。
- (2) 日本語による読解力や表現力と外国語による基礎的なコミュニケーション能力及び情報処理や情報活用のための機器操作力を高めるための科目を配置する。
- (3) 教育の理念と歴史や思想及び教職の意義と教員の役割や職務内容並びに現代公教育制度の法的・制度的な仕組みの知識を身に付けるための科目を配置する。
- (4) 幼児・児童の心身の発達と学習の過程及び特別の支援を必要とする幼児・児童の理解並びに教育課程の意義と編成方法を身に付けるための科目を配置する。
- (5) 道徳の意義や原理と指導法及び総合的な学習の時間の意義や原理と指導法並びに特別活動の意義と目標や内容と指導法を身に付けるための科目を配置する。
- (6) 教育の方法や技術と情報機器や教材の活用の知識及び生徒指導の意義や原理と方法並びに幼児理解の意義や原理と方法を身に付けるための科目を配置する。
- (7) 教育相談の意義や理論と教育相談の方法や展開に関する基礎的な知識及び進路指導やキャリア教育の意義や理論と方法を身に付けるための科目を配置する。
- (8) 領域や教科と教職に関する知識・理論・技術等を保育や各教科と教科外活動の指導

場面で実践するための基礎的な能力を身に付けるための科目を配置する。

- (9) 保育を実践するうえで必要となる保育の本質や目的と保育の対象の理解及び保育の内容や方法に関する専門知識と能力を身に付けるための科目を配置する。
- (10) 子どもの豊かな発達や学びの支援に必要な関連領域の知識や他者との協働や生涯を通じて自主的に学び続ける態度を身に付けるための科目を配置する。
- (11) 保育や学校教育の実際を体験的かつ総合的に理解するとともに教育実践及び教育実践研究に関する基礎的な能力と資質を身に付けるための科目を配置する。
- (12) 教育学分野に関する文献講読や調査方法と分析手法等の理解のもと様々な問題や課題にそれらを適用して解決する能力を身に付けるための科目を配置する。

2. 教育課程実施の方針

- (1) 学説や物事などの意味や内容の理解を目的とする教育内容は、講義形式による授業形態を採ることとし、知識や技能を実践に応用する能力の修得を目的とする教育内容は、演習形式及び実践形式による授業形態を採る。
- (2) 学生の能動的な学修への参加を促すことから、教室内でのグループ・ディスカッション、ディベート、グループ・ワーク等をはじめとする教授方法を取り入れることによる能動的学修を導入する。
- (3) 学生の自由な発想力と創造性や感性を養い、実践的な企画力や運営力及び問題発見・解決能力を高めることから、身近な問題や事例を素材とするグループ協同作業で学ぶ問題解決型の学習方式を導入する。
- (4) 教育課程を構成する授業科目の目標、内容、教育方法、評価方法を記した授業計画を示すとともに、教育課程編成・実施の方針を具体化し、可視化して共有するための履修系統図（カリキュラム・マップ）を示す。
- (5) 単位制度の実質化を図る観点から、特定の学期における偏りのある履修登録を避けるとともに、学生が学修目標に沿った適切な授業科目の履修が可能となるように、養成する具体的な人材像に対応した典型的な履修モデルを提示する。
- (6) 卒業時における質を確保する観点から、予め学生に対して各授業科目における学修目標やその目標を達成するための授業の方法、計画等を明示したうえで、成績評価基準や卒業認定基準を示し、これに基づく厳格な評価を行う。

■看護学部看護学科

看護職者としての基礎的・基本的な資質・能力を養成するために、教養教育科目、専門教育科目を体系的に編成し、講義、演習、実習を適切に組み合わせた授業科目を開講する。また、教育課程外で正規の授業科目との関連に考慮した学習や体験活動等の機会を充実させ、もって大学における教育活動全体により卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に掲げる目標の達成を図る。

教育内容、教育方法、学修成果の評価については、以下のように方針を定める。

1. 教育内容

- (1) 高大接続を円滑なものとするため、1年次に初年次教育を行う。
- (2) 深く幅広い知識の修得と豊かな人間性や倫理観の涵養のため、歴史、文化、科学、法律、語学、情報等についての知識・技能を学ぶ。

- (3) 持続可能な社会の創り手となるために、現代社会、とりわけ地域社会の問題を自らの問題として主体的に捉える視点を獲得する。
- (4) 看護職者に必要な専門教育科目を体系的に編成し、人々を心身の両面から理解することを図るとともに、科学的知識の修得や論理的思考力の育成を図る。保健師教育課程・助産師教育課程は、看護基礎教育との順序性を考慮し、かつ、それぞれの職業アイデンティティの形成に配慮した編成を行う。
- (5) 初年次から臨地実習、基礎演習等で少人数での双方向性の指導を行うことにより、学生が自ら考え行動する契機を与え、高学年次の領域別看護学実習、総合看護学実習の履修によって実践能力を段階的に育成する。
- (6) 看護職者としての役割や使命感を認識し、他者と協働して問題解決にあたる姿勢を養うため、学内や地域社会での体験の機会を提供する。

2. 教育方法

- (1) 講義、演習、実習を通して双方向的授業、課題解決型授業、シミュレーション学習等を積極的に導入し、主体的な学修力を高める。具体的には、グループ・ディスカッション、グループ・ワーク、ディベートを用い、多方向的な教育を行う。
- (2) 初年次の基礎演習や臨地実習においては、知識修得を図るため、また、関係的自立促進のために、学生数を適切な規模に維持する。
- (3) 教育効果を十分にあげられるよう、時間割編成上の配慮、課題の提示、看護技能の自主練習時間の確保等、授業時間外における学修を充実させる取り組みを行う。
- (4) 基礎看護学実習、領域別看護学実習、総合看護学実習にはそれぞれ履修条件を設け、必要な知識や技能の修得の促進を図るとともに、学生が自覚をもって実習に臨む態度を育成する。
- (5) 4年次後期に、看護技能の到達度について教員、学生自身双方から評価する。

3. 学修成果の評価

- (1) 成績評価の基準が規定されており、学生ハンドブックやシラバスへ明記して周知を図る。
- (2) 成績評価の妥当性は必要に応じて領域会議や教授会で審議し、公正に評価が行われるよう配慮する。

また、大学院についても、使命・目的及び研究科の教育目的を踏まえ、看護学研究科のカリキュラム・ポリシーとして、以下のように教育課程編成・実施の方針を定めている。

カリキュラム・ポリシーについては、学生に対しては年度始めのオリエンテーションや修士論文の指導時において、「大学院ハンドブック」を通じて周知するとともに、ホームページを通じて学内外に公表している。

■大学院 看護学研究科

看護学研究科修士課程では、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に掲げる能力を備えた人材を育成するため、次に掲げる方針に基づいて、教育課程（カリキュラム）を編成のうえ、実施します。

1 保健・医療・福祉分野における諸課題や医療系人材の役割及び健康推進や健康支援

のあり方など看護実践の基盤となる知識の理解を深めるとともに、論理的・実証的な考察力を高めるための科目群を設ける。

- 2 患者の主体性を尊重したより良い看護サービスの提供とともに、対象者の病状や病態の状況に応じた看護ケアを効果的・効率的に提供するための論理的知識及び観察力や判断力を高めるための科目群を設ける。
- 3 様々な健康状態や多様な場で看護を必要とする人々へのより良い看護サービスのあり方や、看護に対する批判的検討ができ、患者の症状の変化や状態に応じた的確な看護判断と適切な看護技術の提供ができる能力を高めるための科目群を設ける。
- 4 看護実践を質的・量的な側面から扱う研究手法や、看護実践に係る諸課題を探究するための研究計画の立案や批判力、論理性、表現力及び看護研究における倫理的配慮に関する理解を深めるための科目群を設ける。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 3-2-1】「千里金蘭大学学生ハンドブック 2024（令和 6 年度）」

【資料 3-2-2】「千里金蘭大学大学院ハンドブック 2024（令和 6 年度）」

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保しているか。

カリキュラム・ポリシーについては、平成 28（2016）年度に見直し・策定を行っており、これを基礎として、都度見直しを実施している。

また、「カリキュラム・マップ」により、ディプロマ・ポリシーとの整合性を可視化することで、一貫性を担保しているとともに、アドミッション・ポリシーとの整合性にも配慮している。

なお、既設の生活科学部食物栄養学科及び児童教育学科を基盤として、令和 5（2023）年度に栄養学部栄養学科及び教育学部教育学科を設置するにあたっては、ディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保しつつ、カリキュラム・ポリシーのうち、教育課程編成の方針を中心に、記載方法を大きく変更している。

大学院についても、令和 4（2022）年度に看護学研究科を設置するにあたっては、ディプロマ・ポリシーとの整合性に留意しながらカリキュラム・ポリシーを策定しており、「学位授与の方針と教育課程編成・実施の方針との関係図」により、その関係性を明示している。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 3-2-3】「各学部・学科 カリキュラム・マップ」

【資料 3-2-4】「千里金蘭大学大学院 看護学研究科 学位授与の方針と教育課程編成・実施の方針との関係図」

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

カリキュラム・ポリシーに沿った体系的な教育課程を編成し、実施しているか。

各学部・学科のカリキュラム・ポリシーに沿って、教養教育科目と、学部・学科固有の専門教育科目を設置し、体系的な教育課程を編成しており、さらに科目区分を設定して、科目ごとに必修・選択の別、単位数、配当年次を定めている。

教養教育科目は、本学の教育目標である「自らを育て自立することのできる女性の育成」の実現に向け、原則として全学共通の科目として配置しており、専門教育課程の土台となるよう位置づけている。

専門教育科目については、学部・学科それぞれの専門分野の学術的体系及び職業資格関連の課程における指定基準を満たすよう科目を配置しており、年次進行に則して、専門分野に関わる基礎的・基本的な資質・能力の涵養を図ったうえで、これらを統合・応用する臨地実習の科目に結びつけられるように、学修の順次性を重視している。

また、看護学研究科では、カリキュラム・ポリシーに沿って、基盤科目、共通科目、領域科目、研究科目を設置し、履修の順序に配慮しつつ、体系的な教育課程を編成している。

【エビデンス集（データ編）】

【表 3-1】「授業科目の概要」

【エビデンス集（資料編）】

【資料 3-2-5】「千里金蘭大学学生ハンドブック 2024（令和 6 年度）」

【資料 3-2-6】「千里金蘭大学大学院ハンドブック 2024（令和 6 年度）」

シラバスを適切に整備しているか。

すべての授業科目において、シラバスを作成している。シラバスの記載事項として、授業の概要（実務歴の記載を含む）、到達目標、授業計画（各回の授業の内容・方法、準備学習）、授業形態及び授業方法、成績評価の方法と基準、授業時間外の学修（予復習の時間）などを設定しており、適切な内容となっている。到達目標に関しては、「（学生が）～できるようになる」など、達成状況を具体的に測ることができるような表現を用いて記述し、ディプロマ・ポリシーとの関連性を明示することで、ディプロマ・ポリシーを踏まえた適切な成績評価ができるようにしている。

シラバスの執筆にあたっては、授業科目を担当する教員に対して、「シラバス作成要領」を配布し、執筆にあたっての留意事項を示すことで、記載内容の平準化を図っている。

また、各授業科目担当教員の執筆完了後には、「教学センター」及び教務委員によるシラバスの第三者チェックを行っている。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 F-12】「シラバス」

【資料 3-2-7】「令和 6（2024）年度シラバス作成要領・Web 登録操作説明書」

【資料 3-2-8】「令和 6（2024）年度シラバス点検について（依頼）」

履修登録単位数の上限の適切な設定など、単位制度の実質を保つための工夫を行って

いるか。

単位制度の実質を保つため、「千里金蘭大学 履修規程」第9条に基づき、各学期において、履修登録単位数の上限を24単位としている。なお、教育実習や臨地実習などの学外での実習や、卒業要件に算入されない科目、単位互換科目等は、この上限に含めない。

また、1単位を修得するために必要な学修時間については、学則第27条及び大学院学則第26条に定めており、「学生ハンドブック」「大学院ハンドブック」に明記し、学生に周知するとともに、授業時間外の学修時間の目安をシラバスに明示している。

【エビデンス集（データ編）】

【表3-3】「修得単位状況（前年度実績）」

【表3-4】「年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）」

【エビデンス集（資料編）】

【資料F-12】「シラバス」

【資料3-2-9】「千里金蘭大学 履修規程」

【資料3-2-10】「千里金蘭大学学則」

【資料3-2-11】「千里金蘭大学大学院学則」

【資料3-2-12】「千里金蘭大学学生ハンドブック 2024（令和6年度）」

【資料3-2-13】「千里金蘭大学大学院ハンドブック 2024（令和6年度）」

3-2-④ 教養教育の実施

教養教育を適切に実施しているか。

教養教育科目は、3-2-③で述べたように、本学の教育目標である「自らを育て自立することのできる女性の育成」の実現に向け、原則として全学共通の科目として、専門教育課程の土台となるよう位置づけている。具体的には、大学での学修において必要なアカデミック・リテラシー及び専門教育の導入となるリメディアル科目を置く「初年次教育」、社会に貢献できる実践的な職業人の育成を図る「就業力育成」、幅広い人間力を養成するとともに、人文学・芸術・自然科学・社会科学などの分野の基礎知識を身に付けるための「リベラルアーツ」、心身の健康について理解を深めるための「健康科学」、専門教育に必要となる英語の基礎能力を養成するとともに、文化交流活動の基盤となる「外国語」の5つの区分から構成し、それぞれに科目を配置している。

なお、教養教育の実施体制として、教養教育科目を担当する専任教員により全学的な組織として構成する「教養教育委員会」を設置し、初年次教育に関わる課題の共有や、教養教育科目の担当教員の配置等について検討を行っている。

【エビデンス集（資料編）】

【資料3-2-14】「千里金蘭大学 教養教育委員会規程」

【資料3-2-15】「令和5（2023）年度 第1回・第2回教養教育委員会議事録」

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

アクティブ・ラーニングなど、授業内容・方法に工夫をしているか。

本学では、教養教育と専門教育の特性を踏まえながら、講義のほか、演習、実習、実験を中心とする授業科目を多数設置し、学生の主体的な学修を促すために、グループ・ディスカッション、グループ・ワーク、フィールドワーク、ディベートなどを取り入れた教育を実践している。

教養教育科目においては、全学共通の1年次の必修科目として「持続可能社会論」を配置し、建学の精神についての理解を図ったうえ、本学における専門教育とSDGs（持続可能な開発目標）の関係を学ぶとともに、学部・学科混合の複数のグループに分かれ、持続可能社会の実現に向けてのグループ・ディスカッションと解決策のプレゼンテーションを繰り返し、自身の専門分野とSDGsとの関わり、果たすべき役割を考える構成としている。

また、専門教育科目を通じた特徴ある取組みとして、栄養学部栄養学科では、入学直後から管理栄養士への意識づけとモチベーションを向上させるための工夫として、「基礎ゼミA・B」を配置し、6グループの少人数体制のもとで専門分野ごとにグループ・ワークと発表を繰り返し、専門職に向けての意欲とコミュニケーションスキルを高めている。2年次、3年次には、「実践ゼミA・B」を配置し、プロジェクト型学修の導入により、学生自身が設定するテーマごとに学内外での活動を通して物事の見方や資料・データの収集方法、議論の進め方、他者への理解や共感など、自己の学修課題を明確化できるよう工夫を講じている。

教育学部教育学科では、必修科目として、1年次から4年次までゼミ形式の授業科目を展開しており、1年次の「基礎ゼミI・II」では、学内の「プレイルーム」において、地域の親子に対して子育て応援を行う「金蘭おやこクラブ」に参加し、子ども、保護者と触れ合いながら基本的な観察力、関わり方を学んでいる。2年次の「応用ゼミI・II」、3年次の「発展ゼミI・II」では、学外の身近な問題や事例を素材に、グループ協同作業を行いながら実践的な企画力、運営力を身に付けられるよう進めている。

看護学部看護学科では、1年次前期の「早期体験実習」から始まる臨地実習において、臨地を知ること、徐々に看護とは何かを考えながら、自身が目指す看護についての思考を継続し、最終的に「総合看護学実習」で看護観を養い、職業アイデンティティの形成を促している。そのほか、アカデミック・アドバイザーが担当する「看護ゼミナールI・II・III・IV」では、各学年の学生がともに社会活動を行い、社会の中の自分自身を見つめ、看護を学修する者として異学年交流を行いながら学生自身のあり方を振り返り、人間的成長を促すとともに、学生自身の課題を見出す構成としている。

大学院では、深い学識と卓越した能力を培うために、演習、発表、討議を中心とした授業を展開し、授業内容・方法の工夫を行っている。修士論文の作成については、研究スケジュールに沿って、主指導教員及び副指導教員の指導のもと、研究計画書の提出、中間発表、学位論文提出、口頭試問へと進行している。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 3-2-16】「シラバス（「持続可能社会論」「基礎ゼミA・B」「実践ゼミA・B」「基礎ゼミI・II」「応用ゼミI・II」「発展ゼミI・II」「早期体験実習」「総合看護学実習」「看護ゼミナールI・II・III・IV）」

【資料 3-2-17】「千里金蘭大学 2025 GUIDE BOOK」

【資料 3-2-18】「千里金蘭大学大学院ハンドブック 2024（令和 6 年度）」

教授方法の改善を進めるために組織体制を整備し、運用しているか。

教授方法の改善を進める全学的な組織として、**4-2-②**に後述のとおり、「FD・SD 委員会」を設置しており、常設部会である「FD 部会」との連携を図りつつ、「授業アンケート」「公開授業」を計画的に実施している。

「授業アンケート」については、「FD 部会」が中心となって、全専任教員及び非常勤講師を対象に、各学期末に全授業科目において実施しており、その結果を基に、各教員は自ら点検・評価し、課題があれば改善している。

「公開授業」については、各学部・学科における FD 活動として、毎年度、教員による授業相互参観を実施しており、参加教員は、授業の方法や内容に関するアンケートを作成し、授業担当教員にフィードバックを行うことで、授業内容・方法等の相互改善に役立っている。

また、各学部・学科においては、実習施設等との連携のもと、指導方法の評価を行い、改善を実施している。

大学院においても、**4-2-②**に後述のとおり、「看護学研究科 FD 委員会」を設置し、各学期末に全授業科目において「授業評価アンケート」を実施するとともに、「公開授業」を計画的に実施している。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 3-2-19】「千里金蘭大学 FD・SD 委員会規程」

【資料 3-2-20】「令和 5（2023）年度 授業アンケート（様式）」

【資料 3-2-21】「令和 5（2023）年度前期 授業改善報告（様式）」

【資料 3-2-22】「令和 5（2023）年度 各学部・学科 FD 活動報告書」

【資料 3-2-23】「千里金蘭大学大学院 看護学研究科 FD 委員会規程」

【資料 3-2-24】「大学院 令和 5（2023）年度 授業評価アンケート（様式）」

【資料 3-2-25】「大学院 令和 5（2023）年度 授業改善報告（様式）」

【資料 3-2-26】「大学院 令和 5 年度 公開授業最終報告書」

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学及び本大学院の使命・目的並びに各学部・学科、研究科の教育目的を踏まえ、ディプロマ・ポリシーとの一貫性に留意しながら、カリキュラム・ポリシーを定めているが、学生への一層の周知と理解を図っていく。

また、カリキュラム・ポリシーに沿って、学部・学科それぞれの専門分野の学術的体系及び職業資格関連の課程における指定基準を満たすよう科目を配置し、年次進行に則して資質・能力の涵養を図るよう教育課程を編成しているが、各学部・学科、研究科では、社会情勢や社会的要請の変化に対応できるよう、教育課程の検証と改善を実施していく。

教授方法の工夫と効果的な実施に向けては、学生の主体的な学修を促す授業方法の展開について、「FD・SD 委員会」「看護学研究科 FD 委員会」を通じて情報共有を行い、全学

的な取組みとして推進していく。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3 の自己判定

「基準項目 3-3 を満たしている。」

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

三つのポリシーのうち、特にディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果を明示しているか。

各学部・学科の教育目標において、「知識・技能」「思考力」「実践力」を学修成果の前提として示すとともに、ディプロマ・ポリシーを通じて、学生が身に付けるべき資質・能力の目標を明示している。

「知識・技能」については、[教養・専門性・総合力]、「思考力」については、[問題解決・発見力][論理的・批判的思考力][客観的思考力][生涯学習力]の4つの資質・能力を示し、「実践力」については、[自律的活動力][人間関係形成力][社会参画力]の3つの資質・能力を示している。

また、これらの資質・能力が、各授業科目においてどのように修得できるかを「カリキュラム・マップ」を通じて可視化している。

大学院においては、教育目的を踏まえ、修了までに学生が身に付けるべき4つの資質・能力を示すとともに、各授業科目との関連性について、「学位授与の方針と教育課程編成・実施の方針との関係図」を通じて明示している。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 3-3-1】「千里金蘭大学学生ハンドブック 2024（令和6年度）」

【資料 3-3-2】「千里金蘭大学大学院ハンドブック 2024（令和6年度）」

【資料 3-3-3】「各学部・学科 カリキュラム・マップ」

【資料 3-3-4】「千里金蘭大学大学院 看護学研究科 学位授与の方針と教育課程編成・実施の方針との関係図」

学生の学修状況・資格取得状況・就職状況の調査、学生の意識調査、卒業時の満足度調査、就職先の企業アンケートなどを実施し、大学が定めた多様な尺度・指標や測定方法に基づいて学修成果を点検・評価しているか。

学修成果の点検・評価の結果を教育内容・方法及び学修指導の改善にフィードバック

しているか。

学部・学科の教育活動の質の保証と向上を図るため、「千里金蘭大学 アセスメント・プラン」を定め、三つのポリシーに則した評価指標に基づいて、学生の学修成果の点検・評価を多面的に行っている。

点検・評価については、入学前・入学時、在学中及び卒業時・卒業後までの成長を視野に入れ、3つのレベル（機関レベル・学位プログラムレベル・科目レベル）で学修成果を検証することで、教育改善に努めている。

入学前・入学時、在学中及び卒業時・卒業後の各期における、点検・評価に用いる主な評価指標と、教育内容・方法及び学修指導の改善への活用については、以下のとおりである。

1) 入学前・入学時

アドミッション・ポリシーに沿った入学とその後の在学中の成長度を点検・評価するため、入試区分ごとの学生の傾向を把握するほか、「入学前教育」を通じて、基礎学力の補修・向上を図るとともに、課題への取組み方などを調査している。また、新入生全員に対して、入学時に「英語プレースメントテスト」を実施し、語学力について確認するとともに、「入学生アンケート」を実施し、本学への出願を決めた理由を調査している。

2) 在学中

カリキュラム・ポリシーに沿った学修内容であるかを点検・評価するため、「単位取得状況」「GPA」「退学率」「休学率」「授業アンケート」「学修習慣実態調査」などのデータを用いて、学生の学修状況の把握に努めている。

「単位取得状況」「GPA」については、成績評価を含め、学生はポータルサイトを通じて経年の推移を確認することが可能であり、また、各学部長・学科長をはじめ、クラス担任（アカデミック・アドバイザー）が、これらの結果をもとに学生の学修状況に基づく学修や履修の指導に活用している。

「退学率」「休学率」などの学生の異動については、学科別・学年別の集計と分析を通じて、必要に応じて教育課程の見直しや進級要件の検討を行うこととしている。

「授業アンケート」は、学生の学修内容の向上及び授業運営の改善を図ることを目的に、各学期末に実施している。このアンケートの設問においては、授業運営等に関する教員の評価だけではなく、学生の学修への取組み状況及び理解度を確認するべく質問項目を設定しており、一部記述の設問を含む5段階評価としている。アンケート結果については、担当授業科目別に各教員に配布しており、教員はその結果を踏まえ、授業改善に役立てるとともに、学科全体、大学全体の授業内容・方法等の改善に活用している。

「学修習慣実態調査」は、1年次から3年次の全学生を対象に実施している。この調査においては、学生の授業への取組み姿勢や、授業時間外の学修について実態を把握し、学生の学びに対する主体性や積極性が、本学の教育課程を通じて、年次進行にともないどのように変化しているかを確認するため、記名式の調査となっている。調査後は、集計結果を取りまとめたうえで、学科全体、大学全体の教育内容・方法等の改善に活用している。

3) 卒業時・卒業後

ディプロマ・ポリシーを満たす資質・能力を育成できているかの点検・評価については、「就職状況」「国家試験合格状況」「資格取得状況」「専門領域への就業率」「学修行動調査」「卒業生就職状況アンケート」「就職先アンケート」などをもとに行い、「内部質保証・IR推進委員会」「大学協議会」を通じて全学的に共有し、教育改善への検討資料として活用している。

「就職状況」については、「学修・キャリア総合支援センター」が、個別の進路状況、卒業時に実施したアンケート結果等を整理したうえで、就職先一覧及び就職動向として取りまとめるうえ、「学修・キャリア総合支援センター委員会」を通じて点検・評価し、全学的に共有している。

「国家試験合格状況」「資格取得状況」「専門領域への就業率」については、各学部・学科ともに専門職としての資格・免許取得のための教育課程を編成していることから、資質・能力の獲得や、学生の学修目標の到達状況を評価することを目的に、管理栄養士国家資格、教員免許・保育士資格、看護師・保健師・助産師国家資格等の取得状況、専門職に関連した職種への就職率等を把握している。

「学修行動調査」は、学生の卒業時に実施している。この調査においては、学修時間及び学修経験の実態を把握し、1年次から3年次の全学生を対象に実施している「学修習慣実態調査」との連動を図ることで、学生の学びに対する主体性や積極性が、4年間の教育課程を通じて、どのように変化しているかを確認している。また、ディプロマ・ポリシーに定める資質・能力の修得状況の自己評価や、大学での学修環境や学修支援等に関する満足度を可視化し、学修成果との関連性を分析している。これらについては、取りまとめるうえ、学科全体、大学全体の教育内容・方法及び学修支援体制や方法の改善に活用している。

「卒業生就職状況アンケート」は、卒業後1年半、2年半、3年半を経過後の卒業生を対象に実施している。このアンケートについては、高い回答率の獲得がかなわないものの、就業状況（勤務先変更の有無、勤務先の満足度）や、在学中に身に付けておけばよかったと感じる能力・スキルを把握し、課題の認識に努めている。

「就職先アンケート」は、企業等が採用時に重視する資質・能力を把握することで、教育改善に資することを目的に、令和2（2020）年度まで実施していたが、現在は実施していない。今後は、企業等から見た本学の学生の特性や、求める人材像を把握するためのアンケートとするため、質問項目の見直しを検討中である。

なお、大学院についても、「千里金蘭大学 アセスメント・プラン」を踏まえ、三つのポリシーに則した評価指標を設定している。

点検・評価については、入学前・入学時、在学中及び修了時・修了後までの成長を視野に入れ、3つのレベル（機関レベル・学位プログラムレベル・科目レベル）で学修成果を検証することとしている。

また、看護学研究科を令和4（2022）年度に設置後、令和6（2024）年度に最初の修了生を輩出する予定であり、学位論文審査基準と学位授与の方針に基づく最終評価などにより、学修成果の達成状況を検証する予定である。

【エビデンス集（データ編）】

【表 2-3】「学部、学科別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間）」

【エビデンス集（資料編）】

【資料 3-3-5】「千里金蘭大学 アセスメント・プラン」

【資料 3-3-6】「令和 4 年度（1 年～3 年対象）学修習慣実態調査 集計結果」

【資料 3-3-7】「国家試験合格状況、資格取得状況及び就職状況（過去 4 年間）」

【資料 3-3-8】「令和 5 年 3 月卒業生対象 学修行動調査（卒業生版） 集計結果」

【資料 3-3-9】「令和 4（2022）年度 IR データ報告書」

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

アセスメント・プランに基づいて、学修成果の点検・評価を行い、教育内容・方法及び学修指導の改善に活用している。学修成果を適切に点検・評価していくために、必要に応じて評価指標や、調査内容及び方法の見直しを行い、分析の手法等についても検証し、改善を行っていく。

【基準 3 の自己評価】

単位認定、卒業認定、修了認定については、本学及び本大学院の使命・目的並びに各学部・学科、研究科の教育目的を踏まえてディプロマ・ポリシーを策定・周知している。また、ディプロマ・ポリシーを踏まえ、単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準を定め、厳正に運用している。

教育課程及び教授方法については、本学及び本大学院の使命・目的及び各学部・学科、研究科の教育目的を踏まえ、カリキュラム・ポリシーを策定・周知している。また、各学部・学科、研究科では、カリキュラム・ポリシーに沿って、体系的な教育課程を編成しており、「カリキュラム・マップ」等により、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの関連性を明示している。シラバスは、すべての授業科目において作成しており、単位制度の実質を保つため、履修登録上限単位数を設定し、授業時間外の学修時間の目安をシラバスに明示している。教養教育の実施については、本学の教育目標である「自らを育て自立することのできる女性の育成」の実現に向けて、原則として全学共通の科目として位置づけ、実施体制として「教養教育委員会」を設置している。教授方法の工夫・開発と効果的な実施については、学生の主体的な学修を促すために、アクティブ・ラーニングを取り入れた教育を実践しており、「FD・SD 委員会」設置のもと、「FD 部会」との連携により、「授業アンケート」「公開授業」等を通じて、教授方法の改善を進めている。

学修成果の点検・評価については、各学部・学科、研究科のディプロマ・ポリシー等を通じて、卒業・修了までに学生が身に付けるべき資質・能力を明示している。また、「アセスメント・プラン」を定め、三つのポリシーに則した多様な評価指標に基づき、入学前・入学時、在学中及び卒業（修了）時・卒業（修了）後までの成長を視野に入れ、機関レベル・学位プログラムレベル・科目レベルの 3 段階で学修成果を検証することで、教育改善に努めている。

以上のことから、**基準 3. 教育課程**の基準を満たしていると評価する。

基準 4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

「基準項目 4-1 を満たしている。」

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

学長がリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制を規則等に基づき整備しているか。

本学では、学長の職務について、「学校法人金蘭会学園 組織規程」第 17 条において「学長は、大学の校務をつかさどり、所属職員を監督し、大学を代表する」と定めるとともに、学則第 37 条第 1 号において「学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する」と定めしており、学長の権限と責任を明確に示している。

学長は、その意思決定が必要な重要事項に関わる全学的審議機関である「大学協議会」の議長となるほか、「内部質保証・IR 推進委員会」「全学評価委員会」「FD・SD 委員会」「人事委員会」等の委員長として、リーダーシップを発揮している。

また、学長がリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制として、副学長を置くことができるとしているが、現在は置いておらず、令和 5（2023）年度からの一時的な措置により、学長が栄養学部長、教育学部長及び看護学部長をそれぞれ学生支援担当、入学者選抜担当、教務担当として、学生委員長、アドミッション委員長、教務委員長に指名し、それぞれの分野において学長を補佐している。なお、副学長の職務については、「学校法人金蘭会学園 組織規程」第 18 条及び学則第 37 条第 2 号により、学長を助け、命を受けて校務をつかさどることとしている。

さらに、調査・企画に係る部門として、「大学企画課」を置き、大学運営に関わる企画立案のほか、IR データ等の収集・分析を担い、学長を適宜補佐している。

学長は、「学校法人金蘭会学園 寄附行為」（以下「寄附行為」という。）第 7 条に基づいて理事となることとしており、「大学協議会」における審議・承認事項で、なおかつ最高意思決定機関である「理事会」において審議が必要な場合は、その意思決定に参加し、意思を確実に反映あるいは考慮することで、教育・研究及び大学運営の両面において整合のとれた業務執行を確保している。

以上のように、大学の意思決定と教学マネジメントにおいて、学長がリーダーシップを適切に確立・発揮している。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 4-1-1】「学校法人金蘭会学園 組織規程」

【資料 4-1-2】「千里金蘭大学 学則」

【資料 4-1-3】「一部委員会の委員長及び構成員選任の取扱いについて（報告）」

【資料 4-1-4】「令和 6（2024）年度 各種委員会構成員一覧」

【資料 4-1-5】「令和 6（2024）年度 役職者一覧」

【資料 4-1-6】「学校法人金蘭会学園 寄附行為」

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

使命・目的の達成のため、規則等を整備し、教学マネジメントを構築しているか。
大学の意思決定の権限と責任が明確になっているか。
副学長を置く場合、その組織上の位置付け及び役割が明確になっており、機能しているか。
教授会などの組織上の位置付け及び役割が明確になっており、機能しているか。
教授会などに意見を聴くことを必要とする教育研究に関する重要な事項を学長があらかじめ定め、周知しているか。

「学校法人金蘭会学園 組織規程」第 17 条及び学則第 37 条第 1 号において、学長の職務について、大学の校務をつかさどり、所属職員を監督し、大学を代表することを定めており、学長が大学の意思決定における最高責任者であることを明示している。

また、4-1-①で述べたように、副学長を置くことができるとしているが、現在は置いていない。なお、副学長の職務については、「学校法人金蘭会学園 組織規程」第 18 条及び学則第 37 条第 2 号により、学長を助け、命を受けて校務をつかさどると定めている。

さらに、学部長、研究科長、学科長の職務については、「学校法人金蘭会学園 組織規程」第 19 条から第 21 条、学則第 37 条第 3 号、第 4 号及び大学院学則第 34 条第 2 項にそれぞれ規定し、明示している。

次に、本学の意思決定に関わる主な組織として、「大学協議会」「教授会」「研究科委員会」及び各種委員会がある。

「大学協議会」は、学則第 40 条及び「千里金蘭大学 大学協議会規程」第 4 条に基づき、学長、各学部長・学科長、研究科長、教務委員長、学生委員長、アドミッション委員長、学修・キャリア総合支援センター委員長、附属図書館長、研究推進・社会連携センター委員長、大学事務局長、法人事務局長、大学事務局次長及び課長若しくはそれに準ずる者に加え、学長が必要と認める者を出席させることができるとしており、学長が議長となつて、原則として月 1 回開催している。

また、「大学協議会」は、「千里金蘭大学 大学協議会規程」第 3 条に基づき、以下の事項について審議し、学長が大学の意思決定を行うにあたり、意見を述べる組織として重要な役割を担っている。

- (1) 大学運営及び教育研究に関わる重要事項に関すること
- (2) 大学の学則及び諸規程の制定及び改廃に関すること
- (3) 教育課程の編成に係る全学的方針の策定に関すること
- (4) 教授会、基幹委員会、常設委員会の審議結果に関すること
- (5) 自己点検・評価結果に基づく教育改善に関すること

(6) 企画・調整委員会の設置に関すること

(7) その他、学長が大学協議会に付議することが適当と認める事項

「教授会」については、学則第 39 条第 1 項及び「千里金蘭大学 教授会規程」に基づき、栄養学部、教育学部及び看護学部のそれぞれに「教授会」を置き、以下の事項について審議し、学長の意思決定に際して意見を述べる役割を担っている。

(1) 学生の入学（編入学及び転入学を含む）、転学科及び卒業に関する事項

(2) 学位の授与に関する事項

また、上述に加えて、教育研究に関する重要事項で、教授会に意見を聴くことが必要なものとして、学長が以下の 6 項目を定め、周知している。

イ. 各学部・学科の目的及び教育目標に関する事項

ロ. 3 つのポリシーに関する事項

ハ. 教育課程の編成に関する事項

ニ. 教員の教育研究業績等の審査に関する事項

ホ. 学生の表彰及び懲戒に関する事項

ヘ. 学則及び諸規程において教授会の議を経ることが規定されている事項

「教授会」は、月 1 回の定例開催以外に、入試判定及び進級判定等を臨時で行っている。

なお、学生の懲戒については、学則第 42 条に基づき、「千里金蘭大学 学生懲戒規程」を定めている。

「研究科委員会」については、大学院学則第 35 条第 1 項及び「千里金蘭大学大学院 看護学研究科委員会規程」に基づき、看護学研究科に置くとともに、月 1 回の定例開催としており、以下の事項について審議し、学長の意思決定に際して意見を述べるものとしている。

(1) 学生の入学、修了に関する事項

(2) 研究指導、学位論文及び学位の授与に関する事項

(3) 教育課程に関する事項

(4) 学生の表彰及び懲戒に関する事項

(5) その他、学長の諮問する事項

また、上述に加えて、教育研究に関する重要事項で、研究科委員会に意見を聴くことが必要なものとして、学長が以下の 4 項目を定め、周知している。

ア. 学術研究に関する事項

イ. 学生の休学、退学、除籍、その他学生の身分に関する事項

ウ. 学生の厚生補導に関する事項

エ. 学則に関する事項

なお、学生の懲戒については、大学院学則第 38 条に基づき、「千里金蘭大学 学生懲戒規程」を定めている。

さらに、各種委員会を置くことで、本学の教育・研究の充実を図るとともに、全学的な事項について検討のうえ、「大学協議会」に報告あるいは審議事項として発議し、本学におけるさまざまな意思決定を補助する役割を担っている。

各種委員会は、「千里金蘭大学 委員会設置規程」に基づき、各々の役割を明確にしたうえで、下表のとおり、「基幹委員会」「常設委員会」「特別委員会」及び「常設部会」の 4 種

を設けており、教育研究が円滑に推進できる体制を整備している。

種別	趣旨	該当組織
基幹委員会	本学の管理運営、教育研究等の基幹となる業務に関する事項を審議する組織	(1) 大学協議会 (2) 教務委員会 (3) 学生委員会 (4) アドミッション委員会 (5) 学修・キャリア総合支援センター委員会
常設委員会	管理運営、教育研究等に関する事項を恒常的に審議する組織	(1) 内部質保証・IR 推進委員会 (2) 人権委員会 (3) 衛生委員会 (4) 情報委員会 (5) 教養教育委員会 (6) FD・SD 委員会 (7) 教職課程・保育士養成課程委員会 (8) 広報委員会 (9) 図書委員会 (10) 研究推進・社会連携センター委員会
特別委員会	学長もしくは委員会の諮問に応じて管理運営、教育研究等に関する事項を臨時に協議する組織	(1) 危機管理委員会 (2) 企画・調整委員会 (3) 人事委員会 (4) 全学評価委員会 (5) 人を対象とする研究倫理審査委員会 (6) 遺伝子組換え実験安全委員会 (7) 動物実験委員会
常設部会	専門の事項を調査審議する組織	(1) 情報教育検討部会 (2) 国際交流部会 (3) キャリア支援部会 (4) 教職支援部会 (5) FD 部会

※大学院に関わる「大学院 FD 委員会」及び「特定行為研修管理委員会」はここに含めていない

以上のことから、権限の分散と責任の明確化に適切に配慮し、教学マネジメントを適切に構築している。

【エビデンス集（資料編）】

- 【資料 4-1-7】「学校法人金蘭会学園 組織規程」
- 【資料 4-1-8】「千里金蘭大学 学則」
- 【資料 4-1-9】「千里金蘭大学大学院 学則」
- 【資料 4-1-10】「千里金蘭大学 大学協議会規程」
- 【資料 4-1-11】「千里金蘭大学 教授会規程」
- 【資料 4-1-12】「千里金蘭大学大学院 看護学研究科委員会規程」
- 【資料 4-1-13】「千里金蘭大学 学生懲戒規程」
- 【資料 4-1-14】「千里金蘭大学 委員会設置規程」
- 【資料 4-1-15】「令和 6（2024）年度 各種委員会構成員一覧」

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

教学マネジメントの遂行に必要な職員を適切に配置し、役割を明確化しているか。

本学の事務体制については、「学校法人金蘭会学園 組織規程」により、本学の事務組織を規定するとともに、「学校法人金蘭会学園 事務組織規程」に基づき、職制及び各部署の事務分掌を詳細に規定しており、各部署の業務目的や内容に基づき必要とされる能力や、資質に応じて事務職員を適切に配置し、使命・目的の達成のために円滑に業務を遂行している。事務職員数については、事務作業の効率化を推し進めることによって、新規採用を抑制しつつも、業務の遂行に必要な人員を確保している。

事務職員の採用・昇任については、本学が求める事務職員像及び階層別の事務職員の役割を明確化し、採用及び昇任に際して活用している。

また、本学では、令和 3（2021）年度から、事務職員に対し、目標管理制度を導入している。この制度は、事務職員個々が年度初めに所属長と面談のうえ、職務上の個人目標を設定し、目標の進捗状況確認の中間面談を行い、年度末にその達成状況や今後の課題の確認を行うという方法で運用している。本制度は、人事評価にも活用しており、事務職員個々の業務への取組みに関する自己評価に対し、所属長から各職員への評価結果のフィードバックを実施するとともに、事務職員の給与への反映や、昇任、適正な配置等に向けて活用している。

事務職員は、「大学協議会」及び各種委員会の構成員として、教学及び経営組織に参画しており、教職協働により業務を執行する体制を構築し、教学マネジメントは有効に機能している。

【エビデンス集（データ編）】

【表 4-2】「職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）」

【エビデンス集（資料編）】

- 【資料 4-1-16】「学校法人金蘭会学園 組織規程」
- 【資料 4-1-17】「学校法人金蘭会学園 事務組織規程」
- 【資料 4-1-18】「組織別職員配置図（令和 6（2024）年 5 月 1 日現在）」
- 【資料 4-1-19】「千里金蘭大学が求める事務職員像及び階層別の事務職員の役割」
- 【資料 4-1-20】「千里金蘭大学 事務職員人事評価制度実施の手引」

【資料 4-1-21】「令和 6（2024）年度 各種委員会構成員一覧」

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学の意味決定において、学長のリーダーシップを適切に確立するとともに、教学マネジメントの機能性を発揮するために、権限と責任を明確化し、学長補佐体制を整備している。

教学マネジメント機能のより効果的な発揮に向け、組織体制や人員配置等の点検と見直しを継続して実施していく。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

「基準項目 4-2 を満たしている。」

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

大学及び大学院に必要な教員を確保し、適切に配置しているか。

教員の採用・昇任の方針に基づく規則を定め、かつ適切に運用しているか。

本学の各学部・学科における専任教員数及び教授の数は、大学設置基準における必要人数を充足するとともに、それぞれの特性を踏まえた人材を確保し、適切に配置している。看護学部看護学科では、学外施設での実習や、学内での演習を円滑かつ安全に進行するため、必要な時期に実習補助者又は演習補助者を採用し、適宜配置している。

大学院についても、研究科における研究指導教員数及び研究指導補助教員数は、大学院設置基準に定める必要人数を充足し、適切に配置している。

また、各学部・学科に設置している職業資格関連の課程においても、「管理栄養士学校指定規則」「教職課程認定基準」「指定保育士養成施設指定基準」「保健師助産師看護師学校養成所指定規則」等の法令に定める基準を上回る教員を適切に配置している。

教員の採用及び昇任については、「千里金蘭大学 人事委員会規程」に基づき、「人事委員会」において、各学部・学科、研究科の将来の方針・計画をもとに、その人数や要件等を審議している。

教員の採用にあたっては、「千里金蘭大学 教員人事の手続きに係る細則」に基づき、新規採用の必要性を「人事委員会」で承認のうえ、学長が必要と認めた後に、あらかじめ選考する組織として、各学部の教授会のもとに「教員審査委員会」を設置し、各学部における「教員の採用及び昇任に関する資格判定基準」に基づいて審査を実施している。審査結果については、学部長に報告の後、各学部の教授会で審査を行ったうえで「人事委員会」に諮り、学長が最終的な決定を行う。

教員の採用は、公募を原則としており、本学のホームページ及び国立研究開発法人科学技術振興機構による人材募集サイト「JREC-IN」等の活用により、広く募集を行っている。

また、教員の昇任にあたっては、各学部における「教員の採用及び昇任に関する資格判定基準」に基づき、それぞれの職位について、昇任の基準を定めており、教育・研究業績並びに社会活動等の総合的な審査を行っている。審査手順については、教員採用時と同様に、「千里金蘭大学 教員人事の手続きに係る細則」に基づき、各学部の教授会のもとに「教員審査委員会」を設置し、審査結果について、各学部の教授会及び「人事委員会」に諮り、審議を行ったうえで、学長が最終的な決定を行う。

大学院担当教員については、原則として看護学部看護学科専任教員から選考し、「看護学研究科委員会」において、「千里金蘭大学大学院 看護学研究科（修士課程）教員の採用及び昇任に関する資格判定基準」に基づき審査を行い、「人事委員会」に諮り、審議を行ったうえで、学長が最終的な決定を行う。

教員評価については、処遇への反映は行っていないが、各学期末に学生により行われる「授業アンケート」の結果に対し、各教員は、授業運営等の改善方法などを記した「授業改善報告」を作成し、各学部長に提出しており、教員が自己評価のうえ、教育力の向上に自ら努めることを求めている。また、教育活動、研究活動及び学内運営等について、毎年度末に「教育・研究活動報告書」を作成し、各学部長に提出することによる報告に加え、個人研究費及びその他の学内研究費の使用実績に係る報告書を通じた成果報告を求めている。

【エビデンス集（データ編）】

【共通基礎】「認証評価共通基礎データ 教員組織」

【表 4-1】「学部、学科の開設授業科目における専兼比率」

【エビデンス集（資料編）】

【資料 4-2-1】「千里金蘭大学 人事委員会規程」

【資料 4-2-2】「千里金蘭大学 教員人事の手続きに係る細則」

【資料 4-2-3】「千里金蘭大学 栄養学部及び教育学部 教員の採用及び昇任に関する資格判定基準」

【資料 4-2-4】「千里金蘭大学 看護学部 教員の採用及び昇任に関する資格判定基準」

【資料 4-2-5】「千里金蘭大学大学院 看護学研究科（修士課程）教員の採用及び昇任に関する資格判定基準」

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

FD、その他教員研修の組織的な実施とその見直しを行っているか。

FD 活動については、本学に「FD・SD 委員会」を設置するとともに、常設部会である「FD 部会」との連携を図りつつ、「授業アンケート」「公開授業」「FD・SD 研修」を計画的に実施している。

「授業アンケート」については、「FD 部会」が具体的推進の役割を担い、全専任教員及び非常勤講師を対象に、各学期末に全授業科目において実施している。このアンケートにおいては、授業運営等に関する教員の評価だけでなく、学生の学修への取組み状況及び理

解度を確認するべく質問事項を設定し、一部記述を含む5段階評価による回答形式として
いる。アンケート結果は、各教員に対し、担当授業科目別の集計結果を配布している。各
教員には、その結果に対する意見及び改善策などを記した「授業改善報告」の作成と各学
部長への提出を求めており、授業運営等の方法及び学生の学修への取組み状況の点検・評
価を行っている。アンケート結果については、科目区分、学科、全体で集計し、本学のホ
ームページを通じて公開している。

「公開授業」については、各学部・学科におけるFD活動として、教員同士が授業参観
を実施しており、参観後は「公開授業アンケート」に基づいて、教員相互間で評価を行い、
授業内容・方法等の相互改善に役立てている。

「FD・SD研修」については、従来、教員と職員相互の協働を前提とし、全学的な研修
会として位置づけており、学内外の講師により、高等教育をテーマとした研修を毎年度実
施している。令和2(2020)年度から令和4(2022)年度にかけては、新型コロナウイルス
感染症の影響により、オンライン及びその利点を活用した授業の実践についての研修を
実施した。令和5(2023)年度は、障がいのある学生の受入れをテーマとして研修を実施
しており、新型コロナ禍を機に、令和2(2020)年度以降は対面、オンライン及びオンデ
マンドの形式を取り入れることで、参加率の向上を促している。

また、大学院のFD活動については、「看護学研究科FD委員会」を置き、各学期末に全
授業科目において「授業評価アンケート」を実施している。各教員は、その結果に対する
意見及び改善策などを記した「授業改善報告」を作成するとともに、「看護学研究科FD委
員会」において、授業運営等の方法及び学生の学修への取組み状況の点検・評価を行っ
ている。このほか、「公開授業」「FD研修会」を計画的に実施している。「FD研修会」につ
いては、令和4(2022)年度に、教育研究上の目的及び養成する人材等に関する共通理解
のための研修を実施するとともに、令和5(2023)年度は、指導者のための「アカデミッ
ク・ライティング」をテーマに実施した。

なお、令和5(2023)年度からは、大学院生が「看護学研究科FD委員会」の委員とし
て参加している。

【エビデンス集(資料編)】

【資料4-2-6】「千里金蘭大学 FD・SD 委員会規程」

【資料4-2-7】「令和5(2023)年度第1回 FD・SD 委員会議事録」

【資料4-2-8】「令和5(2023)年度 授業アンケート(様式)」

【資料4-2-9】「令和5(2023)年度前期 授業改善報告(様式)」

【資料4-2-10】「令和5(2023)年度 授業アンケート集計結果」

【資料4-2-11】「令和5(2023)年度 各学部・学科 FD 活動報告書」

【資料4-2-12】「全学FD・SD 研修実施一覧」

【資料4-2-13】「千里金蘭大学大学院 看護学研究科FD 委員会規程」

【資料4-2-14】「大学院 令和5(2023)年度 授業評価アンケート(様式)」

【資料4-2-15】「大学院 令和5(2023)年度 授業改善報告(様式)」

【資料4-2-16】「令和5(2023)年度第1回・第3回 看護学研究科FD 委員会議事録」

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置は、適切に実施しているが、全学的見地による人事計画のもと、大学設置基準の令和4（2022）年10月改正・施行による基幹教員制度の活用も見据えながら、教員全体の階層や年齢バランスを考慮し、適正な教員配置を行う。

FD活動については、教育内容・方法等の改善を目的として、「授業アンケート」「公開授業」「FD・SD研修」を中心に継続して実施していく。なお、「授業アンケート」の結果を踏まえた「授業改善報告」の提出率が低下していることから、運用方法の見直しを検討していく。

大学院のFD活動については、教育内容・方法等に加えて、研究指導内容・方法の改善の観点を踏まえながら、取組みを行っていく。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3 の自己判定

「基準項目4-3を満たしている。」

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

職員の資質・能力向上のための研修などの組織的な実施とその見直しを行っているか。

本学では、職員の資質・能力の向上を図るため、導入研修、目的別研修及び「FD・SD研修」を実施し、ニーズに合わせて、適宜見直しを行っている。

導入研修については、新規入職職員を対象に、学園の沿革や、私学を取り巻く環境、職員としての使命や心がまえ、業務遂行上必要な基礎知識等を習得する機会として設定している。

目的別研修については、「大学企画課」及び「総務課」が中心となって企画し、若手層の職員を対象とした、チームビルディングの理解を図る取組みや、学内理事・監事及び管理職を対象とした、本学園の財務状況等及び中期計画の進捗管理等に係る知識習得の機会の設定、全職員を対象とした、協働についての理解を深めるためのグループワークショップの実施など、年度ごとに目的及び対象者を変えて実施しており、階層に見合った資質・能力の向上を図っている。

「FD・SD研修」については、従来、教員と職員相互の協働を前提とし、全学的な研修会として位置づけており、学内外の講師により、高等教育をテーマとした研修を毎年度実施している。詳細については、4-2-②で述べたとおりである。

なお、本学では、4-1-③に記述したように、求める事務職員像及び階層別の事務職員の役割を明確化したうえで、目標管理制度を導入・運用しており、本制度も職員の資質・能力の向上に寄与する方策の一つとなっている。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 4-3-1】「新規入職職員対象オリエンテーション資料」

【資料 4-3-2】「令和 4（2022）年度 SD 研修次第」

【資料 4-3-3】「SD（Staff Development）実施状況（直近 3 年間）」

【資料 4-3-4】「全学 FD・SD 研修実施一覧」

【資料 4-3-5】「千里金蘭大学が求める事務職員像及び階層別の事務職員の役割」

【資料 4-3-6】「千里金蘭大学 事務職員人事評価制度実施の手引」

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

高等教育を取り巻く環境がさまざまに変化し、その方向性も多様化する中、課題解決に向けて自ら深く考え、多様な関係者と協働しながら業務を進めていくことのできる職員の育成が不可欠である。

また、大学設置基準の令和 4（2022）年 10 月改正・施行による教職協働の実質化の趣旨を踏まえながら、教員と職員が同じ意識のもとで、複雑化する教育・研究業務や課題に協力して対応し、大学運営の向上に資するよう図っていくことが重要である。

職員の資質・能力のため、導入研修及び目的別研修について、内容、手法及び時期等の適宜見直しを行い、より充実を図っていく。

また、階層別の事務職員の役割を踏まえ、目標管理制度の活用による業務の機能的かつ効果的な執行を図るとともに、階層別研修として、中堅職員を対象とする研修会の実施を新たに検討し、職員の資質・能力向上への取組みを強化していく。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

「基準項目 4-4 を満たしている。」

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

快適な研究環境を整備し、有効に活用しているか。

専任教員に対し、原則として個人研究室を用意し、各研究室には、机、椅子、書架、パソコン及びインターネットの環境を整備している。

また、大学院では、大学院生を対象に、個人研究スペースとして共同研究室を設置している。

さらに、「附属図書館」では、OPAC（Online Public Access Catalog）を設置するほか、CiNii Articles、医中誌 Web、メディカルオンライン等の電子ジャーナルやデータベースを導入しており、研究活動に活用できる体制を整備している。

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

研究倫理に関する規則を整備し、厳正に運用しているか。

本学では、学術研究に対する信頼と公正さを確保するため、研究に従事するすべての研究者が遵守すべき倫理的基準として、「千里金蘭大学 研究倫理規準」を定めており、当該基準に基づき、研究倫理教育プログラムとして、教員に対し、独立行政法人日本学術振興会の「研究倫理 e ラーニング」の受講を推進している。

研究活動における不正行為防止については、「千里金蘭大学 研究活動の不正行為に関する規程」において、研究活動の不正行為を防止し、研究活動の不正行為に厳正かつ適正に対応するために必要な事項を定めている。

公的研究費の不正使用防止については、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 19 年 2 月 15 日 文部科学大臣決定、令和 3 年 2 月 1 日改正）に基づき、「千里金蘭大学 公的研究費取扱規程」を定めるとともに、公的研究費の適正な運営・管理を行うため、「千里金蘭大学 公的研究費不正使用防止計画」及び関連諸規程を定めている。運営・管理に関わる責任体系の明確化を図るほか、研究者である教員及び一部の事務職員を対象とする研究倫理・コンプライアンス研修会の開催、モニタリング及び監査の実施等により、教職員の意識の向上と公的研究費の適正な使用に努めている。

研究実施にあたり、人を対象とする研究については、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」（令和3年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号）の趣旨に沿った倫理的配慮を図ることを目的として、「千里金蘭大学 人を対象とする研究倫理規程」を定めるとともに、「人を対象とする研究倫理審査委員会」を設置しており、個人情報の保護、個人の尊厳及び人権の尊重に十分留意のうえ研究の推進を図っている。

動物を対象とする研究については、「千里金蘭大学 動物実験規程」を定めるとともに、「動物実験委員会」を設置している。

以上のことから、研究倫理に関する規則等を整備し、厳正に運用している。

【エビデンス集（資料編）】

- 【資料 4-4-1】「千里金蘭大学 研究倫理規準」
- 【資料 4-4-2】「千里金蘭大学 研究活動の不正行為に関する規程」
- 【資料 4-4-3】「千里金蘭大学 公的研究費取扱規程」
- 【資料 4-4-4】「千里金蘭大学 公的研究費不正使用防止計画」
- 【資料 4-4-5】「千里金蘭大学における公的研究費の使用に関する行動規範」
- 【資料 4-4-6】「千里金蘭大学 公的研究費の不正使用に係る調査等取扱規程」
- 【資料 4-4-7】「千里金蘭大学における公的研究費の運営・管理の責任体系」
- 【資料 4-4-8】「千里金蘭大学ホームページ>公的研究費の不正使用防止への取り組み」
- 【資料 4-4-9】「千里金蘭大学 人を対象とする研究倫理規程」
- 【資料 4-4-10】「千里金蘭大学 動物実験規程」
- 【資料 4-4-11】「千里金蘭大学 動物実験委員会規程」

4-4-③ 研究活動への資源の配分

研究活動への資源配分に関する規則を整備し、設備などの物的支援とRA(Research

Assistant)などの人的支援を行っているか。

研究活動への資源の配分については、「千里金蘭大学 個人研究費に関する規程」に基づき、専任教員を対象として、年額 15 万円を上限として個人研究費を支給している。

また、「千里金蘭大学 奨励研究費に関する規程」「千里金蘭大学 特別研究費 (A) (B) に関する規程」「千里金蘭大学 海外出張費補助に関する規程」を整備し、研究計画が承認された教員を対象に、特別に経費を必要とする研究や、科学研究費などの外部資金の獲得を前提とした研究、海外で開催される国際学会等での研究発表などへの支援を行っている。

科学研究費等の外部資金の導入に向けては、「研究推進・社会連携課」が公募情報を収集し、学内周知を行っており、対象や内容によっては、該当する学部・学科や教員に対し、個別に連絡を行っている。また、科学研究費については、学長自らが、教員に対し、応募書類の作成方法や、申請に向けた助言を行うなど、積極的な応募を奨励している。直近 5 年間の科学研究費の新規採択の状況は、【資料 4-4-16】のとおりである。

なお、RA (Research Assistant) 制度については設けていない。

【エビデンス集 (資料編)】

【資料 4-4-12】「千里金蘭大学 個人研究費に関する規程」

【資料 4-4-13】「千里金蘭大学 奨励研究費に関する規程」

【資料 4-4-14】「千里金蘭大学 特別研究費 (A) (B) に関する規程」

【資料 4-4-15】「千里金蘭大学 海外出張費補助に関する規程」

【資料 4-4-16】「科学研究費 申請・採択状況 (直近 5 年間)」

(3) 4-4 の改善・向上方策 (将来計画)

研究環境については、教員及び学生の要望を確認しながら、継続的に整備を行う。

研究倫理の確立に向けては、研究倫理に関する規則を整備し厳正に運用しており、引き続き、不正防止、研究費の適切な使用、法令改正に沿った適切な体制の見直しを徹底する。

研究活動への資源配分については、中堅・若手教員に対する研究支援策としての学内の研究助成と合わせ、外部資金の獲得に向けた組織的支援の強化を図っていく。

【基準 4 の自己評価】

教学マネジメントの機能性については、学長がリーダーシップを適切に確立・発揮し、権限の適切な分散と責任の明確化を図り、教学マネジメントの体制を構築している。また、職員の配置と役割を明確にしており、教職協働により業務を執行する体制を構築し、教学マネジメントは有効に機能している。

教員の配置及び職能開発等については、大学設置基準、大学院設置基準及び職業資格関連課程に係る各種指定基準を上回る教員を適切に配置している。教員の採用及び昇任については、基準を定めて厳正に運用している。FD については、「FD・SD 委員会」が中心となり、「授業アンケート」「公開授業」「FD・SD 研修」を組織的に実施している。

職員の研修については、導入研修のほか、「大学企画課」及び「総務課」が中心となり、目的別研修を実施し、必要に応じて見直しを行っている。「FD・SD 研修」については、従来、教員と職員相互の協働を前提とし、全学的な研修会として位置づけている。

研究支援については、専任教員に対し、原則として個人研究室を用意し、快適な研究環境を整備している。研究倫理の確立に向けては、研究倫理に関する規則を整備し、厳正に運用しており、教職員の意識の向上と公的研究費の適正な使用に努めている。研究資金については、個人研究費や、奨励研究費、特別研究費など、本学から研究活動への資源配分を行うとともに、科学研究費等の外部資金の獲得を支援する取組みを行っている。

以上のことから、**基準 4. 教員・職員**の基準を満たしていると評価する。

基準 5. 経営・管理と財務

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

「基準項目 5-1 を満たしている。」

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

組織倫理に関する規則に基づき、適切な運営を行っているか。

情報の公表を、法令等に基づき適切に行っているか。

本学園は、「寄附行為」第3条において、「教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、信頼される自立した人材を育成することを目的とする」と掲げており、関係法規の趣旨に従った誠実な運営を行う姿勢を明確にしている。

また、本学園が高い公共性を有する学校の運営主体として、社会的責任を十分に果たし、公共性を備えた存在であり続けるために、日本私立大学協会が制定した「私立大学版ガバナンス・コード」を規範とする「千里金蘭大学 ガバナンス・コード」を策定し、令和2（2020）年度から運用を行っており、学校運営の適正及び透明性の確保に努めている。

規律と誠実性を維持する体制としては、「理事会」を原則として隔月 1 回開催するとともに、諮問事項について意見を述べ、役員に意見具申を行うことができる「評議員会」を年 2 回定例的に開催している。また、非常勤監事 2 人を置き、本学園の業務について、法令や本学園・本学の諸規程に沿った履行であることを常に監査を受けながら、運営を行っている。

さらに、私立学校法及び学校教育法施行規則に基づき、「寄附行為」や財産目録、各計算書類、監査報告書、役員等名簿、教育研究活動の状況等について、本学園及び本学のホームページを通じて学内外に対し、広く公表している。

以上のことから、経営の規律と誠実性を適切に維持している。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 5-1-1】「学校法人金蘭会学園 寄附行為」

【資料 5-1-2】「学校法人金蘭会学園 組織規程」

【資料 5-1-3】「千里金蘭大学 ガバナンス・コード」

【資料 5-1-4】「学校法人金蘭会学園ホームページ>情報公開」

【資料 5-1-5】「千里金蘭大学ホームページ>教育情報の公表」

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

使命・目的を実現するために継続的な努力をしているか。

本学園では、「寄附行為」に基づき、「理事会」を最高意思決定機関に位置づけるととも

に、その諮問機関として「評議員会」を設置し、本学園・本学の使命・目的の実現に関わる重要な意思決定ができる体制を整えている。

本学においては、平成30（2018）年度から、タグライン「私の成長、きっとだれかのために。」を策定し、継続的に学内外に周知を図っている。これは、学生の成長が、自身の夢を叶える方途にとどまらず、ともに学ぶ仲間と志を分かち合い、将来、個性と能力を發揮できる専門的職業人として、人を支えるということを表したものである。このタグラインを実現する大学として、「中期目標・中期計画【2018年度～2020年度】」策定のもと、平成30（2018）年度以降、具体的な目標に基づいた年度計画を設定し、使命・目的を踏まえた長期ビジョンの実現に向けて全学的に取り組んでいる。運用3年目となる令和2（2020）年度には、令和2（2020）年4月からの私立学校法の一部改正の趣旨を踏まえつつ、第2期認証評価における指摘事項等を参考に整理し、見直しを図るなど、5か年の「学園中期計画（2020年4月～2025年3月）」として再編し、継続的な推進に努めている。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 5-1-6】「学園中期計画（2020年4月～2025年3月）」

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

環境や人権について配慮しているか。

学内外に対する危機管理の体制を整備し、かつ適切に機能しているか。

環境保全への配慮については、快適な学修環境の確保を図りつつ、エアコンの適正な温度設定や、教室等の不使用時のこまめな中断、照明の順次LED化などにより、省エネルギーの推進に努めている。環境美化については、清掃員及び校務員が、清掃活動や植栽管理とともに見回りを行っており、適切な管理に努めている。平成22（2010）年度からは、学内を全面禁煙としており、受動喫煙による健康被害を防止するための環境を保持している。

人権への配慮については、「学校法人金蘭会学園 ハラスメント防止等に関する規程」「学校法人金蘭会学園 ハラスメント防止に関するガイドライン」を定め、各種ハラスメントの防止及び人権意識の啓発に努めている。学生に対しても、「学生ハンドブック」「大学院ハンドブック」にハラスメント等に関する相談窓口を記載し、助言・対応できる体制を整えている。

安全への配慮については、危機管理の基本方針として、「千里金蘭大学 危機管理規程」「危機管理基本マニュアル」を策定しており、さまざまな危機事象に迅速かつ的確に対処することができるよう、日常的な危機管理体制の充実に努めている。また、防災訓練を毎年実施しており、災害時の冷静かつ的確な行動の修得に努めている。さらに、防犯対策として、24時間常駐の警備員による学内警備を行うとともに、防犯カメラを6台設置し、学内巡視に努めている。その他、AED（自動体外式除細動器）を学内に1カ所設置し、傷病者が発生した場合の応急措置に備えている。

以上のことから、環境保全や人権、安全に配慮した取組みを適切に行っている。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 5-1-7】「学校法人金蘭会学園 ハラスメント防止等に関する規程」

【資料 5-1-8】「学校法人金蘭会学園 ハラスメント防止に関するガイドライン」

【資料 5-1-9】「千里金蘭大学学生ハンドブック 2024（令和 6 年度）」

【資料 5-1-10】「千里金蘭大学大学院ハンドブック 2024（令和 6 年度）」

【資料 5-1-11】「千里金蘭大学 危機管理規程」

【資料 5-1-12】「危機管理基本マニュアル」

【資料 5-1-13】「令和 6（2024）年度避難訓練実施要領」

(3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学園及び本学は、「寄附行為」「千里金蘭大学 ガバナンス・コード」及び各種規程等に基づき関連法令を遵守し、経営の規律と誠実性を維持している。なお、役員等の選任・解任の手続きや理事会・評議員会等の管理運営制度の見直しを趣旨とする改正私立学校法の令和 7（2025）年 4 月施行にともない、寄附行為変更認可申請を行うとともに、内部統制に関する基本方針の策定や、関連規程及び組織体制を整備し、適切に対応していくことで、学校法人運営の適切性及び規律の維持・向上を図っていく。

また、現在作成中である次期「学園中期計画」を基軸として、年度計画を着実に実行していくことで、本学の使命・目的の実現に努める。

環境保全、人権、安全への配慮については、学生及び教職員の快適な学修及び研究環境の維持・向上を図るため、また、社会的責任の観点から、省エネルギーの推進や、日常的な危機管理の充実に引き続き取り組んでいく。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

「基準項目 5-2 を満たしている。」

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制を整備し、適切に機能しているか。

理事の選任及び事業計画の確実な執行など理事会の運営を適切に行っているか。

本学園では、「寄附行為」に基づき、「理事会」を最高意思決定機関に位置づけ、本学の使命・目的の達成に関わる重要事項について審議し、意思決定を行う体制を整備している。

「理事会」は、「寄附行為」第 6 条により、9 人以上 13 人以内の理事、2 人又は 3 人の監事を置くこととしており、令和 6（2024）年 5 月 1 日現在、理事 9 人、監事 2 人により構成されている。令和 5（2023）年度に開催された「理事会」の出席率は約 97%と良好であり、欠席時には事前に意思表示書が提出されるなど、適切な意思決定が行われている。

理事の選任については、「寄附行為」第 7 条により、第 1 号理事に本学の学長、第 2 号理事に本学園の設置校である金蘭会高等学校・中学校（以下「中高」という。）の校長、第 3 号理事は「評議員のうちから評議員会において選任された者 4 人以上 5 人以内」、第 4 号理事は「学識経験者又はこの法人の教育に理解のある者のうちから、理事会において選任した者 3 人以上 6 人以内」としている。

これらの理事のうち、第3号及び第4号の理事総数は7人であり、このうち本学園外部からの理事1人が含まれており、広く客観的な視点を取り入れ、意思決定を進めることが可能な体制としている。

また、「理事会」の開催にあたっては、円滑な運営を行うため、「学校法人金蘭会学園 学園運営会議規程」に基づき、事前に「学園運営会議」を開催し、「理事会」へ提出する議案の精査、決定、議題の整理等を行っている。

「学園運営会議」は、理事長、学長、中高校長、法人事務局長、法人事務局次長、法人事務局各部長、大学事務局長、中高事務長、内部監査室長及び審議内容により理事長が指名する者で構成しており、開催場所を本学、中高交互に設定することで、日常的な諸課題を確認、協議し、円滑に業務執行する機関としての機能を併せ持っている。

以上のとおり、本学の使命・目標の達成に向け、意思決定ができる体制の整備とその機能性を確保している。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 5-2-1】「学校法人金蘭会学園 寄附行為」

【資料 5-2-2】「令和5（2023）年度 理事会、評議員会の開催及び出席状況」

【資料 5-2-3】「意思表示書」

【資料 5-2-4】「学校法人金蘭会学園 学園運営会議規程」

(3) 5-2の改善・向上方策（将来計画）

「理事会」は、その開催状況から、機動的に意思決定を進めることができしており、加えて、「学園運営会議」は円滑な「理事会」の運営を支え、本学の現況及び意向を反映できる体制として有効に機能している。

なお、今後は、役員等の選任・解任の手続きや理事会・評議員会等の管理運営制度の見直しを趣旨とする改正私立学校法の令和7（2025）年4月施行に適切に対応し、理事会、監事及び評議員会の建設的な共同と相互けん制の確立を図るとともに、より適確な経営判断と意思決定を可能とする「理事会」の運営を進めていく。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3の自己判定

「基準項目5-3を満たしている。」

(2) 5-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

意思決定において、法人及び大学の各管理運営機関の意思疎通と連携を適切に行っているか。

理事長がリーダーシップを発揮できる内部統制環境を整備しているか。

教職員の提案などをくみ上げる仕組みを整備しているか。

本学園に関する重要事項のうち、本学の運営に関わる重要な議案については、本学園の最高意思決定機関である「理事会」における審議事項として付議する以前に、「大学協議会」において実質的な議論を行っている。

「大学協議会」は、学長、各学部長・学科長、研究科長、教務委員長、学生委員長、アドミッション委員長、学修・キャリア総合支援センター委員長、附属図書館長、研究推進・社会連携センター委員長、大学事務局長、法人事務局長、大学事務局次長及び課長若しくはそれに準ずる者から構成され、原則として月1回開催しており、大学運営及び教育研究に関わる重要事項等の審議に加えて、各種委員会を通じた提案事項に対する協議や、各部署等における報告等をあわせて実施している。

「理事会」における最終意思決定に際しては、5-2-①で述べたとおり、「学園運営会議」を事前に開催しており、各部門間での整合性の担保と意思疎通の円滑化を図っている。

「理事会」においては、本学からは学長、看護学部長、大学事務局長及び大学事務局次長の4人が理事に選任されており、そのほか、法人事務局長が理事に選任されている。「理事会」には、総務課長が陪席していることから、法人の管理部門と本学の管理及び教学部門の連携が適切に図られている。なお、「理事会」の審議事項及び報告事項については、「大学協議会」、各学部教授会及び研究科委員会を通じて報告している。

以上のことから、法人と本学双方の各管理運営機関の意思決定の円滑化を図る体制を確保するとともに、理事長がリーダーシップを発揮できる内部統制環境を適切に整備している。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 5-3-1】「千里金蘭大学 大学協議会規程」

【資料 5-3-2】「学校法人金蘭会学園 学園運営会議規程」

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

法人及び大学の各管理運営機関が相互チェックする体制を整備し、適切に機能しているか。

監事の選任を適切に行っているか。

監事の理事会及び評議員会などへの出席状況は適切か。

監事は、監事の職務を適切に行っているか。

評議員の選任を適切に行っているか。

評議員会の運営を適切に行っているか。

評議員の評議員会への出席状況は適切か。

5-2-①で述べたとおり、「理事会」「学園運営会議」「大学協議会」を通じて、法人と本学の各管理運営機関の意思決定の円滑化を図ると同時に、相互チェックを行っている。

また、法人と本学に対する相互チェック機能として、監事及び評議員会を置いている。

監事の選任については、「寄附行為」第8条に基づき、「この法人の理事、職員（学長、校長、教員その他の職員を含む。）、評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外

の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する」と定めており、現在2人を配置している。令和5（2023）年度に開催された「理事会」への監事の出席率は100%であり、良好である。

監事の職務については、「寄附行為」第16条及び「学校法人金蘭会学園 監事・監査規程」に基づき、監査計画作成のもと、法人の業務、法人の財産の状況及び理事の業務執行状況を監査し、それらの状況について、「理事会」で意見を述べるとともに、会計年度終了後に監査報告書を作成し、「理事会」及び「評議員会」に提出している。

監事は、文部科学省による「学校法人監事研修会」を受講し、監査業務の質の向上を図るほか、内部監査室との連携のもと、会計監査人を含めた三様監査の機会を設定するなど、監査の充実に努めている。

また、予算、事業計画、中期的な計画等の重要事項については、「寄附行為」第22条に基づき、「評議員会」に諮問することにより、あらかじめ意見を聴くこととしている。

評議員の選任については、「寄附行為」第24条に基づき、第1号評議員に「この法人の職員のうちから、理事会において選任した者11人以上13人以内」、第2号評議員に「この法人の設置する学校を卒業した者で年令25年以上の者のうちから、理事会において選任した者6人以上8人以内」、第3号評議員に学長、第4号評議員に中高の校長、第5号評議員に保育園の園長、第6号評議員に「この法人の設置する学校の保護者代表及びPTAの会長並びに会長経験者のうちから、理事会において選任した者1人以上2人以内」、第7号評議員に「学識経験者及び法人の教育に理解のある者のうちから、理事会において選任した者4人以上6人以内」と規定している。

令和6（2024）年5月1日現在、第1号評議員11人、第2号評議員7人、第3号から第5号評議員各1人、第6号評議員1人、第7号評議員4人の合計26人により構成されている。令和5（2023）年度に開催された「評議員会」への評議員及び監事の出席率は、それぞれ約93%（意思表示出席を含む）及び100%と良好であり、「評議員会」欠席時には事前に意思表示書が提出されるなど、適切な運営を行っている。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 5-3-3】「学校法人金蘭会学園 寄附行為」

【資料 5-3-4】「学校法人金蘭会学園 監事・監査規程」

【資料 5-3-5】「令和5年度 金蘭会学園監査計画及び監査報告書」

【資料 5-3-6】「令和5（2023）年度 理事会、評議員会の開催及び出席状況」

【資料 5-3-7】「令和5（2023）年度 内部監査計画書及び報告書」

【資料 5-3-8】「意思表示書」

(3) 5-3の改善・向上方策（将来計画）

法人及び本学の意思決定の円滑化を図る体制は、適切に整備している。

引き続き、十分に意思疎通を図るとともに、役員等の選任・解任の手続きや理事会・評議員会等の管理運営制度の見直しを趣旨とする改正私立学校法の令和7（2025）年4月施行に適切に対応し、「理事会」、監事及び「評議員会」の建設的な共同と相互けん制の確立を図っていく。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4 の自己判定

「基準項目 5-4 を満たしている。」

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

中長期的な計画及びその裏付けとなる財務計画に基づく財務運営を行っているか。

本学園及び本学は、学園全体が抱える各種課題や、入学適齢人口の減少、政策動向など、中期的な内外の環境の変化を踏まえつつ、今後も持続的に安定した学校経営が行えるための計画として、「学園中期計画（2020年4月～2025年3月）」を策定するとともに、同期間の「財務中期計画」をあわせて作成し、年次的な推進を図ってきた。

「財務中期計画」は、学園全体の募集定員の充足と学生・生徒数の改善による学生生徒等納付金収入の増加を前提として、施設・設備の改修・修繕計画を盛り込んだものであり、多額の資金が必要となることから、資金収支（キャッシュベース）で赤字となるものの、令和5（2023）年度以降は黒字に転換し、経常収支差額の黒字化の足がかりとすることを目標としていたものである。しかし、学生・生徒数の見込みと実数が乖離したことによって、学生生徒等納付金収入が漸減し、施設・設備改修等にかかる予算規模を圧縮することで、支払資金は見込み額を上回る額を確保できていたものの、資金収支の黒字への転換が見込めず、計画推進に大きな遅れが生じている状況に陥っていた。

上記のことを踏まえ、令和5（2023）年度においては、本学で予定していた施設・設備の修繕等を延期し、本学園の「財務」「人事」「施設設備」に係る計画の見直しを行うとともに、令和7（2025）年度からの次期「学園中期計画」策定を見据えながら、1年前倒しで、令和6（2024）年度からの「財務新6ヵ年計画」を策定した。

「財務新6ヵ年計画」では、実現可能な目標入学者数を用いて学生生徒等納付金収入の額を設定することを前提とし、「活動区分資金収支計算書」のうち「教育活動による資金収支」と支払資金の推移を注視し、本業である教育活動の収支バランスの改善を図ることとしている。また、「教育活動による資金収支」は、法人及び本学の学部ごとに作成することで、収支構造や課題点を明らかにし、実現可能な経費抑制額を設定している。

財務目標については、減価償却費の負担が大きいことから、事業活動収支は依然として赤字が続くものの、この新たな計画を遵守していくことで、「教育活動資金収支差額」を着実に黒字化するとともに、資金収支での黒字幅の最大化を図ることとしている。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 5-4-1】「学園中期計画（2020年4月～2025年3月）策定に向けた基礎資料」

【資料 5-4-2】「学園中期計画（2020年4月～2025年3月）」

【資料 5-4-3】「金蘭会学園財務中期（5ヶ年）計画」

【資料 5-4-4】「財務新6ヶ年計画〔令和6（2024）年度～令和11（2029）年度〕策定の必要性、策定に向けた考え方について」

【資料 5-4-5】「財務新 6 ヶ年計画 [令和 6 (2024) 年度～令和 11 (2029) 年度]」

【資料 5-4-6】「令和 6 (2024) 年度予算編成方針」

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

安定した財務基盤を確立しているか。
使命・目的及び教育目的の達成のため、収入と支出のバランスを保っているか。
使命・目的及び教育目的の達成のため、外部資金の導入の努力を行っているか。

本学園の収入の大部分は、学生生徒等納付金及び経常費等補助金が占めており、収支の安定には学生・生徒の入学者の確保が不可欠である。しかし、本学及び併設校の中高の入学定員未充足が続いていることを主因に、5-4-①においても一部記述したとおり、「学園中期計画 (2020 年 4 月～2025 年 3 月)」に基づく施設・設備の改修・修繕計画の推進規模を一部縮小したうえ、令和 5 (2023) 年度にはこの計画推進を一部中止してもなお、事業活動収支計算書における過去 5 年間の経常収支差額の赤字は、令和元 (2019) 年度が 2 億 6,900 万円、令和 2 (2020) 年度が 4 億 4,500 万円、令和 3 (2021) 年度が 3 億 6,700 万円、令和 4 (2022) 年度が 4 億 9,000 万円、令和 5 (2023) 年度が 4 億 1,800 万円と、悪化傾向に歯止めをかけられていない。

従来、経常収支差額の赤字が常態化しており、本学の前身である金蘭短期大学が学生数 3,500 人を数える規模を有し、その資産を本学が継承していること、また、短期大学時及び本学での学部・学科設置時に、教育施設整備等のための設備投資を要したことによる過去の資本費の負担が、現行の本学規模には大きく、その費用を賄えない状況にあることが大きく影響している。しかし、減価償却費補正後の経常収支差額においても、令和 2 (2020) 年度、令和 4 (2022) 年度及び令和 5 (2023) 年度は赤字となり、外部資金の借入れ等を行うことなく運営ができていたものの、本業での資金流出が生じている状況にある。

これらのことを踏まえ、収支構造・コスト構造の把握と支出の抑制に向けては、令和 4 (2022) 年度及び令和 5 (2023) 年度に日本私立学校振興・共済事業団への経営相談を通じて得られた指導・助言にも照らしつつ、5-4-①に記述したとおり、本業である教育活動の収支バランスの改善を目指した令和 6 (2024) 年度からの「財務新 6 ヶ年計画」を策定するとともに、着実な推進に努めることで、支払資金の増額の実現と財政健全化を図ることとしている。

外部資金の導入については、本学では、科学研究費及び補助金を中心に、獲得に努めている。科学研究費については、学長自らが、教員に対し、申請に向けた助言を行うなど、積極的な応募を奨励している。補助金については、私立大学等経常費補助金の安定的な確保に取り組んでいるほか、令和 3 (2021) 年度には「私立学校施設整備費補助金」(ICT活用推進事業及び教育装置)の交付及び「大学改革推進等補助金 (ウィズコロナ時代の新たな医療に対応できる医療人材養成事業)」の選定を受け、令和 4 (2022) 年度には「私立学校施設整備費補助金 (施設環境改善 (空調))」の交付を受けており、補助金の増額と同時に、教育・研究の質の向上を図っている。

【エビデンス集 (資料編)】

【資料 F-11】「計算書類 (令和元年度～令和 5 年度)」

【資料 5-4-7】「科学研究費 申請・採択状況（直近 5 年間）」

(3) 5-4 の改善・向上方策（将来計画）

学園全体の財政基盤の安定化に向けては、本学の学生数確保のみならず、中高の生徒数確保も重要となる。令和6（2024）年度からの「財務新6ヵ年計画」においては、実現可能な目標入学者数を設定しており、学生・生徒の確保に努めることで、改善につなげていく。

また、本学の施設・設備の老朽化に対応するための支出の必要性が高まっているが、財政状況に鑑みつつ、必要最低限の修繕や更新を行っていく。

さらに、「財務新6ヵ年計画」策定後の着実な推進に向けては、経費の執行状況やその内容を厳しく精査するとともに、「教育活動による資金収支」と支払資金の推移の検証を行い、状況に応じた修正を行うこととする。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

「基準項目 5-5 を満たしている。」

(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

学校法人会計基準や経理に関する規則などに基づく会計処理を適正に実施しているか。

会計処理については、学校法人会計基準に準拠のうえ、「学校法人金蘭会学園 経理規程」及び「学校法人金蘭会学園 固定資産管理規程」に則り実施しており、不明な点がある場合は、監査法人の指導・助言を受け、適切に処理している。

予算の執行については、「学校法人金蘭会学園 経理規程（予算の実行）第51条第2項の取扱に関する細則」に基づき、執行金額により決裁者を定めており、5万円以上の支出項目については、大学事務局長に加えて学長の決裁を必要とし、10万円以上の支出項目に対しては、さらに理事長の決裁を要することとしており、支出内容の適正性と妥当性を担保している。

予算編成については、3月に当初予算を編成後、当該年度の学生生徒数等が確定する5月に補正予算を編成し、予算執行状況等を踏まえた最終の補正予算を翌年3月に編成し、「評議員会」の意見を聴いたうえで、「理事会」の承認を得ている。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 5-5-1】「学校法人金蘭会学園 経理規程」

【資料 5-5-2】「学校法人金蘭会学園 固定資産管理規程」

【資料 5-5-3】「学校法人金蘭会学園 経理規程（予算の実行）第 51 条第 2 項の取扱に関する細則」

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

会計監査などを行う体制を整備し、厳正に実施しているか。

会計監査については、私立学校振興助成法第14条第3項に基づく監査法人による監査、私立学校法第37条第3項に基づく監事による監査、内部監査室による内部監査を実施している。

監査法人による監査は、学校法人会計基準等に基づいて、適正に会計処理が行われているか、その妥当性の確認を中心に実施しており、定期的に学内の申請書類、証憑書類、総勘定元帳等の整合性の確認を行っている。決算時期には、計算書類等の監査を行い、監査結果を「理事会」に提出している。

監事による監査は、法人の業務、法人の財産の状況及び理事の業務執行状況が適正であるかを監査するとともに、監査結果については、会計年度終了後に監査報告書を作成し、「理事会」及び「評議員会」に提出している。

内部監査室では、「学校法人金蘭会学園 内部監査規程」に基づく内部監査計画により、監事や監査法人による監査に同行、監査の補完を行い、監査の効率的な実施に努めているほか、公的研究費の管理・運営、執行等についての内部監査を実施している。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 5-5-4】「独立監査人の監査報告書」

【資料 5-5-5】「2023 年度 監査報告書」

【資料 5-5-6】「令和 5（2023）年度 内部監査計画書及び報告書」

(3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

会計処理については適切に行っており、引き続き、学校法人会計基準に準拠し、「学校法人金蘭会学園 経理規程」等に基づく適正な処理に努めていく。

会計監査の体制については、役員等の選任・解任の手続きや理事会・評議員会等の管理運営制度の見直しを趣旨とする改正私立学校法の令和 7（2025）年 4 月施行にともない、新たに会計監査人の設置が義務化され、計算書類及びその付属明細書に加えて財産目録が監査対象となるなど、さらなる監査の充実が求められることとなる。監査法人及び監事に加えて、内部監査室との連携を維持し、より適正かつ厳正な監査を実施していく。

【基準 5 の自己評価】

経営の規律と誠実性の維持に向けては、「寄附行為」をはじめ、「千里金蘭大学 ガバナンス・コード」及び本学園・本学の諸規程に基づき、また、学校教育法等の関係法令を遵守するとともに、「学園中期計画」策定のもと、本学の使命・目的の実現に向け、継続的な努力を行っており、教育活動及び財務情報等を広く公表している。また、環境保全、人権、安全への配慮についても、日常的な管理に努め、適切な運営を行っている。

理事会については、本学の使命・目的の達成に向け、円滑な意思決定ができるよう、定例的に「理事会」を開催するほか、「学園運営会議」の開催により、機動的に「理事会」を支え、本学の現況及び意向を反映できる体制を確保しているが、改正私立学校法の令和 7（2025）年 4 月施行に対応し、寄附行為を変更のうえ、適確な経営判断と意思決定を可能とする運営を進める。

法人及び大学の管理運営の円滑化と相互チェックについては、「大学協議会」や「学園運営会議」を通じて、「理事会」との連携を図りながら、管理運営機関の意思決定を円滑に行うとともに、監事の「理事会」及び「評議員会」への出席や、法人の業務、法人の財産の状況及び理事の業務執行状況の監査を通じて、相互チェックが適切に機能しており、今後は、改正私立学校法の令和 7（2025）年 4 月施行に対応して「理事会」、監事及び「評議員会」の相互けん制の確立を図る。

財務基盤の確立と収支バランスの確保に向けては、令和 6（2024）年度からの「財務新 6 ヶ年計画」策定のもと、実現可能な目標入学者数を設定し、学生・生徒の確保に努めるとともに、経費の執行状況やその内容を精査することで、本業である教育活動の収支バランスを改善し、支払資金の増額の実現と財政健全化を図る。

会計については、学校法人会計基準等及び本学園の諸規程等に基づき、適切に会計処理を行うとともに、監査法人、監事及び内部監査室により適切に監査を行っている。

以上のことから、**基準 5. 経営・管理と財務**の基準を満たしていると評価する。

基準 6. 内部質保証

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

「基準項目 6-1 を満たしている。」

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

内部質保証に関する全学的な方針を明示しているか。
内部質保証のための恒常的な組織体制を整備しているか。
内部質保証のための責任体制が明確になっているか。

本学では、学則第2条第1項において、「本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う」と定めるとともに、大学院学則第2条第1項において、「本大学院は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行う」と定めている。

これらのことを踏まえ、自らの教育研究活動・管理運営等に関する継続的な自己点検・評価を行い、その結果をもとに、質の向上に向けた恒常的な改善の推進を図るため、内部質保証に関する全学的な方針として、「千里金蘭大学 内部質保証に関する方針」を定め、令和4（2022）年度から運用を行っている。

この方針においては、内部質保証のための組織体制を「全学評価委員会」「内部質保証・IR推進委員会」「大学協議会」と定めている。

「全学評価委員会」は、各学部・学科、研究科、委員会、付属機関・事務局等の各組織が行った自己点検・評価を受けて、全学的観点からの自己点検・評価を行い、「内部質保証・IR推進委員会」に報告する役割を担っている。

「内部質保証・IR推進委員会」は、「全学評価委員会」からの報告内容をもとに、全学的な観点から教育研究活動・管理運営等の適切性・有効性を検証し、その結果について、学長を議長とする「大学協議会」に報告している。

学長は、「大学協議会」を通じて課題や改善事項等について審議し、教育研究等に関わる重要事項や改善策等を決定している。

決定事項及び改善策等は、学長の指示のもと、「内部質保証・IR推進委員会」を通じて各学部・学科、研究科、委員会、付属機関・事務局等の各組織にフィードバックしており、「内部質保証・IR推進委員会」が全学における内部質保証の推進に責任を担っている。

また、内部質保証の推進を支援する事務組織として、「大学企画課」を置いており、各学部・学科、研究科、委員会、付属機関・事務局等の各組織と連携し、各組織の階層に応じたIR関係データの収集・分析、提供等の役割を担っている。

以上のとおり、本学は、内部質保証に関する全学的な方針を明示のうえ、内部質保証のための恒常的な組織体制を整備し、その責任体制を明確にしている。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 6-1-1】「千里金蘭大学学則」

【資料 6-1-2】「千里金蘭大学大学院学則」

【資料 6-1-3】「千里金蘭大学 内部質保証に関する方針」

【資料 6-1-4】「千里金蘭大学における内部質保証体制図」

【資料 6-1-5】「千里金蘭大学 内部質保証・IR 推進委員会規程」

(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

内部質保証のために整備した組織体制について、継続的に機能させていく。また、「内部質保証・IR 推進委員会」は、令和 5（2023）年度に策定した「千里金蘭大学 アセスメント・プラン」を踏まえた教育活動の評価を行っているが、役割や関係性を整理したうえで、十分に活用していく。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

「基準項目 6-2 を満たしている。」

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価をどのように行っているか。

エビデンスに基づく自己点検・評価を定期的実施しているか。

自己点検・評価の結果を学内で共有し、社会へ公表しているか。

6-1-①で述べたとおり、学則第2条第1項及び大学院学則第2条第1項において、教育研究水準の向上を図り、使命・目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うことを定めており、本学における内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施に向けては、「全学評価委員会」が各学部・学科、研究科、委員会、附属機関・事務局等の各組織が行った自己点検・評価の結果を集約し、「内部質保証・IR推進委員会」において「自己点検評価書」を取りまとめている。

平成24（2012）年度以降、原則として毎年度、自己点検・評価を実施しており、令和2（2020）年度までの間は、「自己点検・評価委員会」において「自己点検評価書」を作成してきた。作成においては、公益財団法人日本高等教育評価機構が定めた第2期の大学評価基準を準用し、自己点検・評価を実施していたが、平成30（2018）年度は、平成29（2017）年度の大学機関別認証評価受審にともない「自己点検評価書」に掲載した改善・向上方策（将来計画）の進捗状況に係る点検・評価を行い、令和元（2019）年度及び令和2（2020）年度は、「中期目標・中期計画【2018年度～2020年度】」の進捗状況及び達成状況の点検・評価を実施した。令和3（2021）年度以降の自己点検・評価については、「内部質保証・IR推進委員会」が対応し、取りまとめにあたっては、上述の評価機構が定める第3期の大学評価基準を準用している。なお、「学園中期計画（2020年4月～2025年3月）」に対する評価書の作成は行っていないが、年度計画の記載事項ごとに、「大学協議会」「理事会」にお

いて、進捗状況に係る自己評価や翌年度の計画設定の妥当性を総合的に検証している。

自己点検・評価の実施にあたっては、各組織に対し、関係資料及びデータを参照するよう求め、エビデンスを重視した客観的な点検・評価となるよう取り組んでおり、上述の自己点検・評価以外には、「千里金蘭大学 アセスメント・プラン」に定めるアセスメント対象及び評価指標に基づいて、学修成果の点検・評価を実施している。

自己点検・評価の結果については、「千里金蘭大学 内部質保証に関する方針」において、社会的公表を行うことを定めており、「自己点検評価書」を全学で共有するとともに、本学のホームページに掲載し、社会への公表を行っている。

また、平成28（2016）年度に実施した、独自評価基準に基づく「外部評価」の「外部評価報告書」を、さらに、看護学部看護学科において、令和2（2020）年度に実施した、一般財団法人日本助産評価機構による「専門分野別認証評価」及び令和4（2022）年度に実施した、一般財団法人日本看護学教育評価機構による「看護学教育評価」の受審結果を、それぞれ本学のホームページに掲載し、社会への公表を行っている。

以上のとおり、内部質保証に向けては、体制整備のもと、自主的・自律的な自己点検・評価を行うとともに、エビデンスに基づく自己点検・評価を定期的実施し、その結果について、学内共有と社会への公表を適切に実施している。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 6-2-1】「千里金蘭大学学則」

【資料 6-2-2】「千里金蘭大学大学院学則」

【資料 6-2-3】「千里金蘭大学 内部質保証に関する方針」

【資料 6-2-4】「千里金蘭大学 内部質保証・IR 推進委員会規程」

【資料 6-2-5】「千里金蘭大学 アセスメント・プラン」

【資料 6-2-6】「千里金蘭大学ホームページ>認証評価／外部評価／自己点検・評価」

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

現状把握のための十分な調査・データの収集と分析を行える体制を整備しているか。

内部質保証のための自己点検・評価にあたっては、6-2-①で述べたとおり、各学部・学科、研究科、委員会、附属機関・事務局等の各組織において、「千里金蘭大学 アセスメント・プラン」に定めるアセスメント対象及び評価指標に基づき、入学から卒業後までの学修時間、学修行動、学修成果及び授業評価等の調査・把握を行っており、これらを基礎として、現状分析、評価、改善に努めている。

また、上記を通じて得られた諸データを含め、学内外の諸情報の集約、分析、提供等を実施するため、委員会組織として「内部質保証・IR推進委員会」を設置するとともに、事務組織として「大学企画課」を設置している。

「大学企画課」では、集約、分析した学内外の諸情報を「IRデータ報告書」として取りまとめを行っており、「内部質保証・IR推進委員会」において報告し、学修成果及び本学の教育成果の点検・評価などに活用している。

また、「内部質保証・IR推進委員会」では、学修成果及び本学の教育成果の点検・評価結果をもとに、教育改善その他本学にとって重要な情報の新たな収集・分析や、学長への改

善策の提示をはじめとするIRの充実化を図っている。なお、「IRデータ報告書」については、全学で共有し、各学部・学科、研究科、各種委員会での活用を可能としている。

以上のことから、現状把握のための十分な調査・データの収集と分析を行える体制を整備していると評価している。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 6-2-7】「千里金蘭大学 アセスメント・プラン」

【資料 6-2-8】「千里金蘭大学 内部質保証に関する方針」

【資料 6-2-9】「千里金蘭大学 内部質保証・IR 推進委員会規程」

【資料 6-2-10】「令和 4（2022）年度 IR データ報告書」

【資料 6-2-11】「令和 5（2023）年度 第 2 回 内部質保証・IR 推進委員会議事録」

(3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

内部質保証のための自己点検・評価の体制を適切に整備し、全学的な点検・評価を実施し、結果を学内で共有している。また、「大学企画課」がIRデータを取りまとめ、「内部質保証・IR推進委員会」が中心となって学修成果及び本学の教育成果の点検・評価を実施しており、現状把握のための体制を整備している。

今後、「大学企画課」における、各学部・学科、研究科、委員会、附属機関・事務局等の各組織からのデータの収集については、重複を避けるなど、合理的かつ効率的な収集と蓄積に努めていく。

また、学修成果及び本学の教育成果の点検・評価にあたっては、「千里金蘭大学 アセスメント・プラン」の評価指標に設定していない情報についても、教育改善その他本学にとって重要な情報として、収集・分析を検討し、点検・評価への活用を促進していく。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

「基準項目 6-3 を満たしている。」

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

三つのポリシーを起点とした内部質保証を行い、その結果を教育の改善・向上に反映しているか。

自己点検・評価、認証評価及び設置計画履行状況等調査などの結果を踏まえた中長期的な計画に基づき、大学運営の改善・向上のために内部質保証の仕組みが機能しているか。

本学及び本大学院においては、使命・目的、各学部・学科及び研究科の教育目的を踏まえ、学位プログラムごとに三つのポリシーを策定し、これに基づく教育研究活動等を実施

している。また、各ポリシーに沿った教育研究活動の実施結果については、「千里金蘭大学 アセスメント・プラン」に定めるアセスメント対象及び評価指標に基づいて、学修成果の点検・評価を実施している。

この「アセスメント・プラン」においては、三つのポリシーに沿って、学生の学修成果と本学の教育の成果を機関レベル、学位プログラムレベル、科目レベルで点検・評価し、教育改善を恒常的に実施するための具体的な方法を定めている。

機関レベル（大学全体）では、「就職状況」「学位授与率」等から、教育目的の達成状況を確認・評価し、全学的な入試、教育改革・改善、学生・学修支援の改善、学修成果に関する情報の公表等に活用することとしている。

学位プログラムレベル（学科・研究科）では、各学科・研究科の教育課程における「学位授与率」「GPA」「単位取得状況」等から、学修成果を確認・評価し、各学科・研究科のカリキュラム改善や研究指導・方法、学修支援活動等に活用することとしている。

科目レベル（授業科目）では、「授業アンケート」などから、科目ごとの学修成果の達成状況を確認・評価し、その結果を授業内容、授業計画、授業方法改善等に活用することとしている。

なお、詳細については、**3-3-①**及び**3-3-②**で述べたとおりである。

また、中期的な計画に基づく内部質保証に向けては、「学園中期計画（2020年4月～2025年3月）」に基づいて毎年度の事業計画を策定し、実行している。各学部・学科、研究科、委員会、附属機関・事務局等の各組織は、中間、期末ごとに進捗状況を確認するとともに、翌年度の計画設定の妥当性を検証しており、中期計画の達成を促す仕組みが機能している。

なお、「学園中期計画（2020年4月～2025年3月）」には、平成29（2017）年度に公益財団法人日本高等教育評価機構により受審した大学機関別認証評価において、募集定員の充足について改善を要する点として指摘を受けたことから、令和元（2019）年度には改善が認められたものの、本学にとって重要な課題と位置づけるとともに、財務改善についても、指摘はなかったものの、重要課題と位置づけ、計画策定時に反映を行っている。

また、設置計画履行状況等調査については、令和4（2022）年度の大学院看護学研究科設置にあたり指摘のあった附帯事項はすべて履行済みであり、令和5（2023）年度の栄養学部栄養学科及び教育学部教育学科設置にあたり指摘のあった附帯事項については、現在履行中である。

なお、令和5（2023）年度の調査の結果、教育学部教育学科の設置計画の履行状況に対し、教育内容の充実等を通じ、収容定員未充足の改善に努めるよう指摘が付されたが、**1-1-④**及び**2-1-③**で述べたとおり、令和7（2025）年度から、収容定員及び入学定員を減員し、適正化を図るとともに、教育課程、教育方法及び履修指導方法の一層の充実を図ることで、定員充足に努めることとし、令和6（2024）年4月に収容定員に係る学則変更の届出を行った。

以上のことから、三つのポリシーに沿った内部質保証を行い、その結果を教育の改善・向上に反映するとともに、中長期的な計画に基づき、大学運営の改善・向上につなげる内部質保証の仕組みが機能していると判断している。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 6-3-1】「千里金蘭大学 アセスメント・プラン」

【資料 6-3-2】「金蘭会学園中期計画（2020 年度～2024 年度）概要」

【資料 6-3-3】「学園中期計画（2020 年 4 月～2025 年 3 月）」

【資料 6-3-4】「学園中期計画 4 年目（2023 年度）期末評価及び 5 年目（2024）年度計画」

【資料 F-14】「設置計画履行状況等調査結果への対応状況」

【資料 F-15】「認証評価で指摘された事項への対応状況」

(3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

「内部質保証・IR推進委員会」を中心に、「千里金蘭大学 アセスメント・プラン」に基づき、三つのポリシーに沿った教育研究活動の実施結果の評価を行っているが、評価結果を踏まえた教育改善に努め、さらに、その改善状況について把握することで、より高い水準の内部質保証の確立を図っていく。

また、令和7（2025）年度から5ヵ年の次期「学園中期計画」の策定を視野に入れつつ、内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施と中期計画の実行を有機的に結び付けながら、PDCAサイクルに基づく本学の教育研究活動等の改善・改革を強化していく。

【基準 6 の自己評価】

内部質保証の組織体制については、「千里金蘭大学 内部質保証に関する方針」において、その組織体制を「全学評価委員会」「内部質保証・IR 推進委員会」「大学協議会」と定めるとともに、「内部質保証・IR 推進委員会」が内部質保証の推進に責任を負う組織とし、責任体制を明確にしている。

また、内部質保証のための自己点検・評価については、「全学評価委員会」において、各組織が行った自己点検・評価を集約し、「内部質保証・IR 推進委員会」が「自己点検評価書」を取りまとめており、公益財団法人日本高等教育評価機構が定める第 3 期の大学評価基準を準用している。自己点検・評価の結果は、全学で共有し、本学のホームページを通じて社会に公表している。「千里金蘭大学 アセスメント・プラン」に基づき、得られた諸データを含む学内外の諸情報の集約、分析、提供等を実施するため、「内部質保証・IR 推進委員会」及び「大学企画課」を設置しており、現状把握のための十分な調査・データの収集と分析を行える体制を整備している。

さらに、内部質保証の機能性については、「千里金蘭大学 アセスメント・プラン」に基づき、三つのポリシーに沿って、学生の学修成果と本学の教育の成果を機関レベル、学位プログラムレベル、科目レベルで点検・評価し、教育改善に努めている。「学園中期計画（2020 年 4 月～2025 年 3 月）」においても、年度毎に進捗の検証を行い、翌年度の計画に反映させることとしており、内部質保証のための PDCA サイクルの仕組みは有効に機能している。

以上のことから、**基準 6. 内部質保証**の基準を満たしていると評価する。

IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 地域貢献・地域連携

A-1. 大学の物的・知的資源の社会への提供

A-1-① 使命・目的に基づいた地域貢献・地域連携活動の適切性

A-1-② 施設等物的資源の社会への提供

A-1-③ 研究・教育資源の社会への提供

(1) A-1 の自己判定

「基準項目 A-1 を満たしている。」

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 使命・目的に基づいた地域貢献・地域連携活動の適切性

建学の精神や教育の目的に基づいた活動となっているか。

組織的に外部機関との連携が図れる体制が整備されているか。

本学の地域貢献・地域連携活動は、建学の精神及び本学の使命・目的に基づいた活動であるとともに、立地する北摂地域、とりわけ吹田市の地域特性に沿ったものであることに大きな特徴がある。

本学では、**基準 1. 使命・目的等**に記すとおり、「豊かな教養と深い専門知識を有し、高い志のもと、社会に貢献し信頼される人材を養成すること」を使命・目的としている。その実現のためには、自ら考え自ら学ぶ姿勢を身につけるとともに、他者への共感・他者との協調・他者への奉仕といった視点を持つことが不可欠である。このような教育方針のもとに、社会に貢献できる自立した女性の育成を目指している。

本学は、栄養学部栄養学科、教育学部教育学科及び看護学部看護学科の 3 学部 3 学科で構成され、各学部・学科の専門教育は、社会の現場におけるさまざまな見学・実習・研修等の活動抜きには教育そのものが成り立たない。その意味において、本学と地域の関係は、単に大学の施設や知的財産といった教育資源を社会に開放することにとどまるものではない。加えて、地域社会の知的・人的資源を本学の教育・研究に取り込み、再び地域社会に還元するサイクルを見据えた活動が重要である。

本学が位置する吹田市には本学のほかに、大阪大学、関西大学、大阪学院大学、大和大学の 5 大学及び国立民族学博物館（大学共同利用機関）が所在しており、吹田市は、自らを「大学のあるまち」と位置づけ、知的・人的資源の交流を図ることで、大学と地域がともに学び合うための環境整備を推進している。

これを受け、本学では、平成 16（2004）年度に「千里金蘭大学と吹田市との連携協力に関する基本協定書」を締結するとともに、平成 23（2011）年度に締結した「千里金蘭大学と吹田市との連携協議会設置に関する覚書」に基づき、毎年 2 回、吹田市との「連携協議会」を通じて意見交換や情報共有を行っている。

また、上記の吹田市との「連携協議会」をはじめ、本学でこれまで蓄積してきた教育資源や、地域との関わりの成果を踏まえて、本学の知的資源と地域の社会資源の多様な連携を実現させることにより、地域社会に密着した高等教育機関としての役割を果たすべく、令和 3（2021）年 4 月に、学内研究推進及び社会連携の窓口として「研究推進・社会連携

センター」を設置した。

この「研究推進・社会連携センター」を基軸として、現在は、令和2（2020）年1月に発足した「きんらん保健室ひだまり」の活動や、吹田市教育委員会との共催により従来実施している「生涯学習吹田市民大学千里金蘭大学キャンパス講座」などを通じ、本学の持つ研究成果や教育資源と、地元自治体や市民との橋渡し役を担っている。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 A-1-1】「スイタブルシティウェブ>学習」

【資料 A-1-2】「千里金蘭大学と吹田市との連携協力に関する基本協定書」

【資料 A-1-3】「千里金蘭大学と吹田市との連携協議会設置に関する覚書」

【資料 A-1-4】「令和5年度 千里金蘭大学・吹田市連携協議会次第」

【資料 A-1-5】「千里金蘭大学 研究推進・社会連携センター規程」

【資料 A-1-6】「千里金蘭大学 2025 GUIDE BOOK」

【資料 A-1-7】「令和5年度 きんらん保健室ひだまり WG 活動総括について」

【資料 A-1-8】「生涯学習吹田市民大学千里金蘭大学キャンパス講座案内チラシ（過去3年間）」

【資料 A-1-9】「生涯学習吹田市民大学千里金蘭大学キャンパス講座実施報告（過去3年間）」

A-1-② 施設等物的資源の社会への提供

大学の持つ施設等物的資源の社会への提供が適切になされているか。

本学は、地域社会に密着した高等教育機関としての役割を果たすため、積極的に施設・設備を開放している。

通常教室のほかに、本学ならではの施設として、「佐藤記念講堂」を一般に開放しているほか、公開講座等の受講生に対しては、「付属図書館」及び食堂も開放し、その利用に供している。また、体育館については、本学バレーボール部の活動を中心として、近隣高等学校バレーボール部との合同練習や強化指導などでも活用している。

このほか、毎週土曜日と夏季休業中に、本学園の付随事業の一環として、本学キャンパス全体を利用した、小学生対象の英語体験プログラム「Kinran International Saturday School」を実施している。

なお、本学の施設等物的資源の主な提供状況は、以下のとおりである。

1) 佐藤記念講堂

本学は、約1,400名を収容できる「佐藤記念講堂」を有している。本格的な音楽ホールならではの音響効果に優れた本講堂は、本学の入学式、卒業式、教育学部の授業に使用するだけでなく、北摂地域の小学校・中学校・高等学校の合唱祭や吹奏楽演奏会や隣接する金蘭千里中学校・高等学校のイベント等に貸し出している。

利用状況については、例年10件程度で推移していたところ、新型コロナウイルス感染症の影響等により、令和2（2020）年度以降の利用は減少している。

2) 図書館及び食堂

「生涯学習吹田市民大学千里金蘭大学キャンパス講座」をはじめとする、一般市民を対象とする各種講座受講生に、「付属図書館」及び食堂を開放している。「付属図書館」は、各種講座の予習・復習に利用され、食堂は大学での学びの一要素として、教員と受講生、また、受講生相互の交流の場ともなっており、後述の地域活動プログラム「金蘭おやこクラブ」の参加者相互の交流場所としても活用されている。

3) 体育館

近隣高等学校のバレーボール部が、長期休暇中の合宿練習などに利用するほか、関西大学バレーボール連盟の公式試合会場となっている。

4) グラウンド

地域からの要請に応じ、小学生ソフトボールチームや、小学生対象のサッカーチームの練習場として定期的に貸出しを行っている。

5) シェアサイクルポート

吹田市からの参加依頼に賛同し、令和4（2022）年度から、本学が所有するキャンパスと公道の間の土地をシェアサイクルポートとして無償貸与しており、本学の学生が、通学・実習先への移動手段としているほか、市民も本学キャンパス内に立ち入ることなく利用できることから、地域の交通手段の一つとして利用されている。

6) スペシャルプログラム

平成30（2018）年度から、本学園の付随事業の一環として、本学キャンパスにおいて、小学生を対象とした英語学習プログラム「スペシャルプログラム」を設置している。

本プログラムは、関西学院千里国際キャンパスにおいて、帰国子女の小学生を対象として、土曜日及び夏期に行われてきた英語学習プログラムを本学園に事業移管したものであり、保護者の海外勤務等により、英語で生活してきた帰国子女やインターの幼稚園出身者を含む小学生が、帰国後や卒園後に日本国内で英語に接する機会が絶対的に不足することから、その英語力の維持・向上を図ることを目的として設置されたものである。

本プログラムは、北摂地域を中心とした海外生活経験のある家庭を中心に評価を受け、現在は、海外居住歴のない英語学習に興味のある小学生を含め、毎年多くの生徒が本学キャンパスに通学している。

授業は、本学の授業を原則として実施しない土曜日に、「Kinran International Saturday School」として、本学キャンパス全域で、レベル別、学年別に春学期・秋学期・冬学期（年間合計30週）にわたり、各週5教科、8コマの授業を行っている。

また、夏季休業期間を利用した10日間のサマースクール「Just For Kids」では、1日6教科、8コマの授業を行っている。

すべてのプログラムは、30か国以上のネイティブ及び海外在住経験のある講師やスタッフで構成し、生徒は一日中英語で学んでいる。

プログラム内では、専属の事務職員、カウンセラー、看護師を配置するとともに、給食

提供も行っており、一つの独立した学校としての運営を行っている。

なお、「スペシャルプログラム」設置以降の「Kinran International Saturday School」「Just For Kids」の生徒数の推移は、以下のとおりである。

	Kinran International Saturday School			Just For Kids
	春学期	秋学期	冬学期	
平成 30 (2018) 年度	326 人	331 人	284 人	204 人
令和元 (2019) 年度	332 人	330 人	304 人	218 人
令和 2 (2020) 年度	350 人	341 人	311 人	新型コロナウイルス感染症の影響により中止
令和 3 (2021) 年度	363 人	352 人	302 人	234 人
令和 4 (2022) 年度	326 人	323 人	280 人	254 人
令和 5 (2023) 年度	315 人	306 人	263 人	226 人
令和 6 (2024) 年度	244 人	未実施	未実施	未実施

【エビデンス集（資料編）】

【資料 A-1-10】「千里金蘭大学 2025 GUIDE BOOK」

【資料 A-1-11】「千里金蘭大学ホームページ>学内施設の使用について」

【資料 A-1-12】「千里金蘭大学 施設使用規程」

【資料 A-1-13】「Kinran International Saturday School 2024 年度募集要項」

【資料 A-1-14】「Just For Kids 2024 案内チラシ」

A-1-③ 研究・教育資源の社会への提供

大学の持つ研究・教育資源が大学と地域との循環型の連携事業として提供されているか。

本学では、A-1-①で記述のとおり、地域との循環型の連携を意識し、地域を取り込むことで、本学の教育研究活動に生かし、それらを研究・教育活動成果として社会に提供している。

栄養学部栄養学科においては、吹田市の特産品である「吹田くわい」に含まれる、健康に効果のある成分分析や新たな調理方法を研究開発しており、吹田市主催のもと、企業とも連携しながら、毎年本学で「吹田くわい料理教室」を実施している。また、神戸市の特産品である「神戸元気サーモン」の商品開発に授業を通じて取り組み、「サーモンとエリンギのクリームパスタソース」を完成させ、提案するなど一定の成果をあげている。

教育学部教育学科では、平成19（2007）年4月に設置した「子ども支援協働研究室」を通じて、地域の子育て支援事業を展開しており、学内の教育施設である「プレイルーム」を活用し、就学前の子どもと保護者が集まり、学生が授業の一環として親子とふれあいながら子育てサポートを体験する地域活動プログラム「金蘭おやこクラブ」を毎週2回、年間48回開催している。また、平成29（2017）年度からは、子育て中の親子が集い、遊んだり、

情報交換したりする場として「子育てひろば Oh! キッズ」を設け、毎週1回、通年にわたって開室している。さらに、隣接する豊中市にある千里公民館では、10年以上にわたって毎年「千里親子ふれあい広場」を開催しているほか、本学の最寄り駅である阪急電鉄・北千里駅にある市立複合施設「まちなかりビング北千里」においても、自治体と連携しながら地域の親子向けイベント「あそびのひろば」を毎年開催している。

看護学部看護学科では、2-2-②で記述の模擬患者（SP）の養成講座を実施している。受講生は、この養成講座の修了後に、学生が看護技術を行う患者役、健康教育をする住民役などのさまざまな演習に協力する「教育ボランティア」とともに、学内演習時に「教育サポーター」として参加し、シナリオにある患者役を演じてもらうことで、学生の学びに大きな効果をもたらしており、同時に、看護学部看護学科の教育研究活動への理解を深めてもらう機会としている。なお、養成講座の修了者に対しては、フォローアップ講習も随時行っており、地域社会を取り込んだ連携を実現している。

また、令和元（2019）年度より「まちの保健室」事業として検討を重ねてきた、学校の保健室のように地域の方が心身のさまざまな不安や悩みを保健医療者に気軽に相談できる場の開設について、これを生活科学部食物栄養学科（現・栄養学部栄養学科）、児童教育学科（現・教育学部教育学科）を含めた全学的な地域連携事業として、令和2（2020）年1月から「きんらん保健室ひだまり」を発足し、地元吹田市のイベントを中心に、活動を開始している。

具体的な活動として、令和5（2023）年度は、「北千里マルシェ+夏まつり」において、栄養学部栄養学科、看護学部看護学科の教員が食生活相談、食生活指導、健康相談を実施し、本学の学生がボランティアとして参加した。また、健康・栄養相談時には、来場した地域住民に対して、血圧測定やアンケートなどの数値で身体状況が可視化できるよう、健康手帳や栄養にかかわるレシピなどを提供した。また、吹田市内で開催された「レディース健康フェスティバル」では、「更年期障害と大腸がん検診の啓発」、食育活動として「箱の中身当てクイズ」「カルシウムクイズ」を通して野菜を使用したレシピなどを配布し、来場者に野菜の積極的な摂取を促した。さらに、吹田市主催の「みんなの健康展」では、ブース展示（子育ての今と昔の違い）、聴診器を使ったバイタルサイン体験を行った。

大学院看護学研究科、看護学部看護学科では、看護職者の看護実践能力の向上及びキャリア支援に係る活動を通じて、地域医療における看護ケアの質の向上に寄与することを目的として、令和5（2023）年度に「看護実践・研修センター」を設置した。センターでは、看護職者のキャリアアップを支援するとともに、特定行為を実践できる人材育成によって、地域におけるチーム医療の推進、地域包括ケアシステムの充実に貢献するため、令和4（2022）年度から開始している「リカレント研修会」を定期的で開催するとともに、「栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連」に係る特定行為研修を令和5（2023）年度から開設し、現在、地域の看護職者2名に対し、資格取得の機会の提供を行っている。

本学の各学部・学科、研究科の特性を生かし、地域の方々が集うイベントへの教員・学生の参加を通じた地域の方々への健康啓発促進、子育て支援の取組み、さらには学び直しの機会の提供を行うことで、本学の教育研究活動の成果を発信、提供している。

【エビデンス集（資料編）】

- 【資料 A-1-15】「千里金蘭大学ホームページ>吹田くわい料理教室の開催について」
- 【資料 A-1-16】「千里金蘭大学 2025 GUIDE BOOK」
- 【資料 A-1-17】「2024 年度「金蘭おやこクラブ」参加親子募集案内チラシ」
- 【資料 A-1-18】「金蘭おやこクラブへの参加状況（過去3年間）」
- 【資料 A-1-19】「千里金蘭大学ホームページ>子育てひろば Oh! キッズ開室について」
- 【資料 A-1-20】「子育てひろば Oh! キッズの利用状況（過去3年間）」
- 【資料 A-1-21】「千里金蘭大学ホームページ>あそびのひろばの開催について」
- 【資料 A-1-22】「2023 年度 模擬患者（SP）授業見学及び養成講座案内チラシ」
- 【資料 A-1-23】「2023 年度 模擬患者（SP）養成講座実施報告」
- 【資料 A-1-24】「教育ボランティア募集案内チラシ」
- 【資料 A-1-25】「千里金蘭大学ホームページ>北千里マルシェ+夏まつりへのひだまりの参加について」
- 【資料 A-1-26】「レディース健康フェスティバル案内チラシ」
- 【資料 A-1-27】「令和5年度 きんらん保健室ひだまり WG 活動総括について」
- 【資料 A-1-28】「千里金蘭大学 看護実践・研修センター規程」
- 【資料 A-1-29】「千里金蘭大学ホームページ>リカレント研修会について」
- 【資料 A-1-30】「令和6（2024）年度 看護師特定行為研修 募集要項」

（3）A-1 の改善・向上方策（将来計画）

建学の精神に基づいた本学の使命・目的の達成に向けては、「研究推進・社会連携センター」を基軸として、各学部・学科と適宜連携を図りつつ、地域における見学・実習・研修等を含め、地域と直接関わる取組みを継続し、知的・人的資源の交流と、地域社会への還元サイクルを促進していく。

また、「研究推進・社会連携センター」では、本学の栄養学・教育学・看護学における研究を推進させるとともに、企業等の産業界や、吹田市をはじめとする自治体、学外研究者との連携促進の一助とするべく、「教育・研究シーズ集」の取りまとめを行っており、学外公表を推進することにより、産官学連携やその他新たな連携の構築を目指していく。

なお、本学の施設・設備の開放については、土曜日・日曜日を含め、「スペシャルプログラム」及びその他の事業により使用頻度が高まっている一方で、「佐藤記念講堂」の空調設備の不調等により、貸出しが困難な状況が生じていることから、施設開放のあり方と、施設設備整備のあり方を早期に検討していく。

【基準 A の自己評価】

本学の地域貢献・地域連携活動は、建学の精神及び本学の使命・目的に基づいたものであり、地域社会の知的・人的資源を本学の教育・研究に取り込み、再び地域社会に還元するサイクルを見据えて行っている。

「研究推進・社会連携センター」は、学内研究推進及び社会連携の窓口として、吹田市との「連携協議会」の実施や、「きんらん保健室ひだまり」の活動、「生涯学習吹田市民大学千里金蘭大学キャンパス講座」などを通じて、地元自治体や市民との橋渡し役を担っている。

また、本学は、積極的に施設・設備を一般に開放し、その利用に供しており、平成 30 (2018) 年度からは、本学園の付随事業の一環として、小学生を対象とした英語学習プログラム「スペシャルプログラム」を設置し、年間を通じて、本学キャンパスを全面的に活用するなど、施設等の物的資源を提供するとともに、多様なニーズに対応している。

さらに、各学部・学科、研究科の特性を生かし、地域における連携の諸活動及び学び直しの機会提供等を通じて、地域を取り込むとともに、研究・教育資源を提供している。

以上のことから、**基準 A. 地域貢献・地域連携**の基準を満たしていると評価する。

V. 特記事項

1. 内部進学をはじめとする学園内のさまざまな連携

本学は、保育園、中学校、高等学校、大学、大学院を擁する学園であり、明治38(1905)年に大阪府立堂島高等女学校の同窓会「金蘭会」が開設した金蘭会女学校を母体としている。本学及び本大学院の校地は、法人本部を含め、吹田市藤白台に位置しており、北区大淀に位置する保育園及び中高とは場所が離れているが、建学の精神のもとで、さまざまな学園内連携を図っている。

教育にかかる連携として、本学教育学部教育学科及び看護学部看護学科による保育実習及び臨地実習の金蘭会保育園での実施、高校こども教育コースによる保育実習の金蘭会保育園での実施、高大連携プログラムの一環としての本学教員による高大連携授業の提供、本学教員による中学校での授業の提供などがあり、それぞれの物的・知的資源の有効活用を図っている。

また、高校からの内部進学者の受入れ促進に向けては、「高大連携連絡会議」を開催し、本学及び高校の教員間の情報交換、在学生の学修状況に関する情報提供、入試情報提供、行事の共同開催についての協議等を行っており、本学の教員にとっては、内部進学者の高校在籍時の学びの状況を知り、修学指導の参考とするとともに、高校の教員にとっては、本学への進学を希望している生徒への進路指導の参考とする機会として活用している。

受入れ促進のための募集広報活動としては、先述の高大連携授業のほか、入試説明会を通じた入学者選抜方法の変更点などの情報提供、本学に入学した高校卒業生による内部進学者交流会等を実施しており、本学への進学を希望している生徒の意思決定に役立つ機会としている。

さらに、学長、中高校長、法人事務局長、大学事務局長、中高事務長等が出席する「学園運営会議」を定期的で開催し、開催場所を本学、中高交互に設定することで、学園全体の諸課題の確認や情報共有を図っている。

このほか、学園内の進学を促進を図るため、保育園を除くいずれかの学校（金蘭会短期大学、金蘭短期大学、千里金蘭大学短期大学部を含む）の卒業（修了）生（見込みの者を含む）で、本学園が設置するいずれかの学校へ入学（編入学を含む）を希望するすべての者に対し、入学試験における入学検定料及び入学金を免除しており、金蘭会女学校設立当時の「学び、そして、社会のために尽くさねば」という気概を継承し、本学園での学びを通じた、信頼される自立した人材の育成に向けて、積極的な受入れに努めている。

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 83 条	○	学則第 1 条において、大学の目的を定めている。	1-1
第 85 条	○	学則第 3 条において、学部の設置について定めている。	1-2
第 87 条	○	学則第 4 条において、修業年限を 4 年と定めている。	3-1
第 88 条	—	科目等履修生及び特別の課程履修生の修業年限の通算について、認めていないため、該当しない。	3-1
第 89 条	—	早期卒業について、認めていないため、該当しない。	3-1
第 90 条	○	学則第 10 条において、入学資格について定めている。	2-1
第 92 条	○	学則第 36 条において、学長、教授その他の職員を置くことを定めるとともに、第 37 条において、職務について定めている。	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	学則第 39 条及び「千里金蘭大学 教授会規程」第 5 条において、教授会の組織及び役割について定めている。また、大学院学則第 35 条及び「千里金蘭大学大学院 看護学研究科委員会規程」第 5 条において、研究科委員会の組織及び役割について定めている。	4-1
第 104 条	○	学則第 35 条において、学士の学位の授与について定めている。また、大学院学則第 32 条及び「千里金蘭大学大学院 学位規程」第 3 条において、修士の学位の授与について定めている。	3-1
第 105 条	○	「千里金蘭大学 履修証明プログラムに関する規程」において、履修証明制度について定めている。	3-1
第 108 条	○	学則第 22 条第 1 項第 2 号において、短期大学を卒業した者への編入学の資格について定めている。	2-1
第 109 条	○	学則第 2 条及び大学院学則第 2 条において、自己点検・評価の実施について定めるとともに、点検・評価結果をホームページで公表している。 認証評価については、日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価を平成 22 (2010) 年度及び平成 29 (2017) 年度に受審している。	6-2
第 113 条	○	「学校法人金蘭会学園 情報公開規程」に基づき、教育研究活動等の状況についての情報をホームページ上で公表している。	3-2
第 114 条	○	学則第 36 条において、事務職員及び技術職員の配置について定めている。	4-1 4-3
第 122 条	○	学則第 22 条第 1 項第 2 号において、高等専門学校を卒業した者への編入学の資格について定めている。	2-1
第 132 条	○	「千里金蘭大学 編入学・転入学規程」第 2 条第 2 項において、	2-1

千里金蘭大学

		専修学校の専門課程を修了した者への編入学の資格について定めている。	
--	--	-----------------------------------	--

学校教育法施行規則

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 4 条	○	学則及び大学院学則において、記載事項として定められている事項について記載している。	3-1 3-2
第 24 条	○	学生の学修状況を記録した学籍簿、学生の健康状況を記録した健康診断票を作成し、適切に管理している。 また、成績証明書等の各種証明書を学長名で発行している。	3-2
第 26 条 第 5 項	○	学則第 42 条及び大学院学則第 38 条において懲戒について定めるとともに、「千里金蘭大学 学生懲戒規程」において懲戒に関する手続きについて定めている。	4-1
第 28 条	○	所管部署において、保存文書の種類と保管期間を定め、適切に保管している。	3-2
第 143 条	—	代議員会等の組織は置いていないため、該当しない。	4-1
第 146 条	—	科目等履修生及び特別の課程履修生の修業年限の通算について、認めていないため、該当しない。	3-1
第 147 条	—	早期卒業について、認めていないため、該当しない。	3-1
第 148 条	—	修業年限が 4 年を超える学部を置いていないため、該当しない。	3-1
第 149 条	—	早期卒業について、認めていないため、該当しない。	3-1
第 150 条	○	学則第 10 条において、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者について定めている。	2-1
第 151 条	—	飛び級入学について、認めていないため、該当しない。	2-1
第 152 条	—	飛び級入学について、認めていないため、該当しない。	2-1
第 153 条	—	飛び級入学について、認めていないため、該当しない。	2-1
第 154 条	—	飛び級入学について、認めていないため、該当しない。	2-1
第 161 条	○	「千里金蘭大学 編入学・転入学規程」第 8 条第 1 項において、編入学の年次について定めるとともに、学則第 5 条第 2 項において、編入学の在学年限について定めている。	2-1
第 162 条	—	外国の大学等に在学した者の転学について、認めていないため、該当しない。	2-1
第 163 条	○	学則第 6 条及び大学院学則第 8 条に、学年の始期及び終期について定めている。	3-2
第 163 条の 2	—	学修証明書の交付制度を設けていないため、該当しない。	3-1
第 164 条	○	「千里金蘭大学 履修証明プログラムに関する規程」において、履修証明制度について定めている。	3-1
第 165 条の 2	○	学則第 1 条に規定する大学の目的、第 3 条に規定する各学部・学	1-2

千里金蘭大学

		科の教育目的を踏まえて、三つのポリシーを定めるとともに、一貫性を確保している。 また、大学院学則第 1 条に規定する大学院の目的、第 4 条に規定する教育目的を踏まえて、三つのポリシーを定めるとともに、一貫性を確保している。	2-1 3-1 3-2 6-3
第 166 条	○	学則第 2 条及び大学院学則第 2 条において、自己点検・評価の実施について定めるとともに、「内部質保証・IR 推進委員会規程」に基づき内部質保証・IR 推進委員会を設置し、適切な体制を整えている。	6-2
第 172 条の 2	○	「学校法人金蘭会学園 情報公開規程」に基づき、教育研究活動等の状況についての情報をホームページ上で公表している。	1-2 2-1 3-1 3-2 5-1
第 173 条	○	学則第 35 条において、学士の学位の授与について定め、学位記を交付している。また、大学院学則第 32 条及び「千里金蘭大学大学院 学位規程」第 3 条において修士の学位の授与について定め、第 12 条において学位記の交付について定めている。	3-1
第 178 条	○	学則第 22 条第 1 項第 2 号において、高等専門学校を卒業した者への編入学の資格について定めている。	2-1
第 186 条	○	学則第 22 条第 1 項及び「千里金蘭大学 編入学・転入学規程」第 2 条、第 8 条及び第 9 条において、大学への編入学の基準について定めている。	2-1

大学設置基準

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 1 条	○	学校教育法その他の法令を遵守し、大学設置基準を満たすとともに、学則第 2 条において、教育研究活動等の水準の向上を図るために自己点検・評価を行うことを定め、「千里金蘭大学 内部質保証に関する方針」に基づく恒常的な改善・改革の推進に努めている。	6-2 6-3
第 2 条	○	学則第 3 条において、学部・学科の教育研究上の目的について定めている。	1-1 1-2
第 2 条の 2	○	学則第 12 条、「千里金蘭大学 入学者選考規程」及び「千里金蘭大学 アドミッション委員会規程」において、入学者選抜について定め、適切に実施している。	2-1
第 3 条	○	学則第 3 条において、学部の設置について定めている。	1-2
第 4 条	○	学則第 3 条において、学科の設置について定めている。	1-2

千里金蘭大学

第5条	—	学科に代えて学生の履修上の区分に応じて組織される課程を設置していないため、該当しない。	1-2
第6条	—	学部以外の教育研究上の基本となる組織を設置していないため、該当しない。	1-2 3-2 4-2
第7条	○	教育研究組織の編制にあたり、その規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員及び事務職員等を置いている。	2-2 2-3 2-4 3-2 4-1 4-2 4-3
第8条	○	主要授業科目について、原則として専任教員（助手を除く）が担当している。	3-2 4-2
第9条	—	授業を担当しない教員は置いていないため、該当しない。	3-2 4-2
第10条 (旧第13条)	○	学部の種類及び基準に応じて定められる専任教員数及び大学全体の収容定員に応じ定められる専任教員数以上の専任教員を配置している。	3-2 4-2
第11条	○	教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るとともに、学生に対する教育の充実を図るため、組織的なFD、SD等の研修に取り組んでいる。	3-2 3-3 4-2 4-3
第12条	○	「千里金蘭大学 学長候補者選考規程」第2条において、学長の資格を定めており、適切に選任している。	4-1
第13条	○	「千里金蘭大学栄養学部及び教育学部 教員の採用及び昇任に関する資格判定基準」及び「千里金蘭大学看護学部 教員の採用及び昇任に関する資格判定基準」において、教授の資格について定め、適切に任用している。	3-2 4-2
第14条	○	「千里金蘭大学栄養学部及び教育学部 教員の採用及び昇任に関する資格判定基準」及び「千里金蘭大学看護学部 教員の採用及び昇任に関する資格判定基準」において、准教授の資格について定め、適切に任用している。	3-2 4-2
第15条	○	「千里金蘭大学栄養学部及び教育学部 教員の採用及び昇任に関する資格判定基準」及び「千里金蘭大学看護学部 教員の採用及び昇任に関する資格判定基準」において、講師の資格について定め、適切に任用している。	3-2 4-2
第16条	○	「千里金蘭大学栄養学部及び教育学部 教員の採用及び昇任に関する資格判定基準」及び「千里金蘭大学看護学部 教員の採用及び	3-2 4-2

千里金蘭大学

		昇任に関する資格判定基準」において、助教の資格について定め、適切に任用している。	
第 17 条	○	「千里金蘭大学栄養学部及び教育学部 教員の採用及び昇任に関する資格判定基準」及び「千里金蘭大学看護学部 教員の採用及び昇任に関する資格判定基準」において、助手の資格について定め、適切に任用している。	3-2 4-2
第 18 条	○	学則第 3 条第 2 項において、学部・学科の入学定員及び収容定員について定めるとともに、在学する学生の数を適正に管理している。	2-1
第 19 条	○	学則第 3 条における学部・学科の教育目的を踏まえ、学部・学科ごとにカリキュラム・ポリシーを定めており、カリキュラム・ポリシーに沿って体系的な教育課程を編成している。	3-2
第 19 条の 2	—	連携開設科目を開設していないため、該当しない。	3-2
第 20 条	○	学則第 25 条及び別表第 1 において、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成している。	3-2
第 21 条	○	学則第 27 条及び「千里金蘭大学 履修規程」第 6 条において、単位について定めている。	3-1
第 22 条	○	学則第 26 条において、1 年間の授業期間について定めている。	3-2
第 23 条	○	「千里金蘭大学 履修規程」第 3 条第 2 項において、各授業科目の授業は、原則として 15 週を単位として行うことを定めている。	3-2
第 24 条	○	授業を行う学生数は、教育上の諸条件を考慮し、教育効果を十分に上げられるように適切な人数に設定している。	2-5
第 25 条	○	学則第 25 条第 2 項において、授業の方法について定めている。	2-2 3-2
第 25 条の 2	○	授業の方法及び内容並びに 1 年間の授業の計画について、各授業科目のシラバスを通じて明示している。 また、学則第 29 条及び第 34 条において、学修の成果に係る評価及び卒業の認定について定めている。	3-1
第 26 条	—	昼夜開講制を設けていないため、該当しない。	3-2
第 27 条	○	学則第 27 条第 2 項、第 28 条及び「千里金蘭大学 履修規程」第 17 条において、単位の授与について定めている。	3-1
第 27 条の 2	○	「千里金蘭大学 履修規程」第 9 条において、1 学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を 24 単位と定めている。	3-2
第 27 条の 3	—	連携開設科目を開設していないため、該当しない。	3-1
第 28 条	○	学則第 30 条において、他の大学又は短期大学における授業科目の履修等について、60 単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものと認定することができることと定めている。	3-1
第 29 条	○	学則第 31 条において、大学以外の教育施設等における学修につい	3-1

千里金蘭大学

		て、60 単位を超えない範囲で単位を認定することができる」と定めている。	
第 30 条	○	学則第 32 条において、入学前の既修得単位等の認定について、60 単位を超えない範囲で単位を認定することができる」と定めている。	3-1
第 30 条の 2	○	学則第 5 条の 2 及び「千里金蘭大学 長期履修学生規程」において、長期履修制度について定めている。	3-2
第 31 条	○	学則第 43 条第 2 項、「千里金蘭大学 科目等履修生規程」第 12 条第 1 項及び「千里金蘭大学 履修証明プログラムに関する規程」において、科目等履修生及び履修証明制度の履修生に対する単位の授与について定めている。	3-1 3-2
第 32 条	○	学則第 34 条において、本学に 4 年以上在学し、各学部・学科において合計 124 単位以上を修得することを卒業要件として定めている。	3-1
第 33 条	—	医学又は歯学に関する学科を設置していないため、該当しない。	3-1
第 34 条	○	校地について、教育にふさわしい環境を有し、校舎の敷地には、適当な空地を有している。	2-5
第 35 条	○	教育又は厚生補導を行ううえで、運動場、体育館、講堂その他の厚生補導施設を設けている。	2-5
第 36 条	○	教室、研究室、図書館、健康管理室、事務室その他必要な施設を備えた校舎を有している。	2-5
第 37 条	○	校地の面積は、約 50,483 m ² を有しており、基準面積を十分に満たしている。	2-5
第 37 条の 2	○	校舎の面積は、38,801.74 m ² を有しており、基準面積を十分に満たしている。	2-5
第 38 条	○	学則第 55 条に基づき、付属図書館を設置し、学部の種類、規模等に応じて、図書、学術雑誌、電磁的方法により提供される学術情報その他の教育研究上必要な資料を系統的に整備している。	2-5
第 39 条	—	附属施設の設置を必要とする学部・学科を設置していないため、該当しない。	2-5
第 39 条の 2	—	薬学に関する学部・学科を設置していないため、該当しない。	2-5
第 40 条	○	学部・学科の種類、教員数及び学生数に応じて必要な種類及び数の機器等を備えている。	2-5
第 40 条の 2	—	二以上の校地において教育研究を行っていないため、該当しない。	2-5
第 40 条の 3	○	教育研究上の目的を達成するため、教育研究環境の整備に必要な経費を確保し、その維持に努めている。	2-5 4-4
第 40 条の 4	○	大学、学部及び学科の名称は、大学として適当であり、教育研究上の目的にふさわしいものである。	1-1
第 41 条	—	学部等関係課程実施基本組織を設置していないため、該当しない。	3-2

千里金蘭大学

第 42 条	—	専門職学科とする学科等を設置していないため、該当しない。	1-2
第 42 条の 2	—	専門職学科とする学科等を設置していないため、該当しない。	2-1
第 42 条の 3	—	専門職学科とする学科等を設置していないため、該当しない。	4-2
第 42 条の 4	—	専門職学科とする学科等を設置していないため、該当しない。	3-2
第 42 条の 5	—	専門職学科とする学科等を設置していないため、該当しない。	4-1
第 42 条の 6	—	専門職学科とする学科等を設置していないため、該当しない。	3-2
第 42 条の 7	—	専門職学科とする学科等を設置していないため、該当しない。	2-5
第 42 条の 8	—	専門職学科とする学科等を設置していないため、該当しない。	3-1
第 42 条の 9	—	専門職学科とする学科等を設置していないため、該当しない。	3-1
第 42 条の 10	—	専門職学科とする学科等を設置していないため、該当しない。	2-5
第 43 条	—	共同教育課程を編成していないため、該当しない。	3-2
第 44 条	—	共同教育課程を編成していないため、該当しない。	3-1
第 45 条	—	共同教育課程を編成していないため、該当しない。	3-1
第 46 条	—	共同教育課程を編成していないため、該当しない。	3-2 4-2
第 47 条	—	共同教育課程を編成していないため、該当しない。	2-5
第 48 条	—	共同教育課程を編成していないため、該当しない。	2-5
第 49 条	—	共同教育課程を編成していないため、該当しない。	2-5
第 49 条の 2	—	工学に関する学部を設置していないため、該当しない。	3-2
第 49 条の 3	—	工学に関する学部を設置していないため、該当しない。	4-2
第 49 条の 4	—	工学に関する学部を設置していないため、該当しない。	4-2
第 58 条	—	外国に学部、学科その他の組織を設置していないため、該当しない。	1-2
第 59 条	—	大学院大学を設置していないため、該当しない。	2-5
第 61 条	—	新たな大学等、又は薬学に関する課程を設置していないため、該当しない。	2-5 3-2 4-2

学位規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 2 条	○	学則第 35 条において、学士の学位の授与について定めている。	3-1
第 10 条	○	学則第 35 条において、学士の学位に付記する専門分野の名称について、適切に定めている。	3-1
第 10 条の 2	—	共同教育課程を編成していないため、該当しない。	3-1
第 13 条	○	学則第 34 条において、学位の授与の要件について定めている。	3-1

私立学校法

	遵守	遵守状況の説明	該当
--	----	---------	----

千里金蘭大学

	状況		基準項目
第 24 条	○	「学園中期計画（2020 年 4 月～2025 年 3 月）」策定のもと、法人の運営基盤の強化に努めるとともに、自己点検・評価を通じて教育の質の向上に努めている。また、ホームページでの情報公開を通じて、運営の透明性の確保を図っている。	5-1
第 26 条の 2	○	学校法人としての事業を行うにあたり、理事、監事、評議員、職員等の関係者に対し、特別の利益供与は行っていない。	5-1
第 33 条の 2	○	寄附行為第 36 条第 2 項において、寄附行為の備置き及び閲覧について定めている。	5-1
第 35 条	○	寄附行為第 6 条において、役員として理事 9 人以上 13 人以内、監事 2 人以上 3 人以内を置くことを定めており、令和 6（2024）年 5 月 1 日現在、理事 9 人、監事 2 人を置いている。	5-2 5-3
第 35 条の 2	○	寄附行為第 41 条及び第 42 条において、役員の人に対する損害賠償責任について定めるとともに、役員と学校法人とが委任関係にあり、善管注意義務を負っていることを明示している。	5-2 5-3
第 36 条	○	寄附行為第 17 条において、理事会の設置、招集及び開催等について定めており、適切に運営している。	5-2
第 37 条	○	寄附行為第 12 条において、理事長の職務について定めるとともに、第 15 条において、理事長職務の代理等について定めている。 また、寄附行為第 16 条において、監事の職務について定めており、適切に運用している。	5-2 5-3
第 38 条	○	寄附行為第 7 条において、理事の選任について定めるとともに、第 8 条において、監事の選任について定めており、適切に運用している。	5-2
第 39 条	○	寄附行為第 8 条において、監事が理事、評議員又は法人職員と兼ねてはならないことを定めており、適切に運用している。	5-2
第 40 条	○	寄附行為第 10 条において、役員の新補充について定めており、適切に運用している。	5-2
第 41 条	○	寄附行為第 20 条において、評議員会を置くとともに、評議員 25 人以上 32 人以内を置くことを定めるほか、評議員会の招集及び開催等について定め、適切に運営している。	5-3
第 42 条	○	寄附行為第 22 条において、評議員会の諮問事項について定めており、適切に運用している。	5-3
第 43 条	○	寄附行為第 23 条において、評議員会の意見具申等について定めており、適切に運用している。	5-3
第 44 条	○	寄附行為第 24 条において、評議員の選任について定めており、適切に運用している。	5-3
第 44 条の 2	○	寄附行為第 41 条及び第 42 条において、役員の人に対する損害賠償責任について定めるとともに、役員がその任務を怠ったときに	5-2 5-3

千里金蘭大学

		法人に対してこれによって生じた損額を賠償する責任を負うことを明示している。	
第 44 条の 3	○	役員がその職務を行うにつき、悪意又は重大な過失があったときは、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこととしている。	5-2 5-3
第 44 条の 4	○	役員が法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、連帯債務者とする事としている。	5-2 5-3
第 44 条の 5	○	役員賠償責任保険契約について、契約内容を決定するにあたり、理事会の決議を経ることとしており、また、責任限定契約及び役員賠償責任保険契約の内容等について、事業報告書に記載している。	5-2 5-3
第 45 条	○	寄附行為第 48 条において、寄附行為の変更について定めており、適切に運用している。	5-1
第 45 条の 2	○	寄附行為第 33 条において、予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画の作成について定めている。 また、中期的な計画の作成にあたっては、認証評価の結果を踏まえて作成しており、適切に運用している。	1-2 5-4 6-3
第 46 条	○	寄附行為第 35 条第 2 項において、評議員会に対する決算及び事業の実績の報告について定めており、適切に運用している。	5-3
第 47 条	○	寄附行為第 36 条において、財産目録等の備付け及び閲覧について定めており、適切に運用している。	5-1
第 48 条	○	寄附行為第 38 条及び「学校法人金蘭会学園 役員の報酬に関する規程」において、役員に対する報酬等について定めており、適切に支給している。	5-2 5-3
第 49 条	○	寄附行為第 40 条において、会計年度が 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わることを定めており、適切に運用している。	5-1
第 63 条の 2	○	寄附行為第 37 条において、情報の公表について定めており、ホームページを通じて適切に公表している。	5-1

学校教育法（大学院関係）

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 99 条	○	大学院学則第 1 条において、大学院の目的を定めている。	1-1
第 100 条	○	大学院学則第 4 条において、看護学研究科を置くことを定めている。	1-2
第 102 条	○	大学院学則第 12 条において、入学資格について定めている。	2-1

学校教育法施行規則（大学院関係）

	遵守	遵守状況の説明	該当
--	----	---------	----

千里金蘭大学

	状況		基準項目
第 155 条	○	大学院学則第 12 条において、大学を卒業した者と同等以上の学力がある者について定めている。	2-1
第 156 条	—	博士課程を置いていないため、該当しない。	2-1
第 157 条	—	飛び級入学について、認めていないため、該当しない。	2-1
第 158 条	—	飛び級入学について、認めていないため、該当しない。	2-1
第 159 条	—	飛び級入学について、認めていないため、該当しない。	2-1
第 160 条	—	飛び級入学について、認めていないため、該当しない。	2-1

大学院設置基準

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 1 条	○	学校教育法その他の法令を遵守し、大学院設置基準を満たすとともに、大学院学則第 2 条において、教育研究活動等の水準の向上を図るために自己点検・評価を行うことを定め、「千里金蘭大学内部質保証に関する方針」に基づく恒常的な改善・改革の推進に努めている。	6-2 6-3
第 1 条の 2	○	大学院学則第 4 条において、研究科の教育研究上の目的について定めている。	1-1 1-2
第 1 条の 3	○	大学院学則第 12 条、「千里金蘭大学 入学者選考規程」及び「千里金蘭大学 アドミッション委員会規程」において、入学者選抜について定め、適切に実施している。	2-1
第 2 条	○	大学院学則第 3 条において、修士課程を置くことを定めている。	1-2
第 2 条の 2	—	専ら夜間において教育を行う大学院の課程を置いていないため、該当しない。	1-2
第 3 条	○	大学院学則第 4 条において、修士課程の目的を定めるとともに、第 5 条において、修業年限を 2 年と定めている。	1-2
第 4 条	—	博士課程を置いていないため、該当しない。	1-2
第 5 条	○	大学院学則第 4 条において、看護学研究科を置くことを定めるとともに、専攻の種類及び数、教育研究実施組織、教員数その他が大学院の基本となる組織として適切な規模内容を有する。	1-2
第 6 条	○	大学院学則第 4 条において、看護学研究科に看護学専攻を置くことを定めている。	1-2
第 7 条	○	看護学研究科は、学部段階の教育で養成された看護学分野の基礎的かつ基本的な資質能力の習得を前提に教育課程を編成しており、看護学部看護学科との適切な連携を図り、研究科の目的に配慮するものとしている。	1-2
第 7 条の 2	—	二以上の大学が協力して教育研究を行う研究科を置いていないため、該当しない。	1-2 3-2

千里金蘭大学

			4-2
第7条の3	—	研究科以外の教育研究上の基本となる組織を置いていないため、該当しない。	1-2 3-2 4-2
第8条	○	教育研究組織の編制にあたり、研究科及び専攻の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員及び事務職員等を置いている。	2-2 2-3 2-4 3-2 4-1 4-2 4-3
第9条	○	「千里金蘭大学大学院 看護学研究科(修士課程) 教員の採用及び昇任に関する資格判定基準」において、看護学研究科の教員の資格について定めている。	3-2 4-2
第9条の3	○	教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るとともに、学生に対する教育の充実を図るため、組織的なFD、SD等の研修に取り組んでいる。	3-2 3-3 4-2 4-3
第10条	○	大学院学則第4条において、入学定員及び収容定員を定めている。	2-1
第11条	○	大学院学則第4条における看護学研究科の教育目的を踏まえ、看護学研究科のディプロマ・ポリシーを定めており、カリキュラム・ポリシーに沿って体系的な教育課程を編成している。	3-2
第12条	○	大学院の教育は、授業科目の授業に加えて、複数の研究指導教員による研究指導体制を整えている。	2-2 3-2
第13条	○	大学院の研究指導は、「千里金蘭大学大学院 看護学研究科研究指導教員の選任基準」に定める基準を満たした者を研究指導教員として任用している。	2-2 3-2
第14条	○	大学院学則第25条において、教育方法の特例について定めている。	3-2
第14条の2	○	授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画について、各授業科目のシラバスを通じて明示している。 また、研究指導の方法及び内容並びに1年間の研究指導の計画については、「大学院ハンドブック」を通じて明示している。	3-1
第15条	○	各授業科目の単位、授業日数、授業期間、授業の方法及び単位の授与等、大学設置基準を準用する内容について、大学院学則第7章に定めている。	2-2 2-5 3-1 3-2
第16条	○	大学院学則第31条において、本大学院に2年以上在学し、所定の科目を30単位以上修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえ、学	3-1

千里金蘭大学

		位論文の審査及び最終試験に合格することを修了要件として定めている。	
第 17 条	—	博士課程を置いていないため、該当しない。	3-1
第 19 条	○	大学院生専用の共同研究室を備えており、実験・実習室、演習室等については学部と共用している。	2-5
第 20 条	○	研究科及び専攻の種類、教員数及び学生数に応じて必要な種類及び数の機器等を備えている。	2-5
第 21 条	○	付属図書館において、研究科及び専攻の種類に応じて、図書、学術雑誌、電磁的方法により提供される学術情報その他の教育研究上必要な資料を系統的に備えている。	2-5
第 22 条	○	教育研究上支障を生じない範囲で、施設及び設備を学部と共用している。	2-5
第 22 条の 2	—	二以上の校地において教育研究を行っていないため、該当しない。	2-5
第 22 条の 3	○	教育研究上の目的を達成するため、教育研究環境の整備に必要な経費を確保し、その維持に努めている。	2-5 4-4
第 22 条の 4	○	研究科及び専攻の名称は、研究科として適当であり、教育研究上の目的にふさわしいものである。	1-1
第 23 条	—	独立大学院を設置していないため、該当しない。	1-1 1-2
第 24 条	—	独立大学院を設置していないため、該当しない。	2-5
第 25 条	—	通信教育課程を設置していないため、該当しない。	3-2
第 26 条	—	通信教育課程を設置していないため、該当しない。	3-2
第 27 条	—	通信教育課程を設置していないため、該当しない。	3-2 4-2
第 28 条	—	通信教育課程を設置していないため、該当しない。	2-2 3-1 3-2
第 29 条	—	通信教育課程を設置していないため、該当しない。	2-5
第 30 条	—	通信教育課程を設置していないため、該当しない。	2-2 3-2
第 30 条の 2	—	研究科等関係課程実施基本組織を設置していないため、該当しない。	3-2
第 31 条	—	共同教育課程を編成していないため、該当しない。	3-2
第 32 条	—	共同教育課程を編成していないため、該当しない。	3-1
第 33 条	—	共同教育課程を編成していないため、該当しない。	3-1
第 34 条	—	共同教育課程を編成していないため、該当しない。	2-5
第 34 条の 2	—	工学を専攻する研究科を設置していないため、該当しない。	3-2
第 34 条の 3	—	工学を専攻する研究科を設置していないため、該当しない。	4-2
第 42 条	—	博士課程を置いていないため、該当しない。	2-3

千里金蘭大学

第 43 条	○	授業料、入学金その他の大学院が徴収する費用及び修学に係る経済的負担の軽減措置に関する情報を整理し、ホームページ及び学生募集要項等を通じて明示している。	2-4
第 45 条	—	外国に研究科、専攻その他の組織を設置していないため、該当しない。	1-2
第 46 条	—	新たに大学院及び研究科等を設置していないため、該当しない。	2-5 4-2

専門職大学院設置基準 「該当なし」

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			6-2 6-3
第 2 条			1-2
第 3 条			3-1
第 4 条			3-2 4-2
第 5 条			3-2 4-2
第 5 条の 2			3-2 3-3 4-2
第 6 条			3-2
第 6 条の 2			3-2
第 6 条の 3			3-2
第 7 条			2-5
第 8 条			2-2 3-2
第 9 条			2-2 3-2
第 10 条			3-1
第 11 条			3-2
第 12 条			3-1
第 13 条			3-1
第 14 条			3-1
第 15 条			3-1
第 16 条			3-1
第 17 条			1-2 2-2

千里金蘭大学

			2-5 3-2 4-2 4-3
第 18 条			1-2 3-1 3-2
第 19 条			2-1
第 20 条			2-1
第 21 条			3-1
第 22 条			3-1
第 23 条			3-1
第 24 条			3-1
第 25 条			3-1
第 26 条			1-2 3-1 3-2
第 27 条			3-1
第 28 条			3-1
第 29 条			3-1
第 30 条			3-1
第 31 条			3-2
第 32 条			3-2
第 33 条			3-1
第 34 条			3-1
第 42 条			6-2 6-3

学位規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 3 条	○	大学院学則第 32 条及び「千里金蘭大学大学院 学位規程」第 3 条において、修士の学位の授与について定めている。	3-1
第 4 条	—	博士課程を置いていないため、該当しない。	3-1
第 5 条	—	学位論文の審査に当たり、他の大学院の教員等に審査員として協力を得ることは制度化していないため、該当しない。	3-1
第 12 条	—	博士課程を置いていないため、該当しない。	3-1

大学通信教育設置基準 「該当なし」

千里金蘭大学

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第1条			6-2 6-3
第2条			3-2
第3条			2-2 3-2
第4条			3-2
第5条			3-1
第6条			3-1
第7条			3-1
第8条			3-2 4-2
第9条			2-5
第10条			2-5
第11条			2-2 3-2
第13条			6-2 6-3

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「—」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

Ⅶ. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	
【表 2-3】	学部、学科別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-4】	就職相談室等の状況	
【表 2-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 2-10】	附属施設の概要（図書館除く）	該当なし
【表 2-11】	図書館の開館状況	
【表 2-12】	情報センター等の状況	
【表 3-1】	授業科目の概要	
【表 3-2】	成績評価基準	
【表 3-3】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 4-1】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 4-2】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 5-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 5-2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-3】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 5-4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為（紙媒体）	
	学校法人金蘭会学園 寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	千里金蘭大学 2025 GUIDE BOOK	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則（紙媒体）	
	千里金蘭大学学則	
	千里金蘭大学大学院学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	千里金蘭大学 2025 入試ガイド	
	2024 年度入学者選抜 学生募集要項 2025 年度入学者選抜 学生募集要項 看護学研究科	

千里金蘭大学

	学生便覧	
【資料 F-5】	千里金蘭大学学生ハンドブック 2024 (令和 6 年度) 千里金蘭大学大学院ハンドブック 2024 (令和 6 年度)	
	事業計画書	
【資料 F-6】	令和 6 (2024) 年度 事業計画書	
	事業報告書	
【資料 F-7】	令和 5 (2023) 年度 事業報告書	
	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
【資料 F-8】	千里金蘭大学 2025 GUIDE BOOK 65 ページ (ACCESS) 千里金蘭大学 2025 GUIDE BOOK 58~59 ページ (キャンパス紹介)	【資料 F-2】 抜粋
	法人及び大学の規定一覧及び規定集 (電子データ)	
【資料 F-9】	学校法人金蘭会学園 規程集 目次 学校法人金蘭会学園 規程集	
	理事、監事、評議員などの名簿 (外部役員・内部役員) 及び理事会、評議員会の前年度開催状況 (開催日、開催回数、出席状況など) がわかる資料	
【資料 F-10】	役員名簿 (令和 6 年 4 月 1 日現在) 評議員名簿 (令和 6 年 4 月 1 日現在) 令和 5 年度 理事会、評議員会開催状況	
	決算等の計算書類 (過去 5 年間) 及び監事監査報告書 (過去 5 年間)	
【資料 F-11】	計算書類 (令和元年度~令和 5 年度) 監事監査報告書 (令和元年度~令和 5 年度)	
	履修要項、シラバス (電子データ)	
【資料 F-12】	千里金蘭大学学生ハンドブック 2024 (令和 6 年度) 千里金蘭大学大学院ハンドブック 2024 (令和 6 年度) シラバス (電子データ)	【資料 F-5】 と同じ 【資料 F-5】 と同じ
	三つのポリシー一覧 (策定単位ごと)	
【資料 F-13】	栄養学部栄養学科 三つのポリシー 教育学部教育学科 三つのポリシー 看護学部看護学科 三つのポリシー 大学院看護学研究科 三つのポリシー	【資料 F-7】 抜粋
	設置計画履行状況等調査結果への対応状況 (直近のもの)	
【資料 F-14】	千里金蘭大学栄養学部栄養学科 設置に係る設置計画履行状況報告書 (令和 5 年 5 月 1 日現在) 千里金蘭大学教育学部教育学科 設置に係る設置計画履行状況報告書 (令和 5 年 5 月 1 日現在) 千里金蘭大学大学院看護学研究科看護学専攻 設置に係る設置計画履行状況報告書 (令和 5 年 5 月 1 日現在)	
	認証評価で指摘された事項への対応状況 (直近のもの)	
【資料 F-15】	平成 29 (2017) 年度認証評価において「改善を要する点」として指摘された事項に対する改善報告書	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	千里金蘭大学学則 (第 1 条、第 3 条)	【資料 F-3】 と同じ
【資料 1-1-2】	千里金蘭大学大学院学則 (第 1 条、第 4 条)	【資料 F-3】 と同じ
【資料 1-1-3】	千里金蘭大学 2025 GUIDE BOOK (8~9 ページ)	【資料 F-2】 と同じ
【資料 1-1-4】	千里金蘭大学学生ハンドブック 2024 (令和 6 年度) (1~2 ページ)	【資料 F-5】 と同じ

千里金蘭大学

【資料 1-1-5】	千里金蘭大学大学院ハンドブック 2024 (令和 6 年度) (1 ページ)	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-1-6】	千里金蘭大学大学院設置認可申請書 (抜粋)	
【資料 1-1-7】	千里金蘭大学栄養学部栄養学科設置届出書 (抜粋)	
【資料 1-1-8】	千里金蘭大学教育学部教育学科設置届出書 (抜粋)	
【資料 1-1-9】	千里金蘭大学 2025 GUIDE BOOK (8~9 ページ)	【資料 F-2】と同じ
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	令和 2 (2020) 年 11 月 25 日 理事会議事録 (抄)	一部抜粋
【資料 1-2-2】	令和 4 (2022) 年 3 月 23 日 理事会議事録 (抄)	一部抜粋
【資料 1-2-3】	令和 5 (2023) 年 1 月 12 日 大学協議会議事録	一部抜粋
【資料 1-2-4】	令和 5 (2023) 年 1 月 25 日 理事会議事録	一部抜粋
【資料 1-2-5】	平成 29 (2017) 年度 第 12 回 企画・調整委員会議事録	一部抜粋
【資料 1-2-6】	千里金蘭大学 2025 GUIDE BOOK (8~9 ページ)	【資料 F-2】と同じ
【資料 1-2-7】	千里金蘭大学ホームページ>建学の精神・沿革	
【資料 1-2-8】	学内掲示 (金蘭の由来、本学の使命・目的)	
【資料 1-2-9】	千里金蘭大学学生ハンドブック 2024 (令和 6 年度) (1~2 ページ)	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-2-10】	千里金蘭大学大学院ハンドブック 2024 (令和 6 年度) (1 ページ)	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-2-11】	千里金蘭大学 学報 第 25 号	一部抜粋
【資料 1-2-12】	中期目標・中期計画【2018 年度~2020 年度】	
【資料 1-2-13】	学園中期計画 (2020 年 4 月~2025 年 3 月)	
【資料 1-2-14】	千里金蘭大学「カリキュラム・ポリシー」新旧比較対照表	
【資料 1-2-15】	使命・目的、教育目的、三つのポリシー	
【資料 1-2-16】	千里金蘭大学学則 (第 3 条、第 55 条、第 56 条、第 56 条の 2)	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-2-17】	千里金蘭大学大学院学則 (第 4 条)	【資料 F-3】と同じ

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	千里金蘭大学ホームページ>教育方針	
【資料 2-1-2】	千里金蘭大学 2025 入試ガイド (5 ページ)	【資料 F-4】抜粋
【資料 2-1-3】	千里金蘭大学ホームページ>大学院看護学研究科	
【資料 2-1-4】	千里金蘭大学 2025 入試ガイド	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-5】	2025 年度入学者選抜の実施方法について	
【資料 2-1-6】	千里金蘭大学 アドミッション委員会規程	【資料 F-9】抜粋
【資料 2-1-7】	千里金蘭大学 入学者選考規程	【資料 F-9】抜粋
2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1】	千里金蘭大学 教務委員会規程	【資料 F-9】抜粋
【資料 2-2-2】	千里金蘭大学 学修・キャリア総合支援センター規程	【資料 F-9】抜粋
【資料 2-2-3】	千里金蘭大学 教職課程・保育士養成課程委員会規程	【資料 F-9】抜粋
【資料 2-2-4】	令和 6 (2024) 年度 オリエンテーション資料	
【資料 2-2-5】	令和 6 (2024) 年度 クラス担任 (アカデミック・アドバイザー) 一覧	
【資料 2-2-6】	千里金蘭大学 ティーチング・アシスタントに関する規程	【資料 F-9】抜粋
【資料 2-2-7】	令和 6 (2024) 年度 TA 一覧	
【資料 2-2-8】	千里金蘭大学 スチューデント・アシスタントに関する規程	【資料 F-9】抜粋
【資料 2-2-9】	令和 6 (2024) 年度 SA 一覧	

千里金蘭大学

【資料 2-2-10】	千里金蘭大学学生ハンドブック 2024 (令和 6 年度) (96 ページ)	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-2-11】	千里金蘭大学大学院ハンドブック 2024 (令和 6 年度) (40 ページ)	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-2-12】	令和 6 (2024) 年度前期 オフィスアワー一覧	
【資料 2-2-13】	障がい学生支援ガイド	【資料 F-9】抜粋
【資料 2-2-14】	千里金蘭大学ホームページ>障がい学生支援	
【資料 2-2-15】	令和 5 (2023) 年度 GPA を活用した成績不振者へのケア対策実施要領	
【資料 2-2-16】	成績不振者との面談時の基本的確認事項について	
【資料 2-2-17】	令和 4 (2022) 年度 IR データ報告書 (11~13 ページ)	
2-3. キャリア支援		
【資料 2-3-1】	千里金蘭大学 学修・キャリア総合支援センター規程	【資料 2-2-2】と同じ
【資料 2-3-2】	シラバス(「持続可能社会論」「スタディスキルズ」「日本語読解・表現」「法律と経済」「ソーシャルマナー」「キャリアデザイン」「インターンシップ」「食物栄養インターンシップ」「子どもインターンシップ」「海外インターンシップ」)	【資料 F-12】抜粋
【資料 2-3-3】	2023 年度 インターンシップ参加状況一覧	
【資料 2-3-4】	2023 年度 就職支援行事一覧	
【資料 2-3-5】	千里金蘭大学 2025 GUIDE BOOK (2~5 ページ)	【資料 F-2】と同じ
【資料 2-3-6】	千里金蘭大学学生ハンドブック 2024 (令和 6 年度) (94~95 ページ)	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-3-7】	2023 年度卒業生 就職先一覧	
【資料 2-3-8】	令和 4 (2022) 年度 IR データ報告書 (17~18 ページ)	【資料 2-2-17】と同じ
2-4. 学生サービス		
【資料 2-4-1】	千里金蘭大学 学生委員会規程	【資料 F-9】抜粋
【資料 2-4-2】	千里金蘭大学学生ハンドブック 2024 (令和 6 年度) (76~83、90~94、99~101 ページ)	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-4-3】	千里金蘭大学大学院ハンドブック 2024 (令和 6 年度) (28~33、35~37 ページ)	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-4-4】	2023 年度 カウンセリング・ルーム 活動報告書	
【資料 2-4-5】	千里金蘭大学 後援会 事業案内	
【資料 2-4-6】	令和 5 (2023) 年度 クラブリーダーズ会議議事録	
【資料 2-4-7】	令和 5 (2023) 年度 第 1 回・第 2 回クラブ連絡会議事録	
【資料 2-4-8】	令和 6 (2024) 年度 クラブ・サークル紹介冊子	
【資料 2-4-9】	独自奨学金一覧 [令和 6 (2024) 年度以前入学生対象]	
【資料 2-4-10】	千里金蘭大学 総合型選抜チャレンジ AO・学校推薦型選抜指定校型スカラシップ (奨学金) に関する規程	
【資料 2-4-11】	千里金蘭大学 栄養学部栄養学科 特待生奨学金規程	
【資料 2-4-12】	千里金蘭大学 教育学部教育学科 特待生奨学金規程	
【資料 2-4-13】	千里金蘭大学 成績優秀者奨学金規程	
【資料 2-4-14】	千里金蘭大学 内部進学特別奨学金規程	【資料 F-9】抜粋
【資料 2-4-15】	千里金蘭大学 指定校編入学生奨学金規程	
【資料 2-4-16】	千里金蘭大学 学校推薦型選抜 スポーツ型 スポーツ推薦奨学金規程	【資料 F-9】抜粋
【資料 2-4-17】	千里金蘭大学 遠隔地学生奨学金規程	【資料 F-9】抜粋
【資料 2-4-18】	千里金蘭大学 授業料減免規程	【資料 F-9】抜粋
【資料 2-4-19】	千里金蘭大学 ワークスタディ規程	【資料 F-9】抜粋
【資料 2-4-20】	千里金蘭大学学生ハンドブック 2024 (令和 6 年度) (84~89 ページ)	【資料 F-5】と同じ

千里金蘭大学

【資料 2-4-21】	千里金蘭大学大学院ハンドブック 2024 (令和 6 年度) (34~35 ページ)	【資料 F-5】と同じ
2-5. 学修環境の整備		
【資料 2-5-1】	千里金蘭大学 2025 GUIDE BOOK (58~59 ページ)	【資料 F-2】と同じ
【資料 2-5-2】	千里金蘭大学学生ハンドブック 2024 (令和 6 年度) (150~160 ページ)	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-5-3】	千里金蘭大学ホームページ>耐震化率	
【資料 2-5-4】	千里金蘭大学 2025 GUIDE BOOK (60~61 ページ)	【資料 F-2】と同じ
【資料 2-5-5】	千里金蘭大学学生ハンドブック 2024 (令和 6 年度) (150~160 ページ)	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-5-6】	千里金蘭大学学生ハンドブック 2024 (令和 6 年度) (103~105 ページ)	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-5-7】	千里金蘭大学大学院ハンドブック 2024 (令和 6 年度) (44~46 ページ)	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-5-8】	千里金蘭大学ホームページ>千里金蘭大学附属図書館	
【資料 2-5-9】	千里金蘭大学学生ハンドブック 2024 (令和 6 年度) (94~95 ページ)	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-5-10】	千里金蘭大学 情報委員会規程	【資料 F-9】抜粋
【資料 2-5-11】	2024 年度新入生ネットガイダンス (大学・大学院)	
【資料 2-5-12】	Office 製品のインストール方法 (個人デバイス用) (Microsoft365)	
【資料 2-5-13】	Google Classroom の使い方	
【資料 2-5-14】	Google Meet マニュアル (参加者用)	
【資料 2-5-15】	千里金蘭大学学生ハンドブック 2024 (令和 6 年度) (150~160 ページ)	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-5-16】	令和 5 (2023) 年度 受講者数一覧	
2-6. 学生の意見・要望への対応		
【資料 2-6-1】	令和 4 年度 (1 年~3 年対象) 学修習慣実態調査 集計結果	
【資料 2-6-2】	令和 5 年 3 月卒業生対象 学修行動調査 (卒業生版) 集計結果	
【資料 2-6-3】	令和 5 (2023) 年度 授業アンケート結果	例として 1 科目抽出
【資料 2-6-4】	令和 5 (2023) 年度前期 授業改善報告 (様式)	
【資料 2-6-5】	学長直行便を通じた学生の意見・相談等	
【資料 2-6-6】	令和 5 (2023) 年度 第 2 回・第 3 回 内部質保証・IR 推進委員会議事録	
【資料 2-6-7】	大学院 令和 5 (2023) 年度 授業評価アンケート (様式)	
【資料 2-6-8】	大学院 令和 5 (2023) 年度 授業改善報告 (様式)	
【資料 2-6-9】	令和 4 年度 (1 年~3 年対象) 学修習慣実態調査 集計結果	【資料 2-6-1】と同じ
【資料 2-6-10】	令和 5 年 3 月卒業生対象 学修行動調査 (卒業生版) 集計結果	【資料 2-6-2】と同じ
【資料 2-6-11】	学長直行便を通じた学生の意見・相談等	【資料 2-6-5】と同じ
【資料 2-6-12】	千里金蘭大学 後援会 事業案内	【資料 2-4-5】と同じ
【資料 2-6-13】	千里金蘭大学学生ハンドブック 2024 (令和 6 年度) (81~82 ページ)	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-6-14】	令和 4 年度 (1 年~3 年対象) 学修習慣実態調査 集計結果	【資料 2-6-1】と同じ
【資料 2-6-15】	令和 5 年 3 月卒業生対象 学修行動調査 (卒業生版) 集計結果	【資料 2-6-2】と同じ
【資料 2-6-16】	学長直行便を通じた学生の意見・相談等	【資料 2-6-5】と同じ
【資料 2-6-17】	千里金蘭大学 学報 第 21 号、第 25 号	一部抜粋
【資料 2-6-18】	大学院 令和 5 (2023) 年度 学修環境アンケート結果	

基準 3. 教育課程

千里金蘭大学

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
【資料 3-1-1】	千里金蘭大学学生ハンドブック 2024 (令和 6 年度) (4~5、7~8、10~11 ページ)	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-1-2】	千里金蘭大学大学院ハンドブック 2024 (令和 6 年度) (4 ページ)	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-1-3】	千里金蘭大学学則 (第 28~第 32 条)	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-1-4】	千里金蘭大学学生ハンドブック 2024 (令和 6 年度) (25 ページ)	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-1-5】	千里金蘭大学 栄養学部栄養学科 履修内規	【資料 F-9】抜粋
【資料 3-1-6】	千里金蘭大学 教育学部教育学科 履修内規	【資料 F-9】抜粋
【資料 3-1-7】	千里金蘭大学 看護学部看護学科 授業科目の履修条件に関する内規	【資料 F-9】抜粋
【資料 3-1-8】	千里金蘭大学学生ハンドブック 2024 (令和 6 年度) (27~28、32、37~40 ページ)	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-1-9】	千里金蘭大学学則 (第 34~第 35 条)	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-1-10】	千里金蘭大学学生ハンドブック 2024 (令和 6 年度) (27、32、37 ページ)	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-1-11】	千里金蘭大学大学院学則 (第 27~第 30 条)	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-1-12】	千里金蘭大学大学院ハンドブック 2024 (令和 6 年度) (12 ページ)	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-1-13】	千里金蘭大学大学院学則 (第 31~第 32 条)	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-1-14】	千里金蘭大学大学院 学位規程 (第 3 条)	【資料 F-9】抜粋
【資料 3-1-15】	千里金蘭大学大学院ハンドブック 2024 (令和 6 年度) (14 ページ)	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-1-16】	千里金蘭大学学則 (第 27 条)	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-1-17】	千里金蘭大学 履修規程 (第 18 条)	【資料 F-9】抜粋
【資料 3-1-18】	千里金蘭大学学生ハンドブック 2024 (令和 6 年度) (26 ページ)	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-1-19】	千里金蘭大学 栄養学部栄養学科 履修内規	【資料 3-1-5】と同じ
【資料 3-1-20】	千里金蘭大学 教育学部教育学科 履修内規	【資料 3-1-6】と同じ
【資料 3-1-21】	千里金蘭大学 看護学部看護学科 授業科目の履修条件に関する内規	【資料 3-1-7】と同じ
【資料 3-1-22】	千里金蘭大学学生ハンドブック 2024 (令和 6 年度) (27~28、32、37~40 ページ)	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-1-23】	千里金蘭大学学則 (第 34 条)	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-1-24】	千里金蘭大学大学院学則 (第 26 条)	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-1-25】	千里金蘭大学大学院ハンドブック 2024 (令和 6 年度) (12 ページ)	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-1-26】	千里金蘭大学大学院学則 (第 31 条)	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-1-27】	千里金蘭大学大学院 学位規程 (第 10 条、第 12 条)	【資料 3-1-14】と同じ
【資料 3-1-28】	千里金蘭大学大学院 看護学研究科看護学専攻 (修士課程) 学位論文審査基準	【資料 F-9】抜粋
3-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 3-2-1】	千里金蘭大学学生ハンドブック 2024 (令和 6 年度) (5~6、8~9、11~12 ページ)	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-2-2】	千里金蘭大学大学院ハンドブック 2024 (令和 6 年度) (4~5 ページ)	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-2-3】	各学部・学科 カリキュラム・マップ	
【資料 3-2-4】	千里金蘭大学大学院 看護学研究科 学位授与の方針と教育課程編成・実施の方針との関係図	

千里金蘭大学

【資料 3-2-5】	千里金蘭大学学生ハンドブック 2024 (令和 6 年度) (28~30、33~36、41~43、45~75 ページ)	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-2-6】	千里金蘭大学大学院ハンドブック 2024 (令和 6 年度) (14 ページ)	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-2-7】	令和 6 (2024) 年度シラバス作成要領・Web 登録操作説明書	一部抜粋
【資料 3-2-8】	令和 6 (2024) 年度シラバス点検について (依頼)	
【資料 3-2-9】	千里金蘭大学 履修規程 (第 9 条)	【資料 3-1-17】と同じ
【資料 3-2-10】	千里金蘭大学学則 (第 27 条)	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-2-11】	千里金蘭大学大学院学則 (第 26 条)	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-2-12】	千里金蘭大学学生ハンドブック 2024 (令和 6 年度) (17 ページ)	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-2-13】	千里金蘭大学大学院ハンドブック 2024 (令和 6 年度) (9 ページ)	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-2-14】	千里金蘭大学 教養教育委員会規程	【資料 F-9】抜粋
【資料 3-2-15】	令和 5 (2023) 年度 第 1 回・第 2 回教養教育委員会議事録	
【資料 3-2-16】	シラバス (「持続可能社会論」「基礎ゼミ A・B」「実践ゼミ A・B」「基礎ゼミ I・II」「応用ゼミ I・II」「発展ゼミ I・II」「早期体験実習」「総合看護学実習」「看護ゼミナール I・II・III・IV」)	【資料 F-12】抜粋
【資料 3-2-17】	千里金蘭大学 2025 GUIDE BOOK (14、16、17、24、26、27、42、43 ページ)	【資料 F-2】と同じ
【資料 3-2-18】	千里金蘭大学大学院ハンドブック 2024 (令和 6 年度) (14~16 ページ)	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-2-19】	千里金蘭大学 FD・SD 委員会規程	【資料 F-9】抜粋
【資料 3-2-20】	令和 5 (2023) 年度 授業アンケート (様式)	
【資料 3-2-21】	令和 5 (2023) 年度前期 授業改善報告 (様式)	【資料 2-6-4】と同じ
【資料 3-2-22】	令和 5 (2023) 年度 各学部・学科 FD 活動報告書	
【資料 3-2-23】	千里金蘭大学大学院 看護学研究科 FD 委員会規程	【資料 F-9】抜粋
【資料 3-2-24】	大学院 令和 5 (2023) 年度 授業評価アンケート (様式)	【資料 2-6-7】と同じ
【資料 3-2-25】	大学院 令和 5 (2023) 年度 授業改善報告 (様式)	【資料 2-6-8】と同じ
【資料 3-2-26】	大学院 令和 5 年度 公開授業最終報告書	
3-3. 学修成果の点検・評価		
【資料 3-3-1】	千里金蘭大学学生ハンドブック 2024 (令和 6 年度) (4~5、7~8、10~11 ページ)	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-3-2】	千里金蘭大学大学院ハンドブック 2024 (令和 6 年度) (4 ページ)	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-3-3】	各学部・学科 カリキュラム・マップ	【資料 3-2-3】と同じ
【資料 3-3-4】	千里金蘭大学大学院 看護学研究科 学位授与の方針と教育課程編成・実施の方針との関係図	【資料 3-2-4】と同じ
【資料 3-3-5】	千里金蘭大学 アセスメント・プラン	【資料 F-9】抜粋
【資料 3-3-6】	令和 4 年度 (1 年~3 年対象) 学修習慣実態調査 集計結果	【資料 2-6-1】と同じ
【資料 3-3-7】	国家試験合格状況、資格取得状況及び就職状況 (過去 4 年間)	
【資料 3-3-8】	令和 5 年 3 月卒業生対象 学修行動調査 (卒業生版) 集計結果	【資料 2-6-2】と同じ
【資料 3-3-9】	令和 4 (2022) 年度 IR データ報告書	【資料 2-2-17】と同じ

基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		
【資料 4-1-1】	学校法人金蘭会学園 組織規程 (第 17 条、第 18 条)	【資料 F-9】抜粋
【資料 4-1-2】	千里金蘭大学学則 (第 37 条)	【資料 F-3】と同じ

千里金蘭大学

【資料 4-1-3】	一部委員会の委員長及び構成員選任の取扱いについて（報告）	
【資料 4-1-4】	令和 6（2024）年度 各種委員会構成員一覧	
【資料 4-1-5】	令和 6（2024）年度 役職者一覧	
【資料 4-1-6】	学校法人金蘭会学園 寄附行為（第 7 条）	【資料 F-1】と同じ
【資料 4-1-7】	学校法人金蘭会学園 組織規程（第 17 条、第 19 条～第 21 条）	【資料 4-1-1】と同じ
【資料 4-1-8】	千里金蘭大学学則（第 37 条～第 40 条、第 42 条）	【資料 F-3】と同じ
【資料 4-1-9】	千里金蘭大学大学院学則（第 34、第 35 条、第 38 条）	【資料 F-3】と同じ
【資料 4-1-10】	千里金蘭大学 大学協議会規程（第 3 条、第 4 条）	【資料 F-9】抜粋
【資料 4-1-11】	千里金蘭大学 教授会規程（第 5 条）	【資料 F-9】抜粋
【資料 4-1-12】	千里金蘭大学大学院 看護学研究科委員会規程（第 5 条）	【資料 F-9】抜粋
【資料 4-1-13】	千里金蘭大学 学生懲戒規程	【資料 F-9】抜粋
【資料 4-1-14】	千里金蘭大学 委員会設置規程	【資料 F-9】抜粋
【資料 4-1-15】	令和 6（2024）年度 各種委員会構成員一覧	【資料 4-1-4】と同じ
【資料 4-1-16】	学校法人金蘭会学園 組織規程（第 14 条）	【資料 4-1-1】と同じ
【資料 4-1-17】	学校法人金蘭会学園 事務組織規程	【資料 F-9】抜粋
【資料 4-1-18】	組織別職員配置図（令和 6（2024）年 5 月 1 日現在）	
【資料 4-1-19】	千里金蘭大学が求める事務職員像及び階層別の事務職員の役割	
【資料 4-1-20】	千里金蘭大学 事務職員人事評価制度実施の手引	一部抜粋
【資料 4-1-21】	令和 6（2024）年度 各種委員会構成員一覧	【資料 4-1-4】と同じ
4-2. 教員の配置・職能開発等		
【資料 4-2-1】	千里金蘭大学 人事委員会規程	【資料 F-9】抜粋
【資料 4-2-2】	千里金蘭大学 教員人事の手続きに係る細則	【資料 F-9】抜粋
【資料 4-2-3】	千里金蘭大学 栄養学部及び教育学部 教員の採用及び昇任に関する資格判定基準	【資料 F-9】抜粋
【資料 4-2-4】	千里金蘭大学 看護学部 教員の採用及び昇任に関する資格判定基準	【資料 F-9】抜粋
【資料 4-2-5】	千里金蘭大学大学院 看護学研究科（修士課程）教員の採用及び昇任に関する資格判定基準	【資料 F-9】抜粋
【資料 4-2-6】	千里金蘭大学 FD・SD 委員会規程	【資料 3-2-19】と同じ
【資料 4-2-7】	令和 5（2023）年度第 1 回 FD・SD 委員会議事録	
【資料 4-2-8】	令和 5（2023）年度 授業アンケート（様式）	【資料 3-2-20】と同じ
【資料 4-2-9】	令和 5（2023）年度前期 授業改善報告（様式）	【資料 2-6-4】と同じ
【資料 4-2-10】	令和 5（2023）年度 授業アンケート集計結果	
【資料 4-2-11】	令和 5（2023）年度 各学部・学科 FD 活動報告書	【資料 3-2-22】と同じ
【資料 4-2-12】	全学 FD・SD 研修実施一覧	
【資料 4-2-13】	千里金蘭大学大学院 看護学研究科 FD 委員会規程	【資料 3-2-23】と同じ
【資料 4-2-14】	大学院 令和 5（2023）年度 授業評価アンケート（様式）	【資料 2-6-7】と同じ
【資料 4-2-15】	大学院 令和 5（2023）年度 授業改善報告（様式）	【資料 2-6-8】と同じ
【資料 4-2-16】	令和 5（2023）年度第 1 回・第 3 回 看護学研究科 FD 委員会議事録	
4-3. 職員の研修		
【資料 4-3-1】	新規入職職員対象オリエンテーション資料	
【資料 4-3-2】	令和 4（2022）年度 SD 研修次第	
【資料 4-3-3】	SD（Staff Development）実施状況（直近 3 年間）	
【資料 4-3-4】	全学 FD・SD 研修実施一覧	【資料 4-2-12】と同じ
【資料 4-3-5】	千里金蘭大学が求める事務職員像及び階層別の事務職員の役割	【資料 4-1-19】と同じ
【資料 4-3-6】	千里金蘭大学 事務職員人事評価制度実施の手引	【資料 4-1-20】と同じ

千里金蘭大学

4-4. 研究支援		
【資料 4-4-1】	千里金蘭大学 研究倫理規準	【資料 F-9】 抜粋
【資料 4-4-2】	千里金蘭大学 研究活動の不正行為に関する規程	【資料 F-9】 抜粋
【資料 4-4-3】	千里金蘭大学 公的研究費取扱規程	【資料 F-9】 抜粋
【資料 4-4-4】	千里金蘭大学 公的研究費不正使用防止計画	【資料 F-9】 抜粋
【資料 4-4-5】	千里金蘭大学における公的研究費の使用に関する行動規範	【資料 F-9】 抜粋
【資料 4-4-6】	千里金蘭大学 公的研究費の不正使用に係る調査等取扱規程	【資料 F-9】 抜粋
【資料 4-4-7】	千里金蘭大学における公的研究費の運営・管理の責任体系	【資料 F-9】 抜粋
【資料 4-4-8】	千里金蘭大学ホームページ>公的研究費の不正使用防止への取り組み	
【資料 4-4-9】	千里金蘭大学 人を対象とする研究倫理規程	【資料 F-9】 抜粋
【資料 4-4-10】	千里金蘭大学 動物実験規程	【資料 F-9】 抜粋
【資料 4-4-11】	千里金蘭大学 動物実験委員会規程	【資料 F-9】 抜粋
【資料 4-4-12】	千里金蘭大学 個人研究費に関する規程	【資料 F-9】 抜粋
【資料 4-4-13】	千里金蘭大学 奨励研究費に関する規程	【資料 F-9】 抜粋
【資料 4-4-14】	千里金蘭大学 特別研究費 (A) (B) に関する規程	【資料 F-9】 抜粋
【資料 4-4-15】	千里金蘭大学 海外出張費補助に関する規程	【資料 F-9】 抜粋
【資料 4-4-16】	科学研究費 申請・採択状況 (直近 5 年間)	

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-1】	学校法人金蘭会学園 寄附行為 (第 3 条)	【資料 F-1】 と同じ
【資料 5-1-2】	学校法人金蘭会学園 組織規程	【資料 4-1-1】 と同じ
【資料 5-1-3】	千里金蘭大学 ガバナンス・コード	
【資料 5-1-4】	学校法人金蘭会学園ホームページ>情報公開	
【資料 5-1-5】	千里金蘭大学ホームページ>教育情報の公表	
【資料 5-1-6】	学園中期計画 (2020 年 4 月~2025 年 3 月)	【資料 1-2-13】 と同じ
【資料 5-1-7】	学校法人金蘭会学園 ハラスメント防止等に関する規程	【資料 F-9】 抜粋
【資料 5-1-8】	学校法人金蘭会学園 ハラスメント防止に関するガイドライン	【資料 F-9】 抜粋
【資料 5-1-9】	千里金蘭大学学生ハンドブック 2024 (令和 6 年度) (110~111 ページ)	【資料 F-5】 と同じ
【資料 5-1-10】	千里金蘭大学大学院ハンドブック 2024 (令和 6 年度) (51 ページ)	【資料 F-5】 と同じ
【資料 5-1-11】	千里金蘭大学 危機管理規程	【資料 F-9】 抜粋
【資料 5-1-12】	危機管理基本マニュアル	【資料 F-9】 抜粋
【資料 5-1-13】	令和 6 (2024) 年度避難訓練実施要領	
5-2. 理事会の機能		
【資料 5-2-1】	学校法人金蘭会学園 寄附行為 (第 6 条、第 7 条)	【資料 F-1】 と同じ
【資料 5-2-2】	令和 5 (2023) 年度 理事会、評議員会の開催及び出席状況	【資料 F-10】 抜粋
【資料 5-2-3】	意思表示書	
【資料 5-2-4】	学校法人金蘭会学園 学園運営会議規程	【資料 F-9】 抜粋
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 5-3-1】	千里金蘭大学 大学協議会規程	【資料 4-1-10】 と同じ
【資料 5-3-2】	学校法人金蘭会学園 学園運営会議規程	【資料 5-2-4】 と同じ
【資料 5-3-3】	学校法人金蘭会学園 寄附行為 (第 8 条、第 16 条、第 24 条)	【資料 F-1】 と同じ
【資料 5-3-4】	学校法人金蘭会学園 監事・監査規程	【資料 F-9】 抜粋
【資料 5-3-5】	令和 5 年度 金蘭会学園監査計画及び監査報告書	【資料 F-11】 一部抜粋

千里金蘭大学

【資料 5-3-6】	令和 5 (2023) 年度 理事会、評議員会の開催及び出席状況	【資料 5-2-2】と同じ
【資料 5-3-7】	令和 5 (2023) 年度 内部監査計画書及び報告書	
【資料 5-3-8】	意思表示書	
5-4. 財務基盤と収支		
【資料 5-4-1】	学園中期計画 (2020 年 4 月～2025 年 3 月) 策定に向けた基礎資料	
【資料 5-4-2】	学園中期計画 (2020 年 4 月～2025 年 3 月)	【資料 1-2-13】と同じ
【資料 5-4-3】	金蘭会学園財務中期 (5 ヶ年) 計画	
【資料 5-4-4】	財務新 6 ヶ年計画 [令和 6 (2024) 年度～令和 11 (2029) 年度] 策定の必要性、策定に向けた考え方について	
【資料 5-4-5】	財務新 6 ヶ年計画 [令和 6 (2024) 年度～令和 11 (2029) 年度]	
【資料 5-4-6】	令和 6 (2024) 年度予算編成方針	
【資料 5-4-7】	科学研究費 申請・採択状況 (直近 5 年間)	【資料 4-4-16】と同じ
5-5. 会計		
【資料 5-5-1】	学校法人金蘭会学園 経理規程	【資料 F-9】抜粋
【資料 5-5-2】	学校法人金蘭会学園 固定資産管理規程	【資料 F-9】抜粋
【資料 5-5-3】	学校法人金蘭会学園 経理規程 (予算の実行) 第 51 条第 2 項の取扱に関する細則	【資料 F-9】抜粋
【資料 5-5-4】	独立監査人の監査報告書	
【資料 5-5-5】	2023 年度 監査報告書	【資料 5-3-5】と同じ
【資料 5-5-6】	令和 5 (2023) 年度 内部監査計画書及び報告書	【資料 5-3-7】と同じ

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 6-1-1】	千里金蘭大学学則 (第 2 条)	【資料 F-3】と同じ
【資料 6-1-2】	千里金蘭大学大学院学則 (第 2 条)	【資料 F-3】と同じ
【資料 6-1-3】	千里金蘭大学 内部質保証に関する方針	【資料 F-9】抜粋
【資料 6-1-4】	千里金蘭大学における内部質保証体制図	【資料 F-9】抜粋
【資料 6-1-5】	千里金蘭大学 内部質保証・IR 推進委員会規程	【資料 F-9】抜粋
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料 6-2-1】	千里金蘭大学学則 (第 2 条)	【資料 F-3】と同じ
【資料 6-2-2】	千里金蘭大学大学院学則 (第 2 条)	【資料 F-3】と同じ
【資料 6-2-3】	千里金蘭大学 内部質保証に関する方針	【資料 6-1-3】と同じ
【資料 6-2-4】	千里金蘭大学 内部質保証・IR 推進委員会規程	【資料 6-1-5】と同じ
【資料 6-2-5】	千里金蘭大学 アセスメント・プラン	【資料 3-3-5】と同じ
【資料 6-2-6】	千里金蘭大学ホームページ>認証評価/外部評価/自己点検・評価	
【資料 6-2-7】	千里金蘭大学 アセスメント・プラン	【資料 3-3-5】と同じ
【資料 6-2-8】	千里金蘭大学 内部質保証に関する方針	【資料 6-1-3】と同じ
【資料 6-2-9】	千里金蘭大学 内部質保証・IR 推進委員会規程	【資料 6-1-5】と同じ
【資料 6-2-10】	令和 4 (2022) 年度 IR データ報告書	【資料 2-2-16】と同じ
【資料 6-2-11】	令和 5 (2023) 年度 第 2 回 内部質保証・IR 推進委員会議事録	【資料 2-6-6】一部抜粋
6-3. 内部質保証の機能性		
【資料 6-3-1】	千里金蘭大学 アセスメント・プラン	【資料 3-3-5】と同じ
【資料 6-3-2】	金蘭会学園中期計画 (2020 年度～2024 年度) 概要	
【資料 6-3-3】	学園中期計画 (2020 年 4 月～2025 年 3 月)	【資料 1-2-13】と同じ

千里金蘭大学

【資料 6-3-4】	学園中期計画 4 年目（2023 年度）期末評価及び 5 年目（2024）年度計画	
------------	---	--

基準 A. 地域貢献・地域連携

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 大学の物的・知的資源の社会への提供		
【資料 A-1-1】	スイタブルシティウェブ>学習	
【資料 A-1-2】	千里金蘭大学と吹田市との連携協力に関する基本協定書	
【資料 A-1-3】	千里金蘭大学と吹田市との連携協議会設置に関する覚書	
【資料 A-1-4】	令和 5 年度 千里金蘭大学・吹田市連携協議会次第	
【資料 A-1-5】	千里金蘭大学 研究推進・社会連携センター規程	
【資料 A-1-6】	千里金蘭大学 2025 GUIDE BOOK (6 ページ)	【資料 F-2】と同じ
【資料 A-1-7】	令和 5 年度 きんらん保健室ひだまり WG 活動総括について	
【資料 A-1-8】	生涯学習吹田市民大学千里金蘭大学キャンパス講座案内チラシ (過去 3 年間)	
【資料 A-1-9】	生涯学習吹田市民大学千里金蘭大学キャンパス講座実施報告 (過去 3 年間)	
【資料 A-1-10】	千里金蘭大学 2025 GUIDE BOOK (58~59 ページ)	【資料 F-2】と同じ
【資料 A-1-11】	千里金蘭大学ホームページ>学内施設の使用について	
【資料 A-1-12】	千里金蘭大学 施設使用規程	【資料 F-9】抜粋
【資料 A-1-13】	Kinran International Saturday School 2024 年度募集要項	
【資料 A-1-14】	Just For Kids 2024 案内チラシ	
【資料 A-1-15】	千里金蘭大学ホームページ>吹田くわい料理教室の開催について	
【資料 A-1-16】	千里金蘭大学 2025 GUIDE BOOK (17 ページ)	一部抜粋
【資料 A-1-17】	2024 年度「金蘭おやこクラブ」参加親子募集案内チラシ	
【資料 A-1-18】	金蘭おやこクラブへの参加状況 (過去 3 年間)	
【資料 A-1-19】	千里金蘭大学ホームページ>子育てひろば Oh! キッズ開室について	
【資料 A-1-20】	子育てひろば Oh! キッズの利用状況 (過去 3 年間)	
【資料 A-1-21】	千里金蘭大学ホームページ>あそびのひろばの開催について	
【資料 A-1-22】	2023 年度 模擬患者 (SP) 授業見学及び養成講座案内チラシ	
【資料 A-1-23】	2023 年度 模擬患者 (SP) 養成講座実施報告	
【資料 A-1-24】	教育ボランティア募集案内チラシ	
【資料 A-1-25】	千里金蘭大学ホームページ>北千里マルシェ+夏まつりへのひだまりの参加について	
【資料 A-1-26】	レディース健康フェスティバル案内チラシ	
【資料 A-1-27】	令和 5 年度 きんらん保健室ひだまり WG 活動総括について	【資料 A-1-7】と同じ
【資料 A-1-28】	千里金蘭大学 看護実践・研修センター規程	
【資料 A-1-29】	千里金蘭大学ホームページ>リカレント研修会について	
【資料 A-1-30】	令和 6 (2024) 年度 看護師特定行為研修 募集要項	